

第100回CDM理事会、第41回JI監督委員会、
第13回京都議定書締約国会合の決定までを反映

図解 京都メカニズム

2018年10月 第27版





公益財団法人 地球環境戦略研究機関

気候変動とエネルギー領域 上野訓弘、高橋 健太郎 編集

図解・京都メカニズムは、京都メカニズムに関する国際ルールや国内ルールについて、わかりやすく解説することを目的としています。全ての国際・国内ルールについて記述している訳ではなく、その後のルール改定によって、変更されている可能性もあります。

また本資料の内容は編者の見解であり、IGESとしての見解を述べたものではありません。

掲載した情報に間違いがないよう最大努力をしていますが、編者及びIGESは、本資料の利用によって被った損害、損失に対して、いかなる場合でも一切の責任を負いません。本資料中の間違い等やご意見については、ce-info@iges.or.jpまでご連絡下さい。

また本資料は<<https://www.iges.or.jp/jp/climate-energy/database.html#guidel>>よりダウンロード可能です。

転載・引用する場合、出所を明記して下さい。明記せずに転載・引用することは固くお断り致します。

用語集

略語	英語正式名称	日本語訳
AAU	assigned amount Unit	割当量単位(割当量の一部)
ACM	approved consolidated methodology	承認済み統合方法論
AE	applicant entity	申請組織
AIE	accredited independent entity	認定独立組織
AM	approved methodology	承認済み方法論
AMS	approved small-scales methodologies	承認済み小規模CDM方法論
A/R CDM	afforestation and reforestation project activities under the clean development mechanism	新規植林・再植林CDM
AR	afforestation and reforestation	新規植林・再植林
CCS	carbon dioxide capture and storage	炭素隔離・貯留
CDM	clean development mechanism	クリーン開発メカニズム
CDM-AP	CDM accreditation panel	CDM(運営組織)認定パネル
CEF	carbon emission factor	炭素排出係数
CER	certified emission reduction	認証された排出削減量(CDMのクレジット)
CME	coordinating or managing entity	(PoAにおける)調整又は管理主体
CMP(COP/MOP)	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol	京都議定書締約国会合
COP コップ	Conference of the Parties (to the UNFCCC)	気候変動枠組条約締約国会議
CPA	CDM programme activity	CDMプログラム活動
CPR	commitment period reserve	約束期間リザーブ
DFP	designated focal point	指定担当機関
DNA	designated national authority	指定国家機関
DOE	designated operational entity	指定運営組織
EB	the CDM executive board	CDM理事会
EIT	economies in transition	市場経済移行国
ERT	expert review team	専門家審査チーム
ERU	emission reduction unit	排出削減単位(JIのクレジット)
GHG	greenhouse gas	温室効果ガス
GIS	green investment scheme	グリーン投資スキーム
GWP	global warming potential	地球温暖化係数
HFCs	Hydrofluorocarbons	ハイドロフルオロカーボン
IE	independent entity	独立組織

略語	英語正式名称	日本語訳
IET	international emissions trading	国際排出量取引
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change	気候変動に関する政府間パネル
ITL	international transaction log	国際取引ログ
JI	joint implementation	共同実施
JISC ジスク	Joint Implementation Supervisory Committee	JI監督委員会(=6条監督委員会)
JI-AP	Joint Implementation Accreditation Panel	JI(独立組織)認定パネル
LULUCF ルルシーエフ	land use, land-use change and forestry	土地利用・土地利用変化・林業(又は吸収源活動)
MoC	modalities of communication	(プロジェクト参加者とCDM理事会との)連絡方法
MP	methodologies panel	ベースライン・モニタリング方法論パネル
NM	new methodology	新方法論
OE	operational entity	運営組織
PCP	Project cycle procedure	プロジェクトサイクル手続き
PDD	project design document	プロジェクト設計書
PFCs	Perfluorocarbons	パーフルオロカーボン
PoA	programme of activities	プログラム活動(プログラムCDM)
PP	project participant	プロジェクト参加者
PS	Project Standard	プロジェクトの標準
RMU	removal unit	除去単位(吸収源活動に基づくクレジット)
SAR サー	(the IPCC) Second Assessment Report	IPCC第二次評価報告書
SB	Standardized Baseline	標準化ベースライン
SBI	Subsidiary Body for Implementation	実施に関する補助機関
SBSTA サブスタ	Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice	科学・技術上の助言に関する補助機関
SF ₆	Sulfur Hexafluoride	六フッ化硫黄
SOP ソップ	share of proceeds	収益の一部(徴収分)
SSC	small scale CDM	小規模CDM
SSC-WG	working group for small-scale CDM project activities	小規模CDMワーキング・グループ
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約
VVS	validation and verification standard	バリデーション・認証の標準

目次

1. 京都議定書

- 1-1. 概要 p 1
- 1-2. 経緯 p 2
- 1-3. 附属書 I 国リスト p 3

2. 京都メカニズムの概要

- 2-1. クリーン開発メカニズム(CDM) p 4
- 2-2. 共同実施(JI) p 5
- 2-3. 国際排出量取引 p 6

3. CDMのステップ p 8

4. CDMの関係主体

- 4-1. CMP(京都議定書の締約国会合) p10
- 4-2. DNA(指定国家機関) p10
- 4-3. CDM理事会 p11
- 4-4. パネル・ワーキンググループ p13
- 4-5. DOE(指定運営組織) p14
- 4-6. プロジェクト参加者 p16
- 4-7. プロジェクト参加者とCDM理事会の連絡方法 p17

5. CDMプロジェクトの条件 p19

6. PDDの作成の流れ p20

7. ベースライン

- 7-1. ベースラインと追加性の概念 p21
- 7-2. ベースライン・シナリオ p22
- 7-3. ベースライン方法論 p23
- 7-4. 抑圧された需要の検討 p24
- 7-5. 標準化ベースライン p25

- 7-6. 標準化ベースラインの申請と審査手順 p27
- 7-7. 追加性の実証・評価ツール p29
- 7-8. ベースライン及びモニタリング方法論、方法論ツールの新規提案・改定・追加説明 p31

8. プロジェクト開始日とクレジット期間

- 8-1. CDMプロジェクトの開始日 p33
- 8-2. クレジット期間 p35

9. モニタリング計画 p36

10. 関係締約国からの承認 p36

11. 逸脱申請

- 11-1. 逸脱申請の提出 p37
- 11-2. 逸脱申請の手続き p37
- 11-3. 逸脱申請の最終決定 p37

12. CDMプロジェクトの有効化審査

- 12-1. 有効化審査の手順 p38
- 12-2. 有効化審査の要件 p39

13. CDMプロジェクトの登録

- 13-1. 登録申請の手順 p40
- 13-2. 登録申請に対する再審査の手順 p41
- 13-3. 登録料 p42

14. CDMプロジェクト、プログラムCDMの登録後の変更

- 14-1. 変更承認申請の提出 p43
- 14-2. 変更承認申請の手続き p44
- 14-3. 変更承認申請の完了 p44

15. 検証及び認証 p45

16. CERの発行

16-1. CER発行申請の手順 p47

16-2. CER発行申請に対する再審査の手順 p48

17. CERの分配 p49

18. クレジット期間の更新 p50

19. 小規模CDM (SSC)

19-1. 小規模CDMの定義 p52

19-2. 簡易化されたルール・手順 p53

19-3. 小規模CDMプロジェクトのバンドリング(一括化) p57

20. 新規植林・再植林(A/R) CDM

20-1. A/R CDMの概要 p58

20-2. A/R CDMの非永続性 (tCER及びiCER) p59

20-3. 小規模A/R CDM p62

21. プログラムCDM

21-1. プログラムCDMの概要 p63

21-2. プログラムCDMの手続き p65

21-3. 適格性条件の設定標準 p66

22. 共同実施(JI)

22-1. JIの手順の流れ p68

22-2. JIのルール(CDMとの違い等) p70

22-3. JI PDDとベースライン p71

23. 国際排出量取引

23-1. 国際排出量取引の概要 p72

23-2. 約束期間リザーブ (CPR) p73

23-3. グリーン投資スキーム (GIS) p74

24. 京都ユニットの管理システム

24-1. 国別登録簿 p75

24-2. CDM登録簿 p77

24-3. 国際取引ログ (ITL) p78

25. 京都メカニズム活用の際の留意事項

25-1. 京都メカニズムの参加資格 p79

25-2. 京都ユニットの取得量・発行量の上限 p80

25-3. 京都ユニットの繰り越し制限 p80

25-4. 国が不遵守の場合の制限 p80

26. 京都ユニットの管理の流れ

26-1. 京都ユニットの発行、取得・移転 p81

26-2. 京都ユニットの償却、繰り越し p82

26-3. 附属書 I 国の吸収量の算定方法 p83

27. 京都メカニズムに関連する日本の国内制度

27-1. 日本の国内制度の概要 p86

27-2. 日本の国別登録簿 p88

27-3. 投資国としてのCDMプロジェクトの承認プロセス p90

27-4. 第1約束期間のクレジットと第2約束期間のクレジットの取扱い p91

27-5. クレジットの会計・税務処理 p92

文書名の略称と正式名

本資料内略称例 [] 内	対応する文書番号又は正式文書名
KP 2条 para1(a)	京都議定書 (the Kyoto Protocol), 第2条, paragraph1(a)
CP/2001/13/Add2, p1 para2(a)	FCCC/CP/2001/13/Add.2, page1 paragraph2(a)
CMP/2005/8/Add1, p1 para2(a)	FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1, page1 paragraph2(a)
EB01 Rep, para2	Executive Board of the Clean Development Mechanism, 1 st Meeting Report, paragraph2
EB01 Anx2, para3	Executive Board of the Clean Development Mechanism, Annex 2 to the 1 st Meeting Report, paragraph3
PDD GL ver7, p1	Guidelines for Completing the Project Design Document (CDM-PDD), and the Proposed New Baseline and Monitoring Methodologies (CDM-NM) Version 07, page 1 (バージョン7が2008年8月2日に公開されている)
SSC GL ver5, p1	Guidelines for Completing CDM-SSC-PDD, F-CDM-SSC-Subm and F-CDM-SSC-BUNDLE, Version 05, page 1
Glos ver6, p1	Glossary of CDM terms Version 06, page 1
JISC01 Rep, para2	Joint Implementation Supervisory Committee, 1 st Meeting Report, paragraph2
JISC01 Anx2, para3	Joint Implementation Supervisory Committee, Annex 2 to the 1 st Meeting Report, paragraph3
JI Glos ver3, p1	Glossary of Joint Implementation terms Version 03, page 1
PCP ver.5, para1	Clean Development Mechanism Project Cycle Procedure Version 04.0, paragraph 1
PS ver.5, para1	Clean Development Mechanism Project Standard Version 03.0, paragraph 1
VVS ver.5, para1	Clean Development Mechanism Validation and Verification Standard Version 03.0, paragraph 1
Anx は Annex、Apx は Appendix、Att は Attachment、Ann は Annotation の略	
CDM M&P は CDM Modalities and Procedures (Annex to Decision 17/CP.7) (FCCC/CP/2001/13/Add.2, p26~41)のこと	
CDM A/R M&P は Modalities and Procedures for Afforestation and Reforestation project activities under the CDM (Annex to Decision 19/CP.9) (FCCC/CP/2003/6/Add.2, p16~27)のこと	
JI Guidelines は Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol (Annex to Decision 9/CMP.1) (FCCC/CMP/2005/8/Add.2, p3~9)のこと	

1. 京都議定書

1-1. 概要

- ◆ 京都議定書は、1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された
- ◆ 2012年12月にドーハで開催された「第8回京都議定書締約国会合(CMP8)」において、改定された京都議定書が採択された
- ◆ 気候変動枠組条約における附属書 I 国の温室効果ガス(GHG)排出量について、法的拘束力のある排出削減の数値目標を設定

温室効果ガスとして二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、三フッ化窒素(NF₃)、HFC、PFC、SF₆の7種類を指定

気候変動枠組条約附属書 I 国は、主に先進国であるが、ロシア・東欧等(市場経済移行国)を含む

附属書 I 国の参加国は、2008～2012年の5年間(第1約束期間)及び2013年～2020年(第2約束期間)に温室効果ガス排出量の上限が設定される

- ☞ 各国の初期割当量(Assigned Amount)は、以下によって計算される
⇒ 「基準年排出量」×「排出削減数値目標」×5年(第1約束期間)又は8年(第2約束期間)
- ☞ 基準年排出量は1990年の温室効果ガスの排出量(HFCs、PFCs、SF₆については1995年、NF₃は1995年又は2000年の排出量としてもよい)
⇒ 市場経済移行国のCO₂の排出量については1990年以外の年を基準年としてもよい
- ☞ 国内での植林等の吸収源活動によるCO₂の吸収増大量については、排出枠として割当量に加えることが可能

- ◆ 附属書 I 国の排出削減目標を達成するための補足的な仕組みとして、市場原理を活用する京都メカニズム(3つ)を導入

共同実施
(JI: Joint Implementation)
〈京都議定書 第6条〉

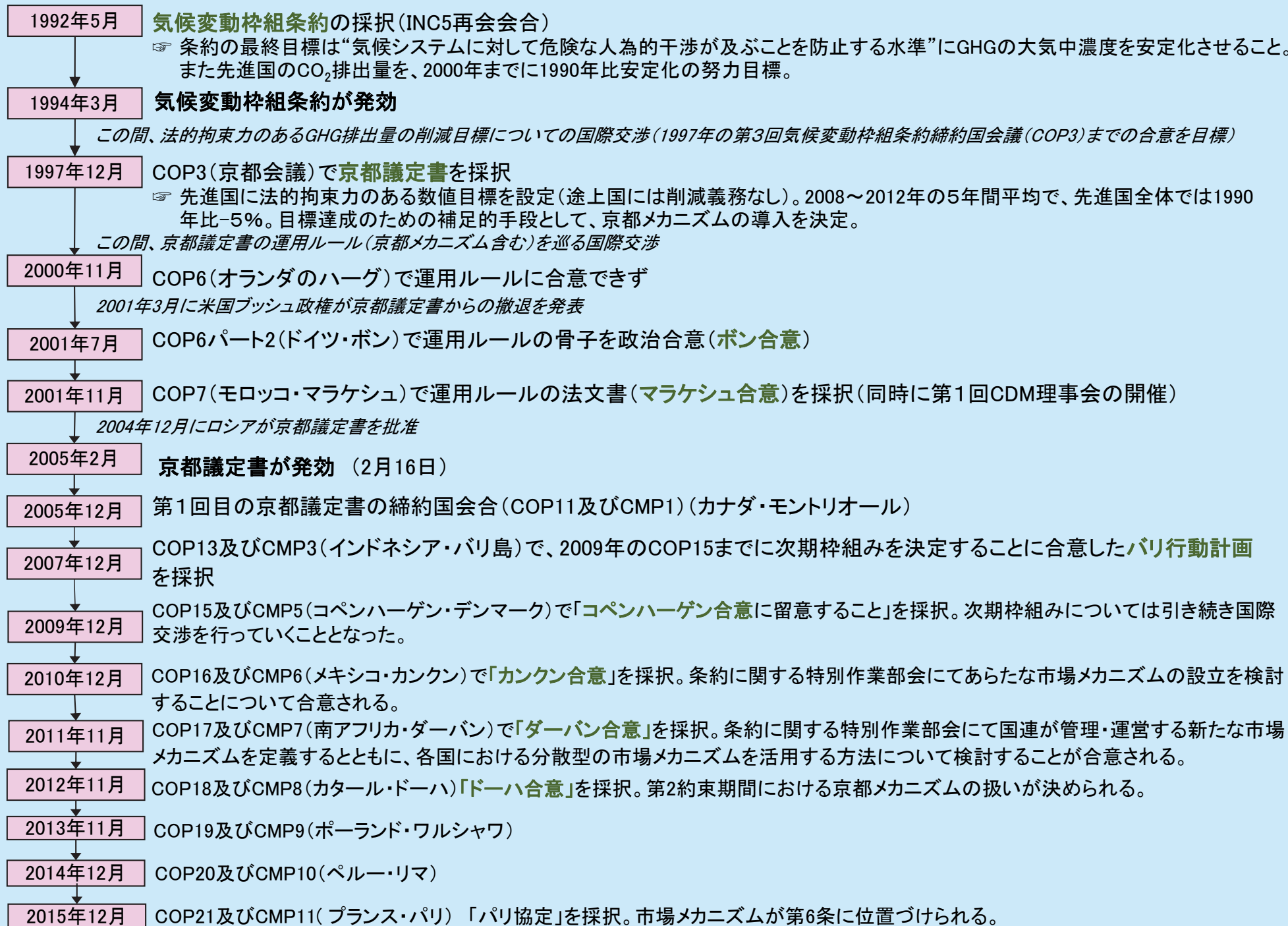
クリーン開発メカニズム
(CDM: Clean Development Mechanism)
〈京都議定書 第12条〉

国際排出量取引
(IET: International Emissions Trading)
〈京都議定書 第17条〉

- ◆ 国だけでなく、事業者も京都メカニズムに参加することが可能 [CMP/2005/8/Ad2, p7 para29][CMP/2005/8/Ad1, p13 para33][CMP/2005/8/Ad2, p19 para5]
☞ 参加するためには、国が京都メカニズムへの参加資格を満たすことが必要 (25-1参照)

参考: 京都議定書の発効

- ☞ 京都議定書は、以下の気候変動枠組条約締約国が、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日の90日後に発効する [KP 25条 para1]
⇒ 55ヶ国以上の締約国
⇒ かつ、1990年の附属書 I 国のCO₂総排出量のうち55%以上を占める附属書 I 国
- ☞ 京都議定書は2005年2月16日に発効した
⇒ 現時点で191カ国と1つの地域経済統合機関(EU)が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託している
⇒ それらのうち、附属書 I 国の1990年の二酸化炭素の排出量合計は全附属書 I 国の排出量合計の55%
[http://unfccc.int/kyoto_protocol/status_of_ratification/items/2613.php]



1-3. 附属書 I 国リスト

◆ 気候変動枠組条約の附属書I国数は特定のCOPやCMP決定での追加を含め、2014年11月現在43カ国である。

[http://unfccc.int/parties_and_observers/parties/annex_i/items/2774.php]

◆ 京都議定書附属書Bに記載された第1・第2約束期間における附属書 I 国の温室効果ガス排出量の排出削減の数値目標(基準年排出量比)は以下の通り

EU加盟国及び関連国				その他				
国	第1約束期間	第2約束期間	国	第1約束期間	第2約束期間	国	第1約束期間	第2約束期間
EU	-8%	-20%	イタリア	-8%	-20%	オーストラリア	8%	-0.5%
オーストリア	-8%	-20%	ラトビア*	-8%	-20%	カザフスタン*	-	-5%
ベルギー	-8%	-20%	リトアニア*	-8%	-20%	ベラルーシ*	-	-12%
ブルガリア*	-8%	-20%	ルクセンブルグ	-8%	-20%	スイス	-8%	-15.8%
クロアチア*	-5%	-20%	マルタ	-	-20%	リヒテンシュタイン	-8%	-16%
キプロス	-	-20%	オランダ	-8%	-20%	ノルウェー	1%	-16%
チェコ*	-8%	-20%	ポーランド*	-6%	-20%	モナコ	-8%	-22%
デンマーク	-8%	-20%	ポルトガル	-8%	-20%	ウクライナ*	0%	-24%
エストニア*	-8%	-20%	ルーマニア*	-8%	-20%	カナダ	-6%	-
フィンランド	-8%	-20%	スロバキア*	-8%	-20%	日本	-6%	-
フランス	-8%	-20%	スロベニア*	-8%	-20%	ニュージーランド	0%	-3.2%
ドイツ	-8%	-20%	スペイン	-8%	-20%	ロシア	0%	-
ギリシャ	-8%	-20%	スウェーデン	-8%	-20%	米国	-	-
ハンガリー*	-6%	-20%	イギリス	-8%	-20%	トルコ	-	-
アイルランド	-8%	-20%	アイスランド	10%	-20%			

⇒ 各国の数値は改正された京都議定書に基づく。[FCCC/KP/CMP/2012/13/Add.1]

⇒ 米国は京都議定書の批准・国連への寄託をしていない。カナダは京都議定書から撤退についての通知を2011年12月15日に提出し、2012年12月15日からその効力が発した。

⇒ 2010年12月10日に日本は2013年以降の京都議定書の第2約束期間における数値目標を持たないことを表明。2010年12月9日にロシアが第2約束期間における数値的排出削減目標を持たないことの表明したことが受理された。ニュージーランドは2013年から2020年の気候変動枠組条約における国別数値的削減目標を2013年8月に提出

⇒ 2013年10月24日時点で、米国、カナダ、トルコ、ベラルーシ、カザフスタン、キプロス、以外の国は京都メカニズム参加資格を有している。

[<http://unfccc.int/resource/docs/2013/cmp9/eng/06.pdf>]

⇒ EU及びその加盟国、アイスランドはEUとその加盟国全体として達成することを掲げた数値。

⇒ トルコは京都議定書附属書B国としての削減目標を有していない。

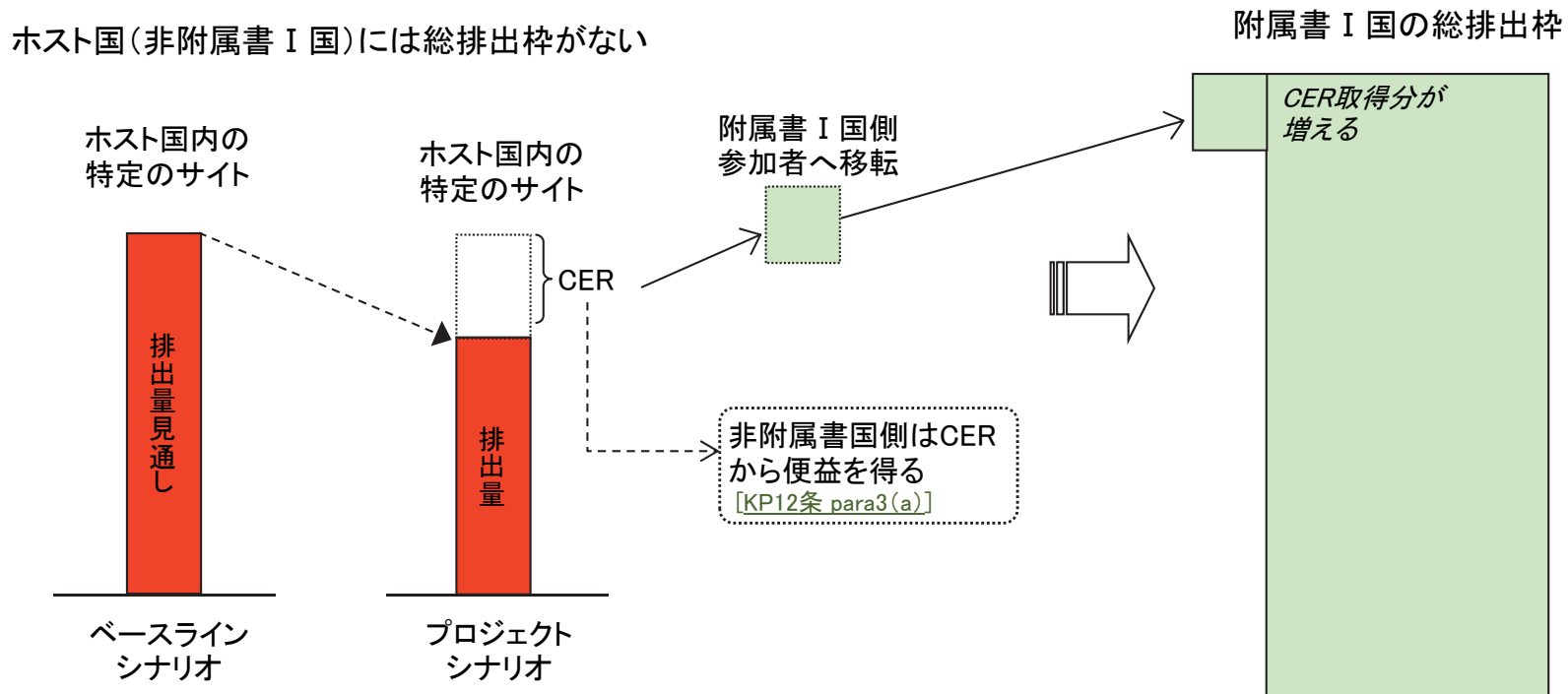
⇒ カザフスタンは気候変動枠組条約では非附属書I国であるが、京都議定書1条para7に従い京都議定書での附属書I国となり改正議定書で基準年1990年から-5%の数値約束を提示している。

⇒ *は市場経済移行国。

2. 京都メカニズムの概要

2-1. クリーン開発メカニズム(CDM)

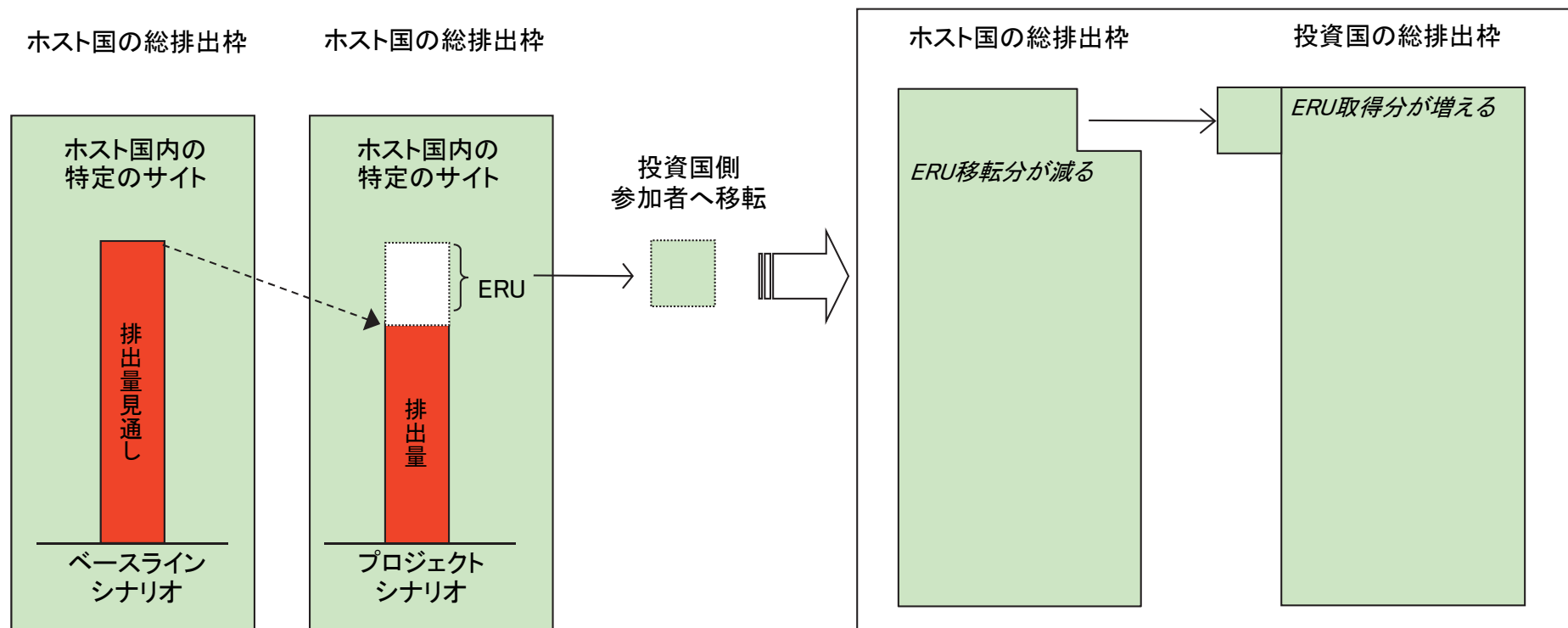
- ◆ 温室効果ガス排出量の上限(総排出枠)が設定されている附属書 I 国が関与して、排出上限が設定されていない非附属書 I 国(途上国)において排出削減(又は吸収増大)プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいてクレジットが発行される
 - ☞ 実際にプロジェクトが行われる非附属書 I 国をホスト国と呼ぶ
 - ☞ CDMで発行されるクレジットをCER(Certified Emission Reduction)と呼ぶ [CMP/2005/8/Ad1, p7 para1(b)]
 - ☞ 排出削減はCDMプロジェクトがなかった場合に比べて追加的でなければならない [KP 12条 para5(c)]
- ◆ 附属書 I 国は京都議定書の数値目標達成のために、CERを活用可能 [KP 12条 para3(b)]
 - ☞ 結果として、附属書 I 国の総排出枠の量が増大する
 - ☞ CER発行には様々な審査が必要であり、第三者が関与し厳格に行われる
- ◆ 京都議定書の第1約束期間が始まる前にクレジットの発行が可能
 - ☞ 2000年～2007年の排出削減量に基づいて発行されたクレジットについても、附属書 I 国の数値目標達成に活用できる [KP 12条 para10]



2-2. 共同実施 (JI)

- ◆ 「共同実施 (JI)」とは、京都議定書で第6条で規定されている活動の通称名
- ◆ 温室効果ガス排出量の上限 (総排出枠) が設定されている附属書 I 国同士が協力して、附属書 I 国内において排出削減 (又は吸収増大) プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量 (又は吸収増大量) に基づいてクレジットが発行される
 - ☞ 実際にプロジェクトが行われる国をホスト国と呼ぶ
 - ☞ 共同実施で発行されるクレジットをERU (Emission Reduction Unit) と呼ぶ [CMP/2005/8/Ad1, p7 para1 (a)]
 - ☞ 排出削減又は吸収増大は、JIプロジェクトがなかった場合に比べて追加的でなければならない [KP 6条 para1 (b)]
- ◆ ERUは京都議定書の数値目標達成に向けて活用可能 [KP 6条 para1]
 - ☞ 結果として、数値目標が設定されている (総排出枠が設定されている) 附属書 I 国間での排出枠の取得・移転になるため、附属書 I 国全体としての総排出枠の量は変わらない
- ◆ ERUは2008年以降の削減分に対して発行される [CMP/2005/8/Ad2, p2 para5]

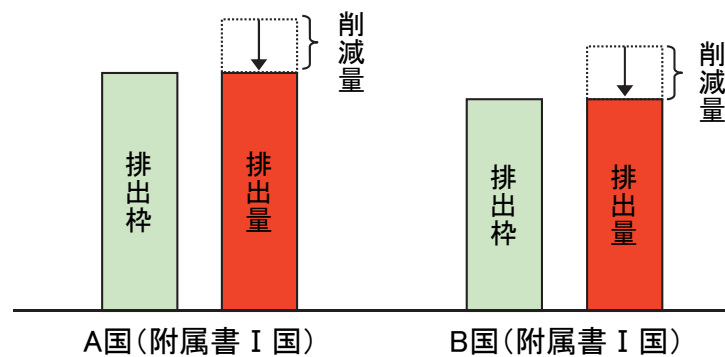
ホスト国・投資国 (共に附属書 I 国) の総排出枠の合計は変わらない



2-3. 国際排出量取引

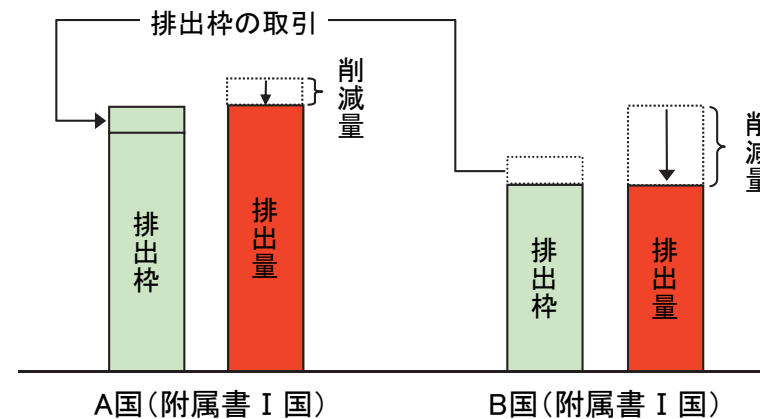
- ◆ 温室効果ガス排出量の上限(総排出枠)が設定されている附属書 I 国間で、排出枠・クレジット(京都ユニット)の取得・移転(取引)を行うこと
 - ☞ 附属書 I 国合計の総排出枠の量は変わらない
 - ☞ 議定書附属書B国のみが国際排出量取引への参加が可能
- ◆ 市場メカニズムにより、理論的には目標達成のための全体費用を低下させることが可能となる(下図参照)

国際排出量取引がない場合



	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	-	-	-
取引後・総排出枠	10	8	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	2	2	4
削減費用単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$400	\$200	\$600
排出枠売買	-	-	-
目標達成費用	\$400	\$200	\$600

国際排出量取引がある場合



	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	1	-1	0
取引後・総排出枠	11	7	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	1	3	4
削減費用単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$200	\$300	\$500
排出枠売買	150	-150	0
目標達成費用	\$350	\$150	\$500

(注) B国はA国に排出枠1単位を\$150で販売するとした。
ただし、取引のために必要なコストは考慮していない。

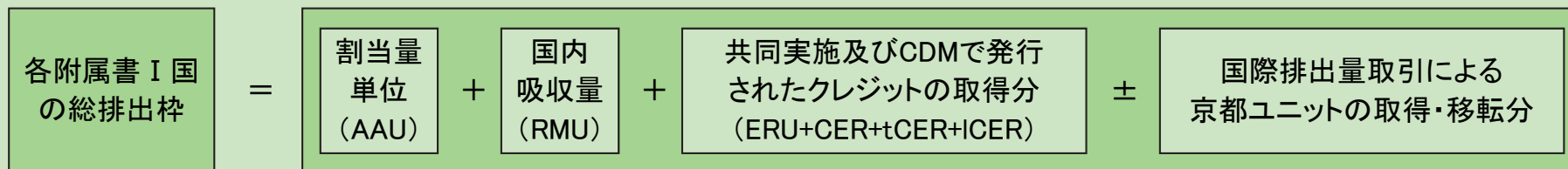
◆ 国際排出量取引で取得・移転が行える排出枠・クレジット(京都ユニット)は、以下の5つ

- ☞ 割当量単位 (Assigned Amount Unit : AAU) [CMP/2005/8/Ad1, p7 para1(c)]
 - ⇒ 附属書 I 国の総割当量は、基準年排出量と数値目標から算定される
- ☞ (附属書 I 国における) 吸収源活動による吸収量 (Removal unit : RMU) [CMP/2005/8/Ad1, p7 para1(d)]
 - ⇒ 附属書 I 国の総吸収量は、新規植林・再植林 [CMP/2005/8/Ad3, p5 para1(a)~(d)] 及び吸収源に関連した追加的活動 [CMP/2005/8/Ad3, p5 para1(e)~(h)] による純吸収量から算定される
- ☞ 共同実施で発行されるクレジットであるERU (Emission Reduction Unit)
- ☞ CDMで発行されるクレジットであるCER (Certified Emission Reduction)
- ☞ 短期の期限付きクレジット (Temporary CER : tCER) ・長期の期限付きクレジット (long-term CER : ICER) (20-2参照)
 - ⇒ tCER・ICERは新規植林と再植林CDMで発行されるクレジットである [CMP/2005/8/Ad1, p62 para1(g)~(h)]

◆ 京都ユニットの最小取引単位は、1t-CO₂

参考：京都議定書の遵守評価

第1約束期間末における各附属書 I 国の温室効果ガスの総排出枠は以下の通り



繰り越し (Carry-over)

- ◆ 第1約束期間の追加期間末において、附属書 I 国が「総排出枠」>「総排出量」となった場合、余剰の排出枠を次期約束期間に繰り越すことが可能である

[CMP/2005/8/Ad2, p27 para15][CMP/2005/8/Ad2, p30 para36]

- ☞ 追加期間とはCMP指定日より100日間 (25-2参照) [CMP/2005/8/Ad3, p101 XIII]
- ☞ ただし、いくつかの制限がある (24-3参照)

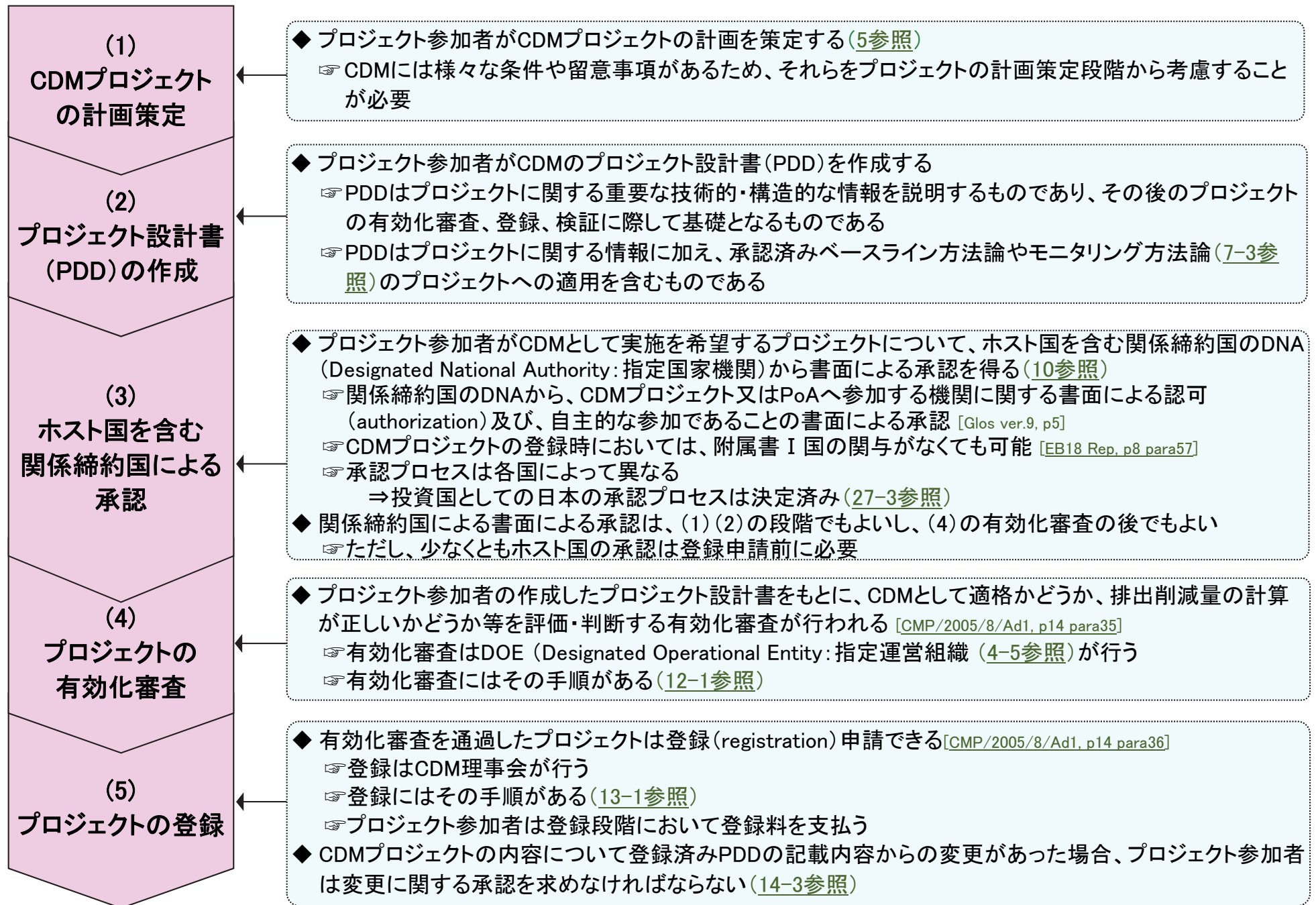
不遵守時の帰結

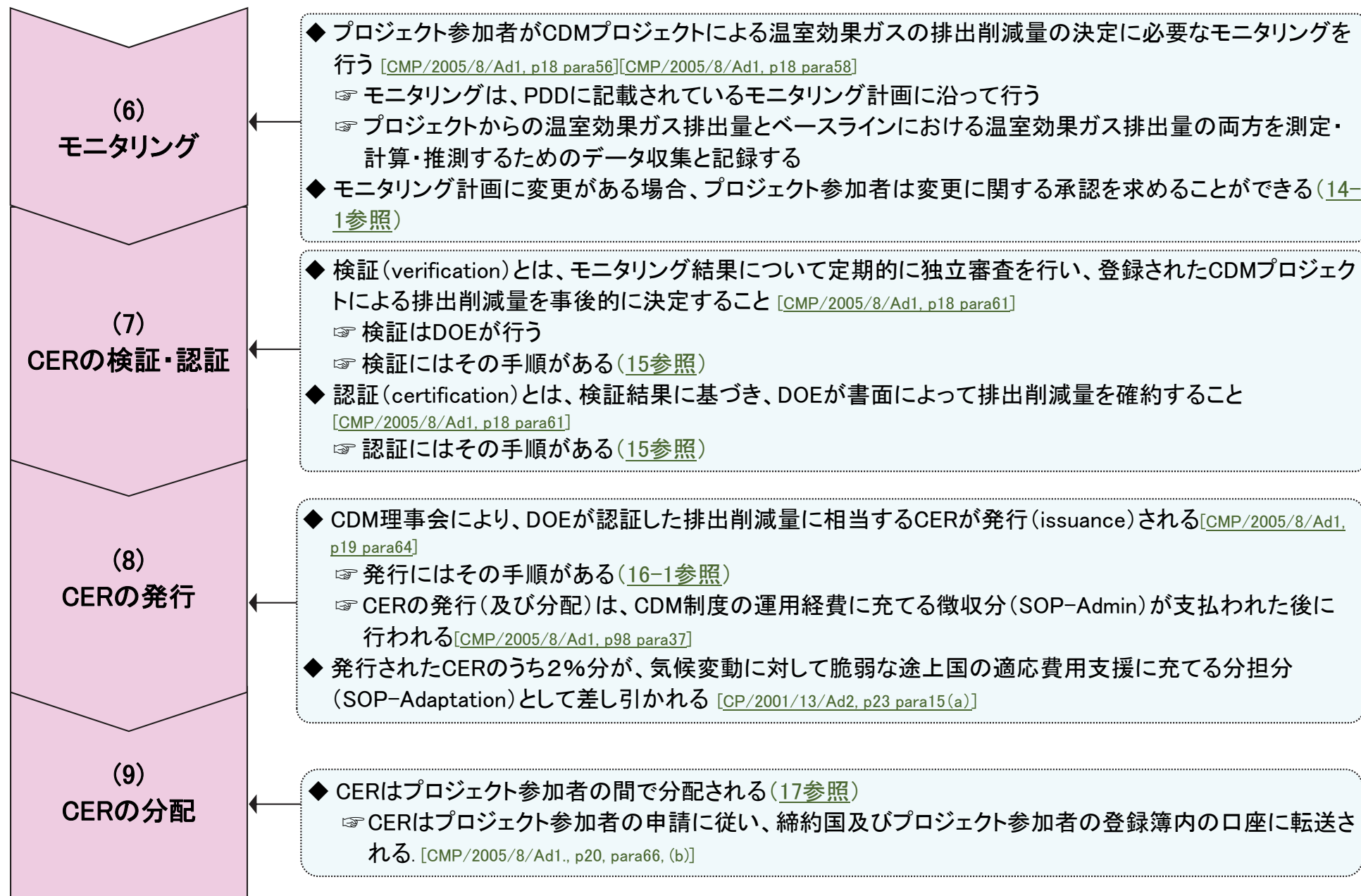
- ◆ 第1約束期間の追加期間末において、附属書 I 国が「総排出枠」<「総排出量」となった場合、その国は京都議定書不遵守と見なされる
- ◆ 不遵守となった附属書 I 国に対しては、以下の措置が講じられる

[CMP/2005/8/Ad3, p102 para5]

- ☞ 過剰に排出した量を1.3倍し、第2約束期間の総排出枠から差し引く
- ☞ 遵守行動計画を作成する
- ☞ 国際排出量取引によって京都ユニットを移転する資格を停止する

3. CDMのステップ





参考: CDM プロジェクトサイクルに関する手続き (PCP) (ver. 01) [PCP-PA ver.01; PCP-P0A ver.01]

☞ プロジェクト参加者、CME、DOEs、利害関係者、CDM理事会、事務局がCDMプロジェクトやCERの発行を行う際に必要となる手続きを定めている。

4. CDMの関係主体

4-1. CMP(京都議定書の締約国会合)

COPはConference of the Partiesの略、CMPはThe Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocolの略

- ◆ 京都議定書の締約国会合(CMP)は、CDMに関する最高意志決定機関である [EB67 Anx4 para5]
 - ☞ CMPは決定や決議の採択(CMP報告書によって公表される)によって、CDM理事会に対してガイダンスを与える
 - ☞ CMPは、実施手順のための基礎となり将来の意志決定のための参照となる決定を行い、方向性を設定する。CMPの決定は京都議定書の円滑な実施を確保するための義務的な要請又は規則として扱われる
 - ☞ CDM理事会の全ての決定はCMP決定に整合していることが必要
- ◆ CMPは、CDMの実施に関して、以下のような権限がある [CMP/2005/8/Ad1, p7 para2~4]
 - ☞ CDM全般のガイダンスを与える
 - ☞ CDM理事会(Executive Board :EB)の提言に基づいてCDMの手順、その他必要事項について決定する
 - ☞ CDM理事会が認定した組織をDOE(Designated Operational Entity: 指定運営組織)に指定する
 - ☞ CDM理事会の年次報告書を審査する
 - ☞ CDMプロジェクトやDOEの地理的分布について検討する

4-2. DNA(指定国家機関)

- ◆ 国や事業者がCDMに参加するためには、CDMのためのDNA(Designate National Authority: 指定国家機関)が設立されていることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p12 para29]
- ◆ CDMプロジェクトに関係する国のDNAが、CDMに対する自主的な参加に関する承認レターを発出する
 - ☞ ホスト国の承認レターには「当該プロジェクト活動が持続可能な開発の達成に貢献する」ということの確認が含まれていることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p15 para40(a)]
 - ☞ 承認のプロセスは各国によって異なる

参考: CDM理事会とのコミュニケーション (ver. 2) [EB82 Anx9 para11-13]

- ☞ CDM理事会とDNAやDNA間のコミュニケーションを円滑化するために、事務局はグローバルな、地域的なDNAフォーラムをDNAフォーラム取決め事項に従い実施する。
- ☞ CDM理事会は1年に2度共同議長にグローバルなDNAフォーラムと理事会会合との交流のための時間を配分する。
- ☞ CDM理事会は2回の会合に加えさらなる交流が必要と考えた場合、グローバルなDNAフォーラムの共同議長を招聘する。

ホスト国の定義 [Glos ver.9 p12] [EB94 Anx1]

- ☞ 関係締約国とはCDMプロジェクト又はPoAが物理的に立地している場所を領土とする非附属書 I 国のことをいう
- ☞ プロジェクト及び一括化されたプロジェクトはホスト国は1つのみである
- ☞ ホスト国はPDDに明記されたプロジェクトが実施される国である
- ☞ 1カ国以上に広がる電力グリッドのようなシステムを適用する方法論が提供される場合、DNAからの承認レターはホスト国からの発行のみが要求される
- ☞ 承認レターは、PDDに明記されたプロジェクトが実施される国からの発行のみが要求される

4-3. CDM理事会

- ◆ CDM理事会 (Executive Board: EB) は、CMPの権威とガイダンスに基づいてCDMの監督を行う [CMP/2005/8/Ad1, p8 para5]
- ◆ CDM理事会の決定は、CMPの公式決定と整合していなければならない。決定はCDM理事会報告及び付属書類によって公表され、それぞれの決定の性質によって階層がある。
- ◆ CDM理事会にはルール策定とルール執行の両方の役割があるため、その決定は3種類に分けることができる。 [EB67 Anx4, para7]
 - ☞ CDMプロジェクトサイクル全般の実施のための、制度の監督に関連する**規制に関する決定**
 - ☞ プロジェクト参加者、指定運営機関(DOE)等による様式・手順の遵守に関する、例えば以下のような判定
 - ⇒ 運営機関(OE)の認定及び暫定指定
 - ⇒ 方法論の承認
 - ⇒ CDMプロジェクトの登録
 - ⇒ CERの発行
 - ☞ CDM規制機関としての**実施に関する決定**
- ◆ CDM理事会理事及び理事代理のための行動規範がある [EB69 Anx1]
- ◆ CDM理事会理事メンバーへの委託事項(Terms of Reference)を決定 [CMP/2010/L.8 Anx1]

CDM理事会の構成 [CMP/2005/8/Ad1, p9 para7~12]

- ☞ 理事は京都議定書締約国からの10名で構成
 - ⇒ 国連定義の5地域代表の5名、附属書 I 国2名、非附属書 I 国2名、小島嶼国1名
 - ⇒ 国連定義の5地域とは、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧、西欧他
 - ⇒ 結果として、(アジア地域代表が日本から選出されない限り)10名のうち附属書 I 国から4名、非附属書 I 国から6名となる
 - ⇒ それぞれの理事について理事代理を置く
- ☞ 理事と理事代理は、上記の各地域毎で指名された後、CMPによって選出される
 - ⇒ 欠員補充の際も同様
- ☞ 理事の任期は2年で、最大2期まで
 - ⇒ ただし任期には理事代理としての期間は含めない
- ☞ 設立当初は理事と理事代理各5名の任期は3年、残りは2年の任期。その後、CMPが毎年2年任期の理事と理事代理を各5名選出していく
- ☞ 議長と副議長は、附属書 I 国及び非附属書 I 国から1人ずつ選ぶ
 - ⇒ 毎年、附属書 I 国の理事と非附属書 I 国の理事とが交替で就任する

CDM理事会の開催・議決 [CMP/2005/8/Ad1, p10 para13~16]

- ☞ 年に3回以上会合を開催
- ☞ 定足数は、附属書 I 国、非附属書 I 国それぞれ過半数以上が出席し、全体で3分の2(7名)以上の出席
- ☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には4分の3の多数決にて決定。なお棄権した理事は投票していないものと見なされる
- ☞ CDM理事会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能

文書 [EB67 Anx4 para7-9]

- ◆CDMの円滑な運営のため、CDM理事会で発行された文書や決定事項について、下記のような文書タイプに分類されている。
- ◆の様式・手順の円滑な実施を確実にすることを意図している。それらの決定は、CDM理事会レポート本体に含まれていない場合は、以下のような文書タイプによって発行される。

標準(Standards) CDMの様式と手続きに従い、均質的なアプローチのために設計されている。標準はパフォーマンスの義務レベル(ポリシー標準)を記載したり、義務的な特例(方法論標準)を提供し、法令順守が評価される参照ポイントとして利用される。

手続き(Procedures) CDMの様式と手続きやCDM理事会が発行した標準を遵守すべきCDM理事会、事務局、プロジェクト参加者、DOE、その他ステークホルダーが均質的で一貫した方法で論証しなければならない一連の義務的な行動から成る。手続きはCDMプロジェクトサイクル、CDM理事会の運営やその支援構造における手続きに関連する。

ガイドライン(Guidelines) 標準、手続きやどのように申請書を記載するか等の指示に規定されている要件を満たすための方法などの補足的情報から成る。

追加説明(Clarifications) 標準や手続きの要件適用に関連した混乱を緩和するために発行される。ポリシーの追加説明や方法論的な追加説明はCDM理事会より発行される。

判定ノート(Ruling notes) DOE、プロジェクトやPOAの登録、CERの発行などにおけるCDM理事会の否定的決定の背景にある理論的解釈を説明する。

情報ノート(Information Notes) CDM規則、要件、CDM理事会の機能、その支援構造、CDM理事会の判決に関連した事実情報から成る。

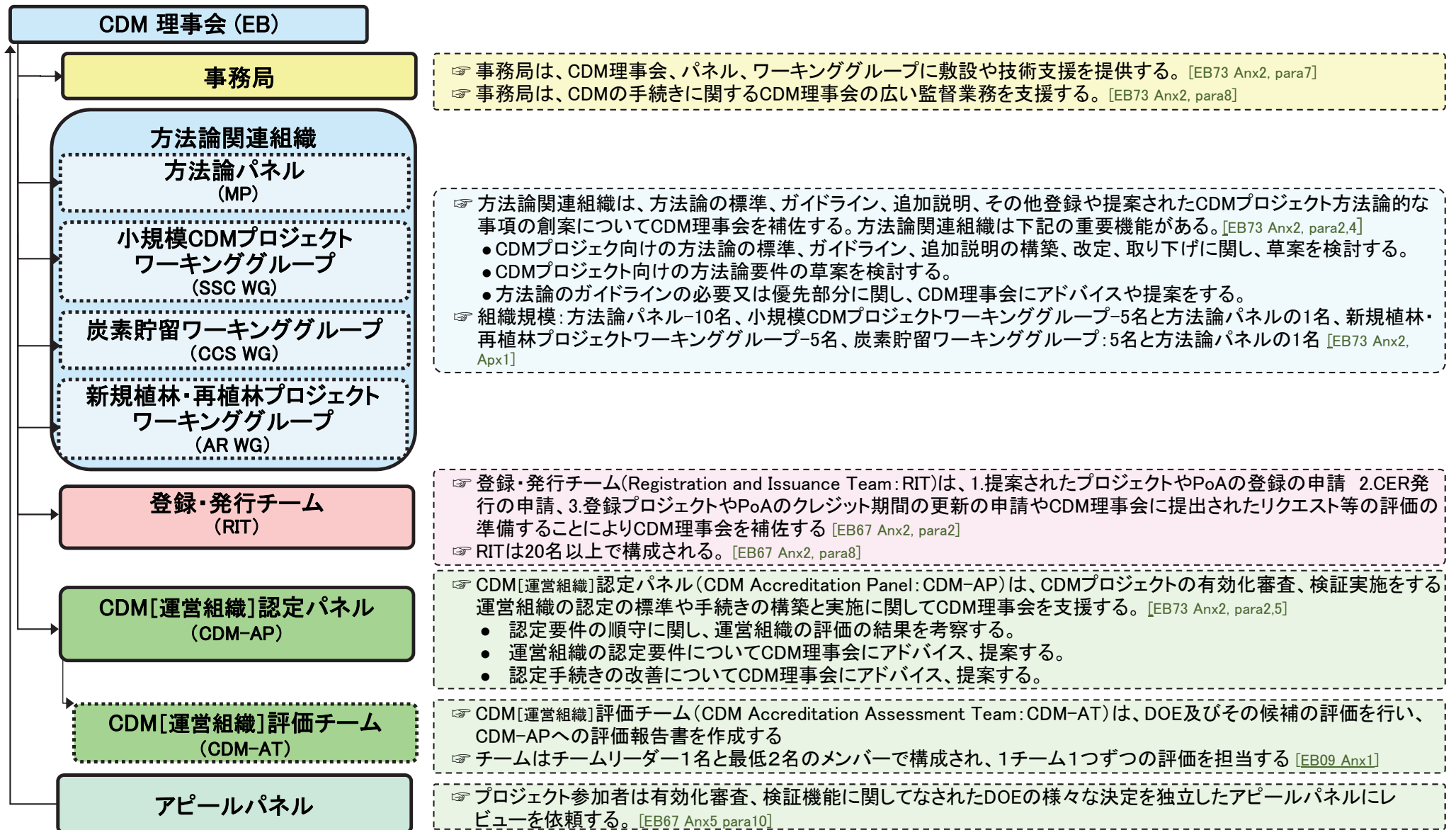
フォーム(Forms) プロジェクト参加者やAE,DOEが記載すべき規定されたデータフィールド

用語集(Glossary) CDMに関連した言葉のアルファベット順リスト

提案書(Recommendation) 行動方針の支持、承認、支援、オプション提供、提案の文書

4-4. パネル・ワーキンググループ

- ◆ CDM理事会は、その役割を果たしていく上で、専門家からなる委員会、パネル、ワーキンググループを設置することができる。専門家の選定（UNFCCCの専門家リストも選定対象となる）に際しては、地域バランスを考慮しつつ、その役割を果たすために必要な専門能力を重視する。
[CMP/2005/8/Ad1, p10 para18]
- ◆ 全てのパネル、ワーキンググループはCDM理事会の指示により運営される。事務局はCDM理事会の責任管轄にある活動に関し、CDM理事会の指示により運営される。[EB73Anx2, para24]



4-5. DOE (Designated Operational Entity: 指定運営組織)

- ◆ DOE (指定運営組織) とは、CDM理事会による認定 (accreditation) を受け、CMPから指定 (designation) される国内法人又は国際機関であり、以下の2つの機能を持っている
 - ☞ 提案されたCDMプロジェクトについて有効化審査を行い、引き続き登録申請を行う
 - ☞ 登録されたCDMプロジェクトの排出削減量を検証・認証し、CDM理事会に対してCER (Certified Emission Reduction) 発行の申請を行う
- ◆ DOEのリストはUNFCCCウェブサイトで公開されている <<http://cdm.unfccc.int/DOE/list/index.html>>
- ◆ CDM理事会に申請すれば、1つのDOEが、あるプロジェクトの有効化審査からCERの検証・認証まで実施することが認められる場合がある [CMP/2005/8/Ad1, p12 para27(e)]

公式文書においては、DOEに関する用語として、以下が使用されている

- ☞ 組織 (Entity) = 申請書提出前段階の組織
- ☞ 申請組織 (Applicant entity: AE) = 申請書を提出した組織
- ☞ 指定運営組織 (DOE) = CMPに指定された組織 [EB56 Anx2, p3 footnote]

運営組織 (OE) の認定手順 [EB98 Anx8 para 9]

- ◆ CMPは、CDM理事会からの推薦に基づいて運営組織の指定、留保、指定の取消を行う
- ◆ CDM理事会は次のことを決定する: (i) AEの指定、DOEの指定の維持、DOEの再指定 (ii) DOEの抜き打ち検査 (spot-check) (iii) DOEを監督下におく (iv) 一部又は全てのセクトラルスコープにおける指定の留保 (v) 一部又は全てのセクトラルスコープの指定の取下 (vi) CMPへのDOEの推薦
- ◆ CDM-APIは、CDM理事会の技術パネルとして、CDM評価チームによるAEとDOEの指定評価の結果を検証し、AEとDOEの指定ステータスについてCDM理事会に推薦したり、手続に従い定められた領域の決定を行う。
- ◆ CDM-ATは、AEとDOEがCDMの指定のための要求事項を満たしているかを診断するため、CDM認定手順及びCDM-APのガイダンスに従い、AEとDOEの評価を行い、CDM-APIに報告を行う。
- ◆ UNFCCC事務局は、認定手順の実施について支援を行う。
- ◆ AE/DOEは指定、追加したセクトラルスコープの指定の拡張、再指定を申請し、CDM指定要求事項に従っていることを実証するために指定評価を受ける。

パフォーマンス評価 [EB93 Anx3 para76]

- パフォーマンス評価の回数と種類は下記によって決まる。
- 義務としていずれのDOEも年1回パフォーマンス評価
 - 業務量に応じて追加のパフォーマンス評価
 - “DOEのパフォーマンスモニタリング手続”の成果に応じて、パフォーマンス評価の追加又は減少

定期的な現地調査 [EB93 Anx3 para118]

- ☞ DOEは5年間の指定期間のうち2回の定期的な現地調査が行われる。1回は2年目、2回目は4年目に行われる。

AEとDOEの認定 (及び再認定) のための評価は、以下の主要な要素で構成される。 [EB86 Anx19, para16]

- ☞ AE/DOEに提出された書類を対象とした机上審査。すべての必要な情報と文書を集め、不足、不明瞭な情報がないかを特定したり、AE/DOEを把握する。
- ☞ CDM指定要求事項に従い有効化審査と検証、認証を実施できる適正と運営能力があるかどうか、AE/DOEの記載された体制について評価するための現地審査。現地審査はAE/DOEの中心となる事務所やその他事務所、AE/DOEの有効化審査、検証、認証機能がおこなわれている外部委託組織にて行われる。

「運営組織 (OE) のためのCDMの認定標準」がある [EB98 Anx4]

DOEの一時停止又は取消 [CMP/2005/8/Ad1.p11 para21]

- ◆CDM理事会は、DOEの審査の結果、認定基準や有効なCMP決定の条項を満たしていないと判断した場合、CMPに当該DOEの指定の一時停止又は取消を提案する
 - ☞ 提案の前に、当該DOEに対し、聴聞の機会が与えられる
 - ☞ CDM理事会が上記の提案を行った場合、それは暫定的に即時効力を持ち、CMPの最終決定ができるまで当該DOEの指定は一時的に停止又は取消となる
 - ☞ CDM理事会が上記の提案を行った場合、当該組織はすぐに書面による通知を受ける
 - ☞ CDM理事会の提案及びCMPの最終決定の内容は公表される
 - ⇒ 最終決定の結果、認定基準を満たしていると判断された場合、指定の一時停止又は取消が回復されると考えられる

DOEの指定の一時停止・取消による既存のCDMプロジェクトへの影響

[CMP/2005/8/Ad1.p11 para22-24]

- ☞ 既に登録されているCDMプロジェクトの有効化審査、検証・認証を実施したDOEが、指定の一時停止・取消を受けても、当該DOEが作成した各種報告書(有効化審査報告書、検証報告書、認証報告書)に重大な欠陥がない限り、そのCDMプロジェクトに対する影響はない
 - ⇒ 「重大な欠陥」の定義は、特定されていない
 - ☞ 重大な欠陥があった場合、CDM理事会が指定する別のDOEが、欠陥の再審査・訂正を実施する
 - ⇒ 再審査のための費用は、指定の一時停止・取消を受けた運営組織が負担する
 - ☞ 再審査の結果、過剰なCERが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消されたDOEが、再審査終了後30日以内に過剰発行分に相当する排出枠・クレジット(京都ユニット)を取得し、CDM登録簿の取消口座(cancellation account)に入れなければならない
 - ☞ 当該DOEの指定の一時停止・取消が既存のプロジェクトに影響を及ぼす場合、一時停止・取消の前に、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる

参考: CDM有効化審査・検証標準 (VVS)

(ver. 01) [VVS-PA ver.01; VVS-PoA ver.01]

- ☞ 有効化審査・検証標準(VVS)は指定運営機関(DOE)がプロジェクト参加者や調整又は管理主体(CME)との契約関係の下、CDM理事会の承認の前にCDM方法論をベースにCDMプロジェクトやPoAに対し行う有効化審査や検証に適用する。

参考: DOEの不遵守及びパフォーマンスを監視するための政策枠組み [EB85 Anx24]

- ☞ 目的: DOEのパフォーマンスの改善の助長や、CDM理事会やCDM認定パネルに認定プロセスにおいて状況を把握した意思決定ツールを提供する。[EB85 Anx24, para3]
- ☞ 対象: 登録や発行、登録後に係る申請において、不遵守のモニタリング、分類、格付けをし、DOEのパフォーマンスをモニターする。[EB85 Anx24, para4]
- ☞ この手続きは登録申請、発行申請、登録後変更申請時のDOEのパフォーマンスに関連した指標の計算のために情報を編集するシステムを構築する。[EB85 Anx24, para5]

参考: DOEによるCDM理事会への年間活動報告

- ☞ DOEはCDM理事会に年間活動報告を提出しなければならない。[CMP/2005/8/Ad1.page12 para27(g)]
- ☞ DOEが利用するフォームがある。
- ⇒ DOE Annual Activity Report to the EB Form (F-CDM-AAR) (ver.1.1)

4-6. プロジェクト参加者

- ◆ CDMプロジェクトへの参加は自主的であることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p12 para28]
- ◆ 関係締約国、又は関係締約国のDNAからCDMプロジェクト又はPoAへの参加の認可 (authorization) を受けた民間事業者及び公的機関 [Glos ver9, p16]

関係締約国の参加

- ☞ 京都議定書締約国であれば、非附属書 I 国もCDMプロジェクトに参加可能 [CMP/2005/8/Ad1, p12 para30]
- ☞ 「関係締約国」がプロジェクト参加者と見なされるのは、PDDのセクションA3に明記されている場合、又は(既に登録されているプロジェクトにおいては、「プロジェクト参加者とCDM理事会との連絡方法(4-7参照)」にしたがって事務局に明確に連絡している場合) [EB25 Rep, p18 para110]

民間事業者及び公的機関の参加

- ☞ 民間事業者及び公的機関のプロジェクトへの参加を承認した締約国が参加資格を持っている場合にのみ、それらの事業者・機関はCERを移転・取得することができる [CMP/2005/8/Ad1, p13 para33]
- ☞ 関係締約国による承認及び認可 (authorization) は、DNAによるCDMプロジェクト又はPoAへの参加に関する事業者・機関への書面による認可 (authorization) を含むこと。ホスト国からは、CDMプロジェクト又はPoAが持続可能な発展の達成に寄与することの確認を含むこと [Glos ver8, p.5]

- ◆ 有効化審査においてDOEと契約関係にあるPDDやPoA-DDに記載されているプロジェクト参加者の名前、又は、PoAの場合はCMEの名前。 [PCP ver.9, para 21(c)]
- ◆ CDMプロジェクトやPoAの登録申請提出時(chap.13-1)に、全てのプロジェクト参加者やCMEはPDDやPoA-DDに記載されなければならない。プロジェクト参加者のリストにおいては、どの参加者が有効審査を行うDOEと契約関係にあるか特定しなければならない。 [PCP-PA ver.01, para 22; PCP-PoA ver.01, para 13]

4-7. プロジェクト参加者と事務局・CDM理事会の連絡方法

[PCP-PA ver.01 para 39-50; PCP-PoA ver.01, 29-40]

連絡方法 (Modalities of communication (MoC) 表明書 [PCP-PA ver.01, para 39; PCP-PoA ver.01, para 29]

CDMプロジェクトやPoAのプロジェクト参加者は、プロジェクト参加者を代表して連絡方法表明書に定義された権限範囲や情報内で、CDM理事会や事務局と連絡をするフォーカルポイントを一つ以上指名する。

フォーカルポイント [PCP-PA ver.01, para 39-43; PCP-PoA ver.01, para 29-33]

- ◆ CDMプロジェクト又はPoAの登録申請が提出された後、プロジェクト参加者とCDM理事会又は事務局との間の全ての公的な連絡は連絡方法表明書に従い行われる。
- ◆ プロジェクト参加者やCMEは、有効化審査時に附属1を含む最新版のフォーム(F-CDM-MOC)を利用して連絡方法表明書をDOEに提出しなければならない。
- ◆ フォーカルポイント権限の範囲としては以下がある
 - ☞ <範囲 a>: プロジェクト参加者の各口座へのCER転送申請に関する連絡、及び/又は
 - ☞ <範囲 b>: プロジェクト参加者やフォーカルポイントの追加及び/又は自主的脱退、会社名、法的ステータス、連絡先、署名見本の変更の申請に関する連絡、及び/又は
 - ☞ <範囲 c>: 上記<範囲 a> <範囲 b>以外の登録及び発行に関する事項の連絡
- ◆ 各権限範囲において、単独/シェアード/ジョイントフォーカルポイントをそれぞれにわけて指名しても、またシェアード/ジョイントフォーカルポイントに2つ以上のフォーカルポイントを設定してもよい。

権限のある署名者 [PCP-PA ver.01, para 44-46; PCP-PoA ver.01, para 34-36]

- ◆ 署名は、プロジェクト参加者による連絡方法表明書の内容証明、フォーカルポイントからの連絡で利用される。[Glos ver.9, para19]
- ◆ 一つの主要な権限のある署名と1つの代理署名を指定することができる。いずれの署名でもプロジェクト参加者やフォーカルポイントの同意や指示を確認するのに十分である。
- ◆ プロジェクト参加者のステータスやフォーカルポイントのステータスにより、異なる権限署名を指名してもよい。
- ◆ PoAに関して、CMEは各権限範囲に対して、単独かジョイントフォーカルポイントのいずれかである。PoAのジョイントフォーカルポイントの数は5つまで、又は、5つ以上の場合はホスト国の数と同数まで。

民間契約上の義務 [PCP-PA ver.01 para 47; PCP-PoA ver.01 para 37]

- ◆ フォーカルポイントの指名や変更、CERの購入や売却などの条件設定に関し、連絡方法表明書内の私的な合意内容については言及しなくてもよい。プロジェクト参加者は、そのような合意において、単独で責任を履行するものとする。

連絡方法の変更

◆プロジェクト参加者の権限のある署名者や法的代表は、F-CDM-MOCやその添付書類に関することについて、UNFCCC CDM ウェブサイト上のCDM登録簿セクションにある特定のEメールアカウントから事務局に直接通知する。

フォーカルポイント変更申請 [PCP-PA ver.01, para 167-168; PCP-PoA ver.01, para 190-193]

- ☞ 登録CDMプロジェクトのフォーカルポイントの指名：全てのプロジェクト参加者の適切な署名がされた新規のF-CDM-MOCを、権限範囲(b)を持つフォーカルポイント又はいずれのプロジェクト参加者から直接提出する。
- ☞ 登録PoAのフォーカルポイントの指名：CMEによる新規F-CDM-MOCへの署名と提出。CMEが変更になる場合、新しいCMEによるF-CDM-MOCへの署名と提出。
- ☞ 新規F-CDM-MOCとその付属書類の添付2を提出すること。

PoAのCMEの変更申請 [PCP-PoA ver.1, para 195]

もし登録PoAのCMEが変更した場合、DOEは次のCPAの追加を引き受けるDOEは下記の書類を提出する。

- (a) CMEの変更に関する各ホスト国からの新しい承認レター
- (b) PoAが、PoA-DDに当初から記載があったような同じ枠組みで開発、実施されることを新しいCMEによる確認F-CDM-CMEを使用)
- (c) PSにある関連要件を新しいCMEが遵守していることに関する、DOEによる有効化審査意見

プロジェクト参加者の変更 [PCP-PA ver.1, para 172-175; PCP-PoA ver.1, para 198-199]

権限範囲(b)のフォーカルポイントは下記の変更につきF-CDM-MOCの添付2を提出する。

- (a) プロジェクト参加者の追加、(b) 各参加者の名前や法的ステータスの変更 (c) プロジェクト参加者の脱退、(d) 契約の詳細や署名見本のみの変更

参考：利害関係者との直接連絡 [EB82 Anx9]

- ☞ 「利害関係者との直接連絡に関する方法と手順 バージョン2」
- ☞ この手順はCDM理事会が利害関係者運営手続きに関する手順や方法を定める一般原則を記す。
 - (a) プロセスに基づかないコミュニケーション：既存の手続きに関する規定(CDMプロジェクトサイクルに関する手続き認定手続きなど、方法論開発手続き、)に準じないコミュニケーション
 - (b) プロセスに基づくコミュニケーション：気依存の手続きに関する規定に準ずるコミュニケーション。
- ☞ 利害関係者はDNA(4-2参照)、AE/DOE、プロジェクト参加者及びその他利害関係者を含む。

5. CDMプロジェクトの条件

- ◆ CDMとして登録されるためにはいくつかの要件がある。したがって、CDMプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要
 - ☞ CDMの目的は非附属書 I 国の持続可能な開発を達成し、条約の究極的な目的に貢献すること、及び附属書 I 国の数値目標の達成を支援すること [KP 12条 para2]
 - ⇒当該プロジェクトが「持続可能な開発の達成に貢献する」かどうかについては、各ホスト国が判断する [CP/2001/13/Ad2, p20]
 - ☞ そのCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、人為的な温室効果ガス排出量について追加的な削減をもたらすこと [CMP/2005/8/Ad1, p16 para43]
 - ☞ 原子力施設から生じたCERについては、国の数値目標の達成に活用することは控える [CP/2001/13/Ad2, p20]
 - ☞ 吸収増大プロジェクトの場合は、第1約束期間については新規植林・再植林プロジェクトに限定 [CP/2001/13/Ad2, p22 para7(a)]
- ◆ CDMとして登録されるためには、必要な項目を含むプロジェクト設計書(PDD)を作成することが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p23 para2]

ODAとCDM

- ☞ 附属書 I 国からの公的資金を活用する場合、その資金はODA(政府開発援助)の流用であってはならない [CP/2001/13/Ad2, p20]
 - ⇒附属書 I 国が「その資金がODAの流用ではなく、それらの国の資金的義務とは別である」という確認を行う [PDD GL ver7, p9]
 - ⇒また開発援助委員会(DAC)は、2004年4月15～16日のハイレベル会合において「CDM支出に対するODAの適格性」という文書を承認している [DAC/CHAIR(2004)4/FINAL]

参考: CDM プロジェクト標準(PS) [PS-PA ver.01; PS-PoA ver.0.1]

- ☞この標準はCDMプロジェクトやPoAを計画、実施をしようとしていたり、CERの発行申請を予定しているプロジェクト参加者やCME向けに提供される。プロジェクトやPoAの設計や実施、GHG削減や吸収のモニタリングに関するよう要件を指定している。

参考: CDM 持続可能な開発コベネフィット記載ツール(SDツール)

- ☞SDツールはCDMプロジェクトやPoAの持続可能な開発のコベネフィットを支援する。SDツールの利用は完全に自主的なものである。

参考: プログラム活動によるCDM [CMP/2005/8/Ad1, p97 para20]

- ☞ 地方/地域/国家政策又は基準はCDMプロジェクトとすることはできない
- ☞ しかし、プログラム活動はCDMプロジェクトとして登録することができる。ただし承認済みベースライン・モニタリング方法論があって、それらが適切なバウンダリー、ダブルカウントの防止、リーケージの計算、排出削減が実際に生じており、測定及び検証可能かつプロジェクトがない場合と比べて追加的であること等を明確にできることが条件。
(21参照)

参考: 炭素隔離・貯留(CCS: Carbon dioxide capture and storage) プロジェクト

- ☞ 第7回CMPにて、CCSをCDMプロジェクトとして登録するための様式・手順を採択 [10/CMP.7 para1]
- ☞ 第7回CMPにて、CCSプロジェクトの様式・手順を定期的に見直すことを決定。第一回目の見直しは本決定より5年以内実施する。 [10/CMP.7 para2]
- ☞ CCSベースラインとモニタリングの提案方法論フォームの作成ガイドライン [EB67 Anx25]、CCS CDMプロジェクトのPDD作成ガイドライン [EB67 Anx26]、CCSCDMプロジェクトのベースラインとモニタリング方法論の提案の提出および検討手続 [EB67 Anx27]、CCSプロジェクトの承認レターガイドラインがある [EB78 Anx6].

6. PDDの作成の流れ

CDMプロジェクトの種類の決定

CDMとして適格なGHG排出削減プロジェクトか？
(5参照)

Yes ↓

小規模CDM(SSC)として適格か？
(19-1参照)

No ↓

(通常の)PDD様式
(CDM-PDD)
(6-2参照)

Yes ↓

小規模CDM用の
PDD様式
(CDM-SSC-PDD)

A/R(植林・再植林) CDMプロジェクトとして
適格なGHG吸収プロジェクトか？ (20-1参照)

Yes ↓

小規模A/R(植林・再植林) CDMプロジェクト
として適格か？ (20-3参照)

No ↓

A/R CDM用の
PDD様式
(CDM-AR-PDD)

Yes ↓

小規模A/R CDM用の
PDD様式
(CDM-SSC-AR-PDD)

プログラムCDMとして適格な活動か？ (21参照)

Yes ↓

(プログラムCDMには様々な種類がある)

PDD様式の決定

プログラムCDM、小規模プログラムCDM、
A/RプログラムCDM、小規模A/RプログラムCDM用
の様式

以下略(下図とほぼ同様)

ベースライン・モニタリング方法論の決定

当該プロジェクトに適用可能な承認方法
論(AM)があるか？ (7-3参照)

Yes ↓

承認方法論を適用してPDDを作成

No 又は不明 ↓

回答 承認方法論の適用に関する質問
の提出

承認 ↓

逸脱の申請 (11参照)

承認 ↓

承認方法論・ツールの改
定 (7-8参照)

承認 ↓

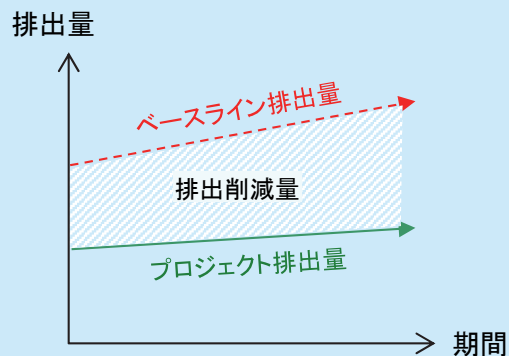
新方法論(NM)の提案
(7-8参照)

7. ベースライン

7-1. ベースラインと追加性の概念

◆ CDMプロジェクトのベースライン(シナリオ及び排出量)とは、提案するプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量を合理的に表すシナリオ

[CMP/2005/8/Ad1, p16 para44]



◆ ベースライン排出量と、CDMプロジェクト実施後の温室効果ガス排出量(プロジェクト排出量)との差が、CDMプロジェクトによる排出削減量(すなわちクレジット量)となる

◆ 登録されたCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、温室効果ガスの排出が削減されれば、そのCDMプロジェクトは**追加的**である [CMP/2005/8/Ad1, p16 para43]

☞ DOE(指定運営組織)は、プロジェクト設計書及び全ての関連文書を審査し、提案されているプロジェクトがなかった場合と比べて、温室効果ガスの**追加的**な排出削減が予想されることを確認する [CMP/2005/8/Ad1, p14 para37(d)]

◆ プロジェクト参加者は、そのプロジェクトがなぜ、どのように**追加的**であるか、そしてベースライン・シナリオでないことについて、選択したベースライン方法論を用いてPDDの中に記述しなければならない。 [PDD GL ver7, p12]

☞ プロジェクトの開始日が有効化審査の日よりも前である場合、CDMによるインセンティブが意志決定に際して真剣に考慮されたことの根拠を示すことが必要。その根拠はプロジェクト開始日より前の時点での(公式、法的、その他企業内の)文書でなければならない。 [PDD GL ver7, p12]

◆ 「追加性の実証・評価ツール」は、追加性の実証・評価のための一般的なフレームワークを提供するものである。ただしプロジェクト参加者は、追加性実証のためのその他のツールを提案してもよい。(Att 3) [EB70 Anx8 para1]

◆ ベースラインの設定と追加性証明の統合ツール や小規模プロジェクト(chap. 19-2)、極小規模プロジェクト向け追加性証明のガイドラインがある。 [EB60 Anx7] (Att 4)

☞ ベースライン(シナリオ及び排出量)は以下のように設定しなければならない [CMP/2005/8/Ad1, p16 para45]

- 承認方法論及び新方法論使用に関する規定に従って、プロジェクト参加者によって設定されること
- アプローチ・前提・方法論・パラメータ・データ出所・重要な要因・追加性の選択について、不確実性を考慮に入れつつ、透明な、かつ保守的に行うこと
- 個別のプロジェクト毎に設定すること
- 小規模CDMについては、そのために開発された簡易化されたルール・手順に従うこと
- 関連する国家・産業政策や状況を考慮に入れること(例:産業改革、現地燃料調達の可否、電源拡張計画、プロジェクトの産業における経済状況など)

☞ ベースライン排出量を計算するためには、ベースライン・シナリオを特定することが必要

☞ ベースライン排出量は、プロジェクト・バウンダリー内の全てのガス、部門、排出源区分からの排出量を入れること [CMP/2005/8/Ad1, p16 para44]

参考:(追加性の)用語

☞ プロジェクト参加者は、COP決定やCDM用語解説で使用されていない用語や術語(環境追加性や投資追加性等)を使用することは控えない

[EB09 Anx3 para3]

7-2. ベースライン・シナリオ

- ◆(新規植林・再植林(A/R)以外の)CDMプロジェクト又はCDMプログラム活動(CPA)のベースライン・シナリオとは、提案するプロジェクト又はCPAがなかった場合に人為的に排出されていたであろう温室効果ガス排出量を合理的に表すシナリオ。[Glos ver9, p7]
- ◆提案されるCDMプロジェクトの実施前の状況に応じて、いくつかの異なるシナリオが考えられる
 - ☞ 現状維持はシナリオの一つとなり得る
 - ☞ 提案されているCDMプロジェクトの実施も、その一つとなり得る
 - ☞ その他いろいろなケースが考えられ得る
- ◆ベースライン方法論では、可能性の高い全てのベースライン・シナリオを叙述することが必要
- ◆異なるシナリオを詳しく述べるため、異なる要素を考慮しなければならない
 - ☞ 例えば、国家・産業政策や状況、技術革新、投資障壁など
- ◆ホスト国固有の状況によって、将来の温室効果ガス排出量が現状レベルと比べて増大するというベースライン・シナリオもあり得る
[CMP/2005/8/Ad1, p16 para46] (7-4参照)

ベースライン・シナリオの決定における国家・産業政策の扱いについて [PS-PA ver.01, para 63-64; PS-PoA ver.01, para 105-106]

◆CDM理事会は、ベースライン・シナリオ決定の際の国家・産業政策の取り扱いについて下記の2タイプに区別することに合意

“E+” タイプ

多量排出型技術又は燃料を優位にする既存の政策・規制

- ☞ 京都議定書の採択日(1997年12月11日)より前に導入された政策・規制についてのみ、ベースライン・シナリオ決定の際に、考慮しなければならない
- ☞ 京都議定書の採択日以降に導入されたそれらの政策・規制については、ベースライン・シナリオはそれらの政策・規制がないという仮定の基で決定する

“E-” タイプ

少量排出型技術を優位にする政策・規制

☞ 例: 再生可能エネルギーの普及促進のための公的補助金、又は省エネルギープログラムに対する資金供与

- ☞ COP1によるCDM M&P採択日(2001年11月11日)以降に導入された政策・規制は、ベースライン・シナリオ決定の際に、考慮しなくてもよい
- ⇒ すなわち、ベースライン・シナリオはその政策・規制がないという仮定の基で決定する

7-3. ベースライン方法論

◆特定されたベースライン・シナリオにおけるベースライン排出量は、プロジェクト参加者によって承認方法論、又は新方法論に従って計算されなければならない

CDM理事会による承認済みベースライン方法論は、関連するガイダンスと併せてUNFCCC CDMウェブサイト (<http://cdm.unfccc.int/methodologies/index.html>) で公開される

- ☞ DOE(指定運営組織)は、承認方法論の適用可能性について質問を提出することができる

DOEが、提案されるCDMプロジェクトが新方法論の使用を意図していると判断した場合、当該プロジェクトについて登録申請を行う前に、提案された方法論をCDM理事会に提出して、審査の上、承認されなければならない [EB70 Anx36]

- ☞ 「ベースライン及びモニタリング新方法論の作成に関する技術的ガイドライン バージョン01」が公開されている [EB24 Anx16]

ベースライン・アプローチ

◆CDMプロジェクトのベースライン方法論を確立する際、プロジェクト参加者は以下の中からアプローチを選択し、その選択が適切であることを正当化しなければならない [Glos ver9, p6] [CMP/2005/8/Ad1, p16 para48]

- (a) 適用可能な場合、実際の又は過去の排出量
- (b) 投資障壁を考慮した上で、経済合理的な技術を採用した場合の排出量
- (c) 同様の社会・経済・環境・技術的な状況下で、過去5年に実施された類似のプロジェクト(かつ同じ分野で効率が上位20%に入っていること)からの平均排出量(詳細は[EB08 Anx1, para4-5]参照)

排出削減活動に対するベースライン設定のためのガイドライン [EB69 Anx21]

- ☞ 本ガイドラインは、各手法ごとに定義された異なる投資シナリオのベースライン設定に対して、標準化したアプローチを提供することを目的としている。これにより、各方法論のベースラインを一貫性したアプローチによって設定される。
- ☞ 本ガイドラインはCMP.1の決定事項3のパラグラフ48(a)、(b) 又は (c)に基づいたベースラインをいつ・どのような状況で適用するかについて説明するものである。
- ☞ ガイドラインは新規植林・再植林以外のセクターに対して適用される。

参考: 1つ以上の方法論を適用するプロジェクト [EB08 Anx1, p2 para6]

- ☞ あるCDMプロジェクトが異なったプロジェクト活動から組み合わされており、異なった方法論が必要な場合、プロジェクト参加者は1つのプロジェクト設計書で提出が可能であるが、それぞれの活動別に方法論に関する項目を作成しなければならない

参考: 一時的な「負の排出削減」

[EB21 Rep, para18]

- ☞ ある方法論におけるいくつかのケースにおいては、稼働の低下やリーケージ増大等によって、ある年に一時的に「負の排出削減」を生じることがあり得る
- ☞ 提案する新方法論においては、プロジェクトが一時的に「負の排出削減」となった場合には、その排出増大分について、その後の排出削減によって相殺された後でのみ、CERが発行されるようにする

7-4. 抑圧された需要の検討

[EB68 Anx2]

- ◆ ホスト国固有の状況により人為的排出量が将来的に増加すると予測されるシナリオをベースラインおよびモニタリング方法論に組み込むこと。[EB68 Anx2 para3]
- ◆ ベースライン及びモニタリング方法論における抑圧された需要に関するガイドラインを導入することが求められている(特に後発開発途上国、小島嶼国、アフリカ諸国及びCDMが十分に開発でない国での適応可能性を優先している。[EB68 Anx2 para4])

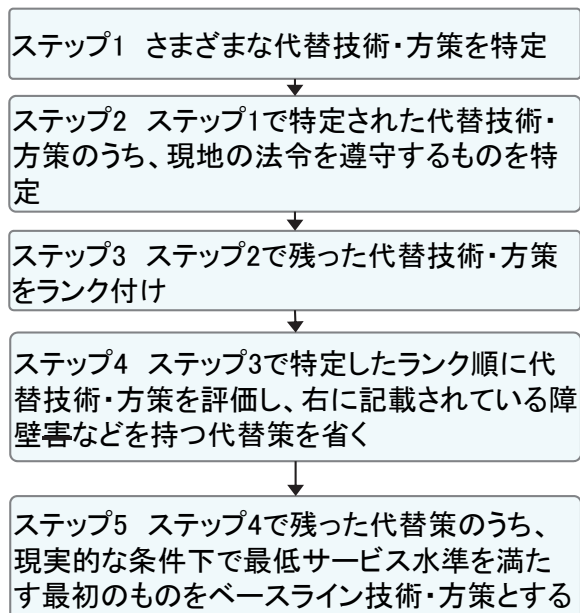
定義 [EB68 Anx2 para7]

- ◆ **所得効果**: エネルギー・サービスなど特定のサービス需要が、ユーザーの所得増加の結果、たとえより質の高いサービスへのアクセスがなくても、ベースライン・シナリオにおいて時間とともに増加する現象。
- ◆ **リバウンド効果**: エネルギー・サービスなど特定のサービスの需要が、プロジェクト・シナリオにおいてサービス1つ当たりのコストが減少した結果、増加する現象。たとえば技術的効率の改善によるエネルギー需要の減少及びそれに起因するGHG排出量削減が結果として需要を増加させることもある(例: 照明の点灯時間の延長)。
- ◆ **最低サービス水準**: 人間の基本的なニーズを満たすことが可能なサービス水準。場合によっては、このサービス水準はCDMプロジェクトの導入前に提示されていないこともあり、それは所得効果、リバウンド効果やサービス利用の限定(例: 非常に弱い電力グリッドへの接続)又はサービスの質の低さ(例: 石油ランプによる汚染の回避)などの技術的要因による抑圧された需要及びそれに起因する将来的な排出量増加を示唆する。
- ◆ **人間の基本的ニーズ**: これらガイドラインにおいて、人間の基本的なニーズとは基本的な住環境、基本的なエネルギー・サービス(照明、調理、飲料水供給および暖房を含む)、衛生環境(廃棄物処理・廃棄)及び交通などの物理的・生理的ニーズを含む。

方法論的アプローチ

A. ベースライン技術・方策の特定

[EB68 Anx2 para13]



B. ベースライン・サービス水準の特定

[EB68 Anx2 para14]

ベースライン及びモニタリング方法論においてベースライン排出量を定めるサービス水準は以下のレベルに対応する:

- (a) プロジェクト導入以前に提示されたサービス水準
- (b) プロジェクトで提示されたサービス水準
- (c) 最低サービス水準

- (a) 所得障壁害、つまり資本コストを負担する能力の欠如
- (b) インフラ整備不足(例: 供給・サービスインフラの欠如)
- (c) 代替策を運用するための能力不足
- (d) 技術的障壁害、例: 技術

参考: スコープ(範囲)と適用可能性のために適用された方法論の例 [EB68 Anx2 para8]
AMS-I.A, AMS-I.L, AMS-III.AV, AMS-III.F

C. 最低サービス水準の決定 [EB68 Anx2 para16]

以下のアプローチを利用して最低サービス水準を設定することができる:

- (a) ピアレビューされた国・国際レベルの研究や関連研究
- (b) 国際的・国家の開発目標を達成するためにGHG排出量が上昇することを考慮に入れたベンチマーク

さらに、最低サービス水準を設定するにあたって以下が考慮されるべきである:

- (a) 排出削減量の環境十全性は保護されなければならない。
- (b) 実現可能であれば気候帯を考慮に入れる。
- (c) 規範的意思決定は明確に言及・説明されなければならない。
- (d) 抑圧された需要に関する意思決定は現実的な前提に基づいていることを保証するため、最新のデータをもとに再評価し定期的に更新しなければならない。

7-5. 標準化ベースライン

標準化ベースラインの定義 [CMP/2010/12/Add.2, p6 para44, 47, 48]

- ◆一つもしくは複数の締約国のために設定されたベースラインで、排出削減量及び吸収量の計算を促進し、CDMプロジェクト活動としての追加性を決定すると同時に、環境十全性を確保する。
- ◆標準化ベースラインはホスト国DNAの判断が適用される。
- ◆方法論として用いられている標準化ベースラインはCDM理事会によって定期的に見直しを行う。

標準化ベースラインの提案と申請 [CMP/2010/12/Add.2, p6 para45, 46]

トップダウン・アプローチ:

CDM理事会は後発開発途上国(LDC)、島嶼等国(SIDs)、CDM登録が10件以下の国に適用可能な方法論を、関連するDNAと協議の上で開発する

ボトムアップ・アプローチ:

締約国、プロジェクト参加者、国際産業団体、承認された外部組織は、新規もしくは既存の方法論を適用した標準化ベースラインの提案をホスト国の指定国家機関(DNA)を通じてCDM理事会に申請する

参考: 標準化ベースラインに関するその他のガイダンス [CMP/2010/12/Add.2]

- ☞標準化はいくつかのCDM承認方法論及びモニタリング方法論に用いられている。
- ☞標準化ベースライン及びモニタリング方法論は現在のCDMルール・手続き(決定3/CMP.1及び決定5/CMP.1)に基づき、プロジェクト参加者によって提案されてCDM理事会によって承認される
- ☞標準化ベースラインの活用は中間費用を低減させ、透明性・客観性・予見可能性を高める一方、環境への十全性を確保しながら、少ないプロジェクトの種類や地域偏重の改善を促し、同時に温室効果ガスの排出削減をより一層促進する

参考: 標準化ベースラインの対象範囲のデータと有効性の決定の標準 [EB77 Anx5]

- ☞この文書は、標準化ベースラインの開発で利用されるデータの対象と最新状態であることに関する要件や標準化ベースラインの有効性の要件を定義する。また、標準化ベースライン開発で利用されるデータの品質保証・管理のガイドラインに含まれるデータの品質におけるガイダンスを補完する。
- ☞要件は対象部門の開発におけるその国の傾向(技術革新のペース、燃料価格の変動、成長率)やその部門の状況の変化を反映しようとするものである。また、対象国の部門におけるデータ入手性に限りがあることを認識している。

特定分野の標準化ベースライン設定ガイドライン [EB65 Anx23]

◆このガイドラインはある分野における個別プロジェクトに特化せずに、その分野内において実施可能な複数のプロジェクトに適応できるベースラインを確立するものである。

◆追加性の証明は個別プロジェクトについて、その度に立証するものではなく、手法の種類に応じて事前に立証されたものを含む。

定義

◆**集約のレベル**: 集約のレベルとは全体を構成する部分や単位からどの程度の情報を集約させるかを示すもの。この集約は通常共通の分野内で行われ、詳細な情報の収集が行えるレベル。分類(カテゴリー)に関する情報はグループ化や集約をすることができる。また、対象の非同質性によってより詳細な項目が必要なときには、さらに細かく分類、分解することも可能。

◆**手法**: 共通の特徴を持つ広範囲な排出削減活動で現在、**4種類の手法**が本ガイドラインに含まれる。

☞ (i) 燃料及び原料の転換、(ii) 技術の転換(エネルギー効率改善を含む)、(iii) メタン破壊、(iv) メタン生成回避

◆**アウトプット**: 同等の質・特性・適用される分野の物品やサービス(例: クリンカー、照明、家庭での調理)

◆**ポジティブリスト**: 特定条件において自動的に追加性があるとみなされる排出削減活動のリスト(例: 場所、技術・手法、規模)

◆**セクター(分野)**: ある定義された成果物(アウトプット)を提供する経済の区分(例: クリンカー製造、家庭向けエネルギー供給)。

標準化ベースラインを確立するためのステップ [EB65 Anx23 para15]

ステップ1. ホスト国、セクター、アウトプット及び手法を特定

☞ 最適な集約のレベルを選択することが、標準化ベースラインの適用に重要。地理的な要素は排出原単位の違いや、排出削減の費用及びその可能性に大きく寄与する。 [EB65 Anx23 para9]

ステップ2. 特定された手法の追加性基準を確立

☞ 例: 燃料・材料及び技術のポジティブリスト

☞ 複数の手法を含むプロジェクトに関して、追加性の証明はそれぞれのポジティブリストに照らし合わせて行なう。 [EB65 Anx23 para13]

ステップ3. 手法のためのベースラインを特定

☞ 例: ベースラインにおける燃料、技術、GHG 排出量の破壊レベル

☞ ベースラインにおける技術とベースラインにおけるエネルギー源は同時に特定される
☞ ポジティブリストは技術の適格性リストである。 [EB65 Anx23 para11]

ステップ4. ベースラインにおける排出係数を必要に応じて特定

☞ 系統に接続する発電プロジェクトで、アウトプットや消費燃料が分かる場合は、設計条件に基づいたベースライン技術から計算するよりも、実際の排出量に基づいて各分野のベースライン排出係数を確立するほうが望ましい。 [EB65 Anx23 para13]

7-6. 標準化ベースラインの申請と審査手順

(ver.5.1) [EB100Anx14]

[ボトムアッププロセス]

(1) 締約国、プロジェクト参加者、国際的な業界団体、承認された外部組織は、締約国の標準化ベースラインを申請することができる。

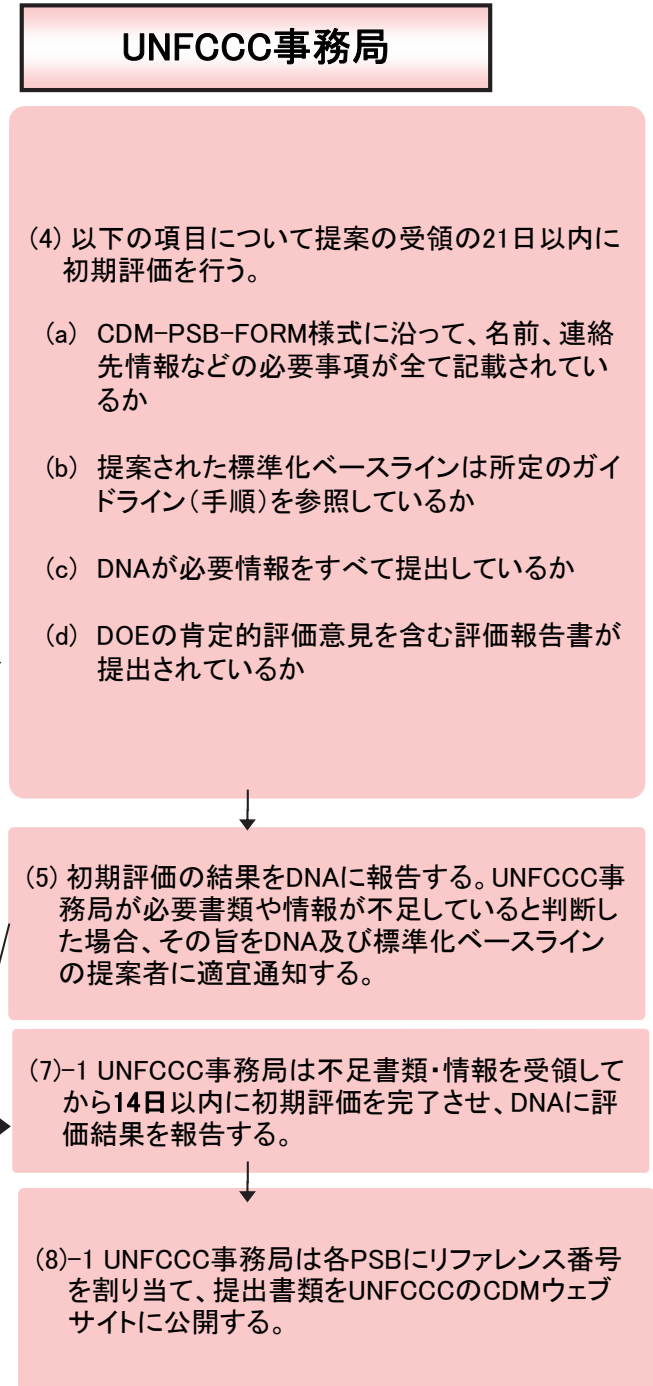
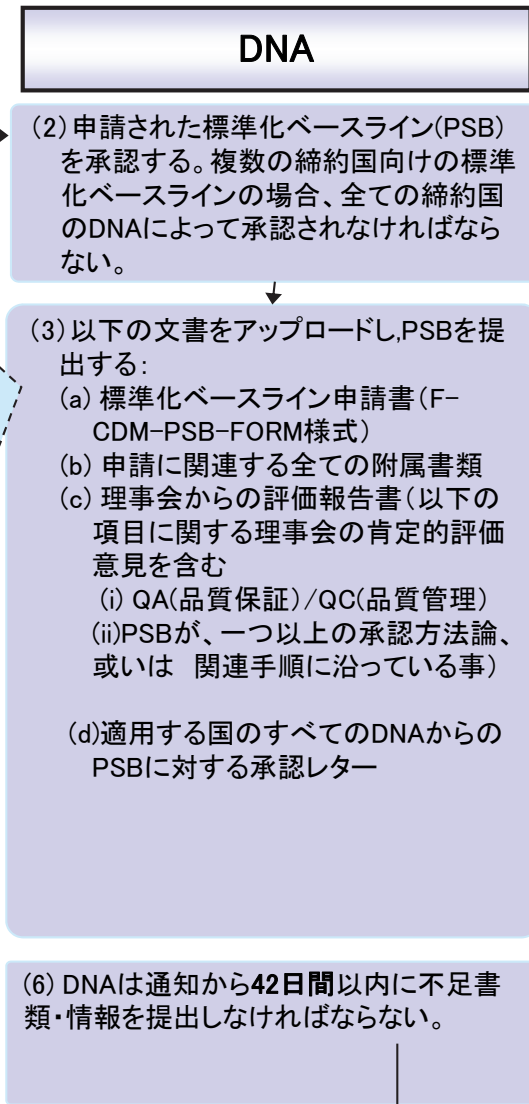
注意: SB(標準化ベースライン)は次のいずれかの手順(アプローチ)に順じて作成する。(a) セクター別SB作成のガイドライン、(b)登録済み、新規提案または改訂されたベースライン及びモニタリング方法論に含まれる手順、(c)登録済み、新規提案または改訂された方法論ツールに含まれる手順、(d) CDMにおける新規植林再植林プロジェクトの標準化ベースライン作成ガイドライン

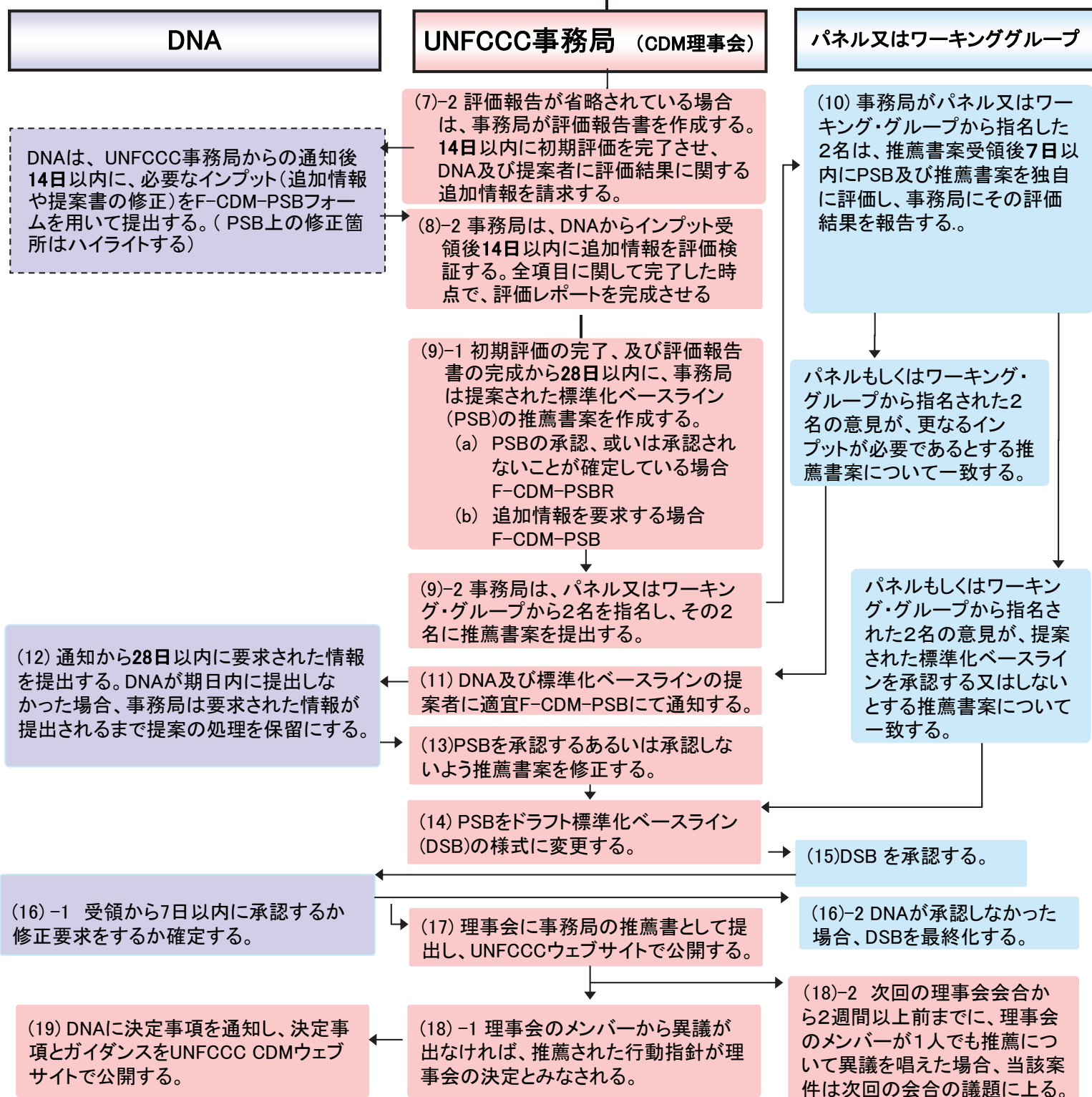
注: 締約国(または複数の締約国によるグループ)が 2010年12月31日の時点で登録CDMプロジェクトが10件以下であった場合は、評価報告書を省略することができる。(但し、過去二回以上において、評価省略のオプションを起用し評価報告書を提出しないと決定した実績がある場合を除く)

注意: PSBを設定するために使用したデータは、次の何れかのセクター別データ・テンプレートを用いて作成、提出する
 (a) UNFCCC事務局が、CDMウェブサイトにて発行しているもの(必要に応じて、提案者は、既存のデータ・テンプレートの改訂・明確化を要請する)
 (b) 承認方法論、或いはツールに順じて用意されたもの

参考: トップダウンプロセスの開始

- ☞ ドラフトSB(DSB)を作成する国のDNAの承認を受領でき次第、事務局がDSB作成を実施する旨、(事務局が)CDM理事会に提案する。
- ☞ CDM理事会は提案を検討し、次の中から一つの対応を決定する。:(a) DSB作成を承認する(DSB作成のアプローチ(手順)及び排出削減量推定の方法論を含む) (b) 提案されたDSBの作成を承認しない (c) 次のCDM理事会まで提案されたDSBの作成を検討を続行する。





参考:標準化ベースライン設定のための特定セクターのデータ・テンプレート発行のための様式

- 標準化ベースラインの提案者は専用のUNFCCC CDMウェブサイトを通してUNFCCC事務局に新しい特定セクターのデータ・テンプレートを提出しその公表を要請することができる。
- 提案されたデータ・テンプレートは特定セクターの状況や緩和手法に基づいて作成される。

参考:標準化ベースライン設定の評価報告書準備に対する資金援助の様式

- 評価報告書準備のための資金援助を望むDNAは必要書類をUNFCCC事務局に提出し資金援助を要請する:
- それぞれの資金援助要請に対する最高援助額は20,000米ドルである。複数の締約国から提出された資金援助要請に対しては最高援助額20,000米ドルに締約国追加ごとに5,000米ドルが加算される。
- 全提出書類の受領から14日以内にUNFCCC事務局は援助する資金額に関する規定及びDNAからの必要書類提出締め切りなどを記述した「標準化ベースライン提出の評価報告書準備のための資金援助に関する合意」(CDM-FA-FORM様式)を準備する。

DNAは、UNFCCC事務局からの通知後14日以内に、必要な入力(追加情報や提案書の修正)をF-CDM-PSBフォームを用いて提出する。(PSB上の修正箇所はハイライトする)

(7)-2 評価報告が省略されている場合は、事務局が評価報告書を作成する。14日以内に初期評価を完了させ、DNA及び提案者に評価結果に関する追加情報を請求する。

(8)-2 事務局は、DNAから入力受領後14日以内に追加情報を評価検証する。全項目に関して完了した時点で、評価レポートを完成させる

(9)-1 初期評価の完了、及び評価報告書の完成から28日以内に、事務局は提案された標準化ベースライン(PSB)の推薦書案を作成する。
 (a) PSBの承認、或いは承認されないことが確定している場合 F-CDM-PSBR
 (b) 追加情報を要求する場合 F-CDM-PSB

(9)-2 事務局は、パネル又はワーキンググループから2名を指名し、その2名に推薦書案を提出する。

(12) 通知から28日以内に要求された情報を提出する。DNAが期日内に提出しなかった場合、事務局は要求された情報が提出されるまで提案の処理を保留にする。

(11) DNA及び標準化ベースラインの提案者に適宜F-CDM-PSBにて通知する。

(13)PSBを承認するあるいは承認しないよう推薦書案を修正する。

(14) PSBをドラフト標準化ベースライン(DSB)の様式に変更する。

(10) 事務局がパネル又はワーキンググループから指名した2名は、推薦書案受領後7日以内にPSB及び推薦書案を独自に評価し、事務局にその評価結果を報告する。

パネルもしくはワーキンググループから指名された2名の意見が、更なる入力が必要であるとする推薦書案について一致する。

パネルもしくはワーキンググループから指名された2名の意見が、提案された標準化ベースラインを承認する又はしないとする推薦書案について一致する。

(16)-1 受領から7日以内に承認するか修正要求をするか確定する。

(17) 理事会に事務局の推薦書として提出し、UNFCCCウェブサイトで公開する。

(15)DSB を承認する。

(16)-2 DNAが承認しなかった場合、DSBを最終化する。

(19) DNAに決定事項を通知し、決定事項とガイダンスをUNFCCC CDMウェブサイト公開する。

(18)-1 理事会のメンバーから異議が出なければ、推薦された行動指針が理事会の決定とみなされる。

(18)-2 次回の理事会会合から2週間以上前までに、理事会のメンバーが1人でも推薦について異議を唱えた場合、当該案件は次回の会合の議題に上る。

7-7. 追加性の実証・評価ツール

(ver.7) [EB70 Anx8]

本ツールは、様々なCDMプロジェクトに適用して追加性の実証・評価を行うための一般的なフレームワークを提供するものである。プロジェクト参加者は、CDM理事会での検討のために追加性実証のためのその他のツールの提案、又は本ツールを使用している承認方法論の改定を提案してよい。しかし、本ツールが承認方法論に含まれている場合は、本ツールを使用しなければならない。

手法: (i)燃料と原料転換, (ii)エネルギー源の変更を含む又は含まない技術転換, (iii)メタン破壊, (iv)メタン形成回避

ステップ 0. 提案するプロジェクトのその種で初めてのケースであることの証明

- ☞ 提案するCDMプロジェクトが定義された手法に該当する場合、最新版の「その種で初めてのケースのプロジェクトの追加性に関するガイドライン」を適用しなければならない。
- ☞ 提案するCDMプロジェクトが定義された手法に該当しない場合、プロジェクト参加者はプロジェクトがその種で初めてのケースであることの証明のためのアプローチを提案しなければならない

非該当

ステップ 1. 提案するプロジェクトの現在の法律・規制に合致した代替シナリオの特定

サブステップ 1a. 提案するプロジェクトに対する代替シナリオの特定

- ☞ プロジェクト参加者(又は同様のプロジェクトデベロッパー)にとって、提案するプロジェクトと同様の生産又はサービスを提供する、現実的で信頼性のある代替シナリオ(複数の場合もあり)を特定する。

サブステップ 1b. 法律・規制との整合性

- ☞ 代替シナリオは、適用される法律・規制を遵守していることが必要。もし、代替シナリオが適用される法律・規制を遵守していない場合、法律・規制が体系的に執行されていないことを示す
- ☞ 提案するプロジェクトが、プロジェクト参加者によって検討されたプロジェクト(概ね遵守されている法律・規制に従っているという条件下)の中で唯一の代替シナリオである場合、そのプロジェクトは追加的ではない。

合格

ステップ 2 又は ステップ 3

ステップ 2. 投資分析 (「投資分析の評価ガイドライン バージョン5」[EB52 Anx58]も参照)

提案するプロジェクトについて、CERの販売収入がなければ、経済的又は財務的に魅力が劣る又は成り立たないことを示す。投資分析は、基本となるプロジェクトで考えるべきであるため、提案されるCDMプロジェクトのクレジット期間だけで限定して行ってはならない。[EB35 Rep. para77]

サブステップ 2a. 適切な分析方法の決定

- ☞ 提案するプロジェクトとステップ1で特定された代替シナリオにCER以外の収入がない場合、簡易コスト分析を適用する(オプション I)
- ☞ その他の場合には、投資比較分析(オプション II) 又はベンチマーク分析(オプション III) を適用する。

サブステップ 2b.

オプション I. 簡易コスト分析

- ☞ CDMプロジェクトに必要なコストを示した上で、それよりもコストが低い少なくとも1つの代替シナリオがあることを示す

オプション II. 投資比較分析

- ☞ プロジェクトのタイプや意志決定の要因から見て、当該プロジェクトに最も適切な財務指標(IRR, NPV, 費用便益率、サービス当たりの単価等)を特定する

オプション III. ベンチマーク分析

- ☞ 財務/経済指標(例:IRR)を特定し、市場における標準的なパラメータに基づいて財務/経済分析を行う(主観的な利益率に基づかない)
- ☞ 当該プロジェクトがそのプロジェクト参加者にしか実施できないような特殊なケースについてのみ、その企業の独自の財務/経済状況を考慮することができる

サブステップ 2c. 財務指標の計算と比較 (オプション II 及び III についてのみ適用可能)

- ☞ F-CDM-PDDの中に、提案するプロジェクトの財務指標(CER収入は除く)と、以下を明確に比較する
 - ⇒(a)オプションIIを採用した場合には代替シナリオの財務指標。(b)オプションIIIを採用した場合には、ベンチマーク値。提案するプロジェクトの財務指標が魅力的ではない場合、そのCDMプロジェクトは財務的に魅力的であるとはみなされない。

サブステップ 2d. 感度分析 (オプション II 及び III についてのみ適用可能)

- ☞ 重要な前提条件での合理的な変数により結果が確固たるものであることを示す感度分析を含める。

合格

ステップ 3. 障壁分析（「障壁の客観的な実証と評価に関するガイドライン」^[EB50 Anx13]も参照）
 提案するプロジェクトの実施を阻害する障壁（ただしその障壁は、少なくとも1つの代替シナリオは阻害しない）を特定する。特定された障壁が確かに存在し顕著であることについて、透明性を持った文書による根拠を提示し、これらの根拠書類の保守的な解釈を行う。提案するプロジェクトの実現を阻害する障壁を、CDMが取り除かない場合、そのプロジェクトは追加的ではない。

サブステップ 3a. 提案するプロジェクトの実施を阻害する障壁の特定

- ☞ 提案するプロジェクトがCDMとして登録されない場合、そのプロジェクトの実施を阻害する現実的かつ信頼性のある障壁があることを示す。それらの障壁としては、例えば投資障壁（ステップ2の経済的/財務的障壁を除く）、技術的障壁、一般的な慣行に伴う障壁等が挙げられる。
- ☞ それらの障壁が存在しかつ重大であることについて、透明性のある、文書による根拠を提出し、その根拠の保守的な解釈によって示す

サブステップ 3b. 特定された障壁が、少なくとも1つの代替シナリオ（提案するプロジェクトは除く）は阻害しないことを示す

- ☞ 特定された障壁が他の代替シナリオに対しても影響がある場合、その影響が提案するプロジェクトに対するものと比べて小さいことを説明する。

合格

ステップ 4. 普及度分析

関連する部門・地域で、提案するプロジェクトタイプが既にどの程度普及しているかを分析し、上記の一般的な追加性テストを補完しなければならない。この分析は投資分析（ステップ 2）と障壁分析（ステップ 3）の信頼性を確認することにもなる。

サブステップ 4a. 提案するプロジェクトが定義された手法を適用する場合

☞ 最新版の「普及度分析のガイドライン」が適用されなければならない。^[EB69 Anx8]

サブステップ 4b. 提案するプロジェクトが定義された手法を適用しない場合

☞ 提案するプロジェクトと過去または現在実行されている活動とどのくらい類似しているかの分析をする。類似する活動とは法規制に従い、定義された妥当な地理的な範囲において実施される規模、環境等が類似の活動と定義される。他のCDMプロジェクトはこの分析には含まれない。証拠文書や必要に応じて定量情報を提供する。分析に基づき、類似の活動が適切な地理的な範囲において既に普及しているのか、またはどのくらい普及しているのかを記載する。

合格

提案されているCDMプロジェクトは追加的である

普及度分析に対する段階的アプローチ
^[EB69 Anx8]

ステップ1: 適用容量もしくはアウトプットの範囲を+/-50%で計算する。

ステップ2: 類似のプロジェクトを特定する（CDM及び非CDM双方）。

ステップ3: 登録していないもの、登録申請中あるいは有効化審査中でないCDMを特定する。その数をN_{all}とする。

ステップ4: 提案されたプロジェクトに適用されている技術とは異なる技術を適用しているものを特定する。その数をN_{diff}とする。

ステップ5: 係数F=1-N_{diff}/N_{all}を計算する。係数Fが0.2より大きく、N_{all}-N_{diff}が3より大きい場合、提案されたプロジェクトは「普及している（common practice）」とする。

7-8. ベースライン及びモニタリング方法論、方法論ツールの新規提案・改定・追加説明

ベースライン新規方法論・新規方法論ツールの提案

ボトムアップ・プロセス

- ◆提案者は、理事会に以下の書類を提出して新規方法論の提案ができる
 - ☞ CDM-PNM-FORM
 - ☞ 新規作成する方法論の提案書
 - ☞ 少なくとも、以下のセクションが記入されたPDDまたはPOA-DD
 - i. CDMプロジェクトの場合:ア)プロジェクトの概要 イ)ベースラインとモニタリング方法論の選定 ウ)クレジット期間
 - ii. PoAプロジェクトの場合:ア)PoAの概要 イ)追加性の証明と適格性の開発 ウ)PoAの継続期間 エ)包括的CPAの概要 オ)ベースラインとモニタリング方法論の選定
 - ☞ 新規方法論の提案に際しては、1,000米ドルを支払うことが必要。
- ◆新規方法論を提案してから承認されるまでに要する最低限の期間は以下の通り
 - ☞ 新規方法論提案のための申請書類と申請費用に関するUNFCCC事務局による形式確認(7日以内)
 - ☞ UNFCCC事務局による新規方法論の内容の評価(30日以内)
 - ☞ 初期評価において合格した新規方法論について、パブリックコメント受付のための公開(15日間)
 - ☞ UNFCCC事務局が、独立専門家やパブリックコメントの結果を踏まえて新規方法論提案を作成し、方法論パネルへ送付。方法論パネルがCDM理事会への提案書を作成(連続した3回の方法論パネル会合以内)
 - ☞ 理事会が最終案を承認

トップダウン・プロセス

- ◆理事会が常時に新規方法論及び方法論ツールの開発の決定を下す
- ◆この場合、関連する方法論パネルやワーキンググループが新規作成する方法論や方法論ツールのドラフトを検討し、理事会への提案書を作成する

方法論・方法論ツールの改定

ボトムアップ・プロセス

- ◆提案者は、理事会に以下の書類を提出して改定方法論の提案ができる。
 - ☞ CDM-AMR-FORM
 - ☞ 改定する方法論・方法論ツールの提案書
 - ☞ 少なくとも、以下のセクションが記入されたPDDまたはPOA-DD
 - i. CDMプロジェクトの場合:ア)プロジェクトの概要 イ)ベースラインとモニタリング方法論の選定 ウ)クレジット期間
 - ii. PoAプロジェクトの場合:ア)PoAの概要 イ)追加性の証明と適格性の開発 ウ)PoAの継続期間 エ)包括的CPAの概要 オ)ベースラインとモニタリング方法論の選定
- ◆改定方法論・方法論ツールを提案してから承認されるまでに要する最低限の期間は以下の通り
 - ☞ 改定方法論・方法論ツール提案のための申請書類と申請費用に関する、UNFCCC事務局による形式確認(7日以内)
 - ☞ UNFCCC事務局による改定方法論・方法論ツールの内容の評価(30日以内)
 - ☞ 初期評価において合格した改定方法論・方法論ツールについて、パブリックコメント受付のための公開(15日間)
 - ☞ UNFCCC事務局が、独立専門家やパブリックコメントの結果を踏まえて改定方法論・方法論ツール提案を作成し、方法論パネルへ送付。方法論パネルがCDM理事会への提案書を作成(連続した2回の方法論パネル会合以内)
 - ☞ 理事会が最終案を承認

トップダウン・プロセス

- ◆理事会が常時に新規方法論及び方法論ツールを改定の決定を下す
- ◆この場合、関連する方法論パネルやワーキンググループが改定する方法論や方法論ツールのドラフトを検討し、理事会への提案書を作成する

7-8. ベースライン及びモニタリング方法論、方法論ツールの新規提案・改定・追加説明

[EB89 Anx7]

方法論・方法論ツールの追加説明 (clarification)

ボトムアップ・プロセス

- ◆提案者は、CDM-AMC-FORMを事務局に提出して方法論・方法論ツールの追加説明が可能
- ◆新方法論を提案してから承認されるまでに要する最低限の期間は以下の通り
 - ☞ 方法論・方法論ツール追加説明のための申請書類と申請費用に関する、UNFCCC事務局による形式確認(7日以内)
 - ☞ UNFCCC事務局による方法論・方法論ツール追加説明の初期評価(15日以内)を行い、ファストトラック(簡素な内容の場合)またはレギュラートラック(複雑な内容の場合)で実施するか決定

ファストトラック

- ☞ 事務局がCDM-AMCR-FORMを用いて30日以内に追加説明案を作成。
- ☞ 必要に応じて、追加説明ドラフト案を事務局が作成し、方法論パネルまたはワーキンググループに提出
- ☞ 7日以内に方法論パネルまたはワーキンググループから否認されなければ、最終ドラフト案が採択される

レギュラートラック

- ☞ 事務局がCDM-AMCR-FORMを用いて追加説明案を作成
- ☞ 事務局がドラフトを作成。必要に応じて事務局が外部専門家と協議
- ☞ 方法論パネルまたはワーキンググループの一人がレビューを実施
- ☞ 最終ドラフト案を事務局が作成方法論パネルまたはワーキンググループが作成(1回の会議以内)
- ☞ 理事会が最終案を承認

トップダウン・プロセス

- ◆理事会、関連する方法論パネルやワーキンググループ、または事務局が承認方法論または方法論ツールの追加説明が必要と認めた場合、方法論を改定する規定の手順に従う

参考: 新規、改定後、及び改定前の方法論・方法論ツールの効力

- ☞ 承認済みの新規または改定された方法論や方法論ツールは、UNFCCC CDMウェブサイト上の公示日から効力を生ずるものとする
- ☞ 方法論または方法論ツールが大幅な改定の場合は、方法論や方法論、ツールのバージョン番号を整数ごとに増加(1.0~2.0など)させる。改定前のバージョンは、理事会が自ら失効させない限り、改定後のバージョンが発行してから240日間有効
- ☞ 方法論または方法論ツールにおける小規模の改定の場合は、方法論や方法論、ツールのバージョン番号を0.1増加(1.0~1.1など)させる
- ☞ 方法論が統合された場合は、統合前の方法論は統合方法論が発行してから、理事会が自ら失効させない限り、240日間有効である
- ☞ モニタリングレポートの発行と提出の際には、各CDMプロジェクトやPoAが登録された時点での方法論のバージョンを適用しなければならない
- ☞ 承認された方法論や方法論ツール、統合された方法論は、登録済みCDMプロジェクトおよび登録済みPoAのクレジット期間が更新されるまで効力を発揮しない

8. プロジェクト開始日とクレジット期間

8-1. CDMプロジェクトの開始日

CDMプロジェクトの開始日の定義 [EB41 Rep. para67]

- ◆ CDMプロジェクトの開始日とは、「プロジェクトの実施、又は建設、又は実際の活動を開始した日のうち最も早い日」である
 - ☞ PDDにおいてはプロジェクトの開始日に加えて、なぜその日が開始日なのかという説明とその根拠が必要
 - ☞ この開始日が、DOEによるCDMプロジェクトの有効化審査におけるパブリックコメント受付のためのPDD公開日(12-1参照)よりも前である場合、PDDのセクションB5において、開始日より前にCDMの便益がどのように真剣に考慮されたのかに関する説明をしなければならない [PS-PA ver.1, para31]
- ◆ つまり、「プロジェクト開始日」とはプロジェクト参加者がプロジェクトの実施や建設に関連する支出を行うことを決定した日と見なされる
 - ☞ 例えば、当該プロジェクトに必要な機器や建設工事/関連サービス発注のための契約締結日が開始日となり得る
 - ☞ プロジェクト開始前の軽微な支出(例えば事業化調査や事前調査のための契約や支払い)は、必ずしもプロジェクトの実施を決定したことにはならないため、プロジェクト開始日とは見なされない
- ◆ 建設や顕著な準備が必要ないプロジェクト(例えば電球の交換)においては、プロジェクト開始日は「実際の活動を開始した日」とみなされる
 - ☞ したがって、こうしたプロジェクトにおいては事前準備は「実際の活動」とは見なされない
- ◆ 投資決定がされた後に、プロジェクトの実施が中止される状況もあり得る。こうしたプロジェクトがCDMによる便益を考慮した結果として再開された場合、プロジェクトの中止について信頼できる根拠(契約キャンセルや政府認可の取消等)によって示すことが必要。
 - ☞ 追加性を実証するための投資分析については、プロジェクト再開の意志決定をした時点における経済的な状況を反映していることが必要。 [EB62 Anx5, para7]
- ◆ もし関係する国や理事から3つ以上のレビューリクエストがなければ、CDM理事会は提案されたプロジェクトやPoAはCDMプロジェクト、CDM PoAとして登録される。 [PCP-PA ver.01, para 92; PCP-PoA ver.01, para85]
- ◆ もし、CDMプロジェクトやPoAの登録のためのレビュープロセスの際にCDM理事会の最終決定がなされた場合は、事務局は最終決定直後の営業日にCDMプロジェクトとPoAを登録する。この場合の登録の効力日は、有効化審査報告書の最新の改定や補足資料が提出された日である。 [PCP-PA ver.01, para115; PCP-PoA ver.01, para107]

CDMの事前考慮の実証及び評価に関するガイドライン (ver.03)[EB62 Anx13]

- ◆ CDM理事会は、CDMプロジェクトの登録申請の検討に当たって、当該プロジェクトをCDMとして実施するという決定を行った際に、事前にCDMの便益が必要であり、かつ考慮されたかどうかプロジェクト評価の主要な要素となることに留意している
- ◆ そのため、CDM理事会はこれらの要求に沿っていることを証明するための手法に関するガイダンスを導入している

新規プロジェクト

- ☞ 2008年8月2日以降が開始日のプロジェクトについては、プロジェクト参加者がDNAが存在するなら宿主国のDNA、及びUNFCCC事務局に、書面によってプロジェクトの開始とCDMを目指す意志について通知すること [EB72 Anx5]
 - ⇒ この通知はプロジェクトの開始日から6カ月以内に行うことが必要
 - ⇒ この通知は、パブリックコメント受付のためのPDDが公開されていなかったり、新方法論をCDM理事会に提出していない段階でもよい
- ☞ 2008年8月2日以降が開始日のプロジェクトの有効化審査を行う場合、DOEがそのような通知があることについてDNA又はUNFCCC事務局から確認する。通知が確認できない場合、DOEは当該プロジェクトの意志決定においてCDMが真剣に考慮されなかったと判断する。
- ☞ 通知の後にパブリックコメント受付のためのPDD公開や新方法論の提案又は承認方法論の改正申請を行わないプロジェクトについては、プロジェクト参加者が最初の通知から2年毎にDNA及び/又はUNFCCC事務局にプロジェクトの進捗よくを報告する

既存プロジェクト

- ☞ プロジェクトの開始日が2008年8月2日より前で、かつ開始日がパブリックコメント受付のためのPDD公開日より前のプロジェクトをCDMとして提案する場合、プロジェクトの実施に際してCDMが真剣に考慮されたことを実証することが必要。こうした実証は以下のような要素が満たされている必要がある。
 - ⇒ プロジェクト参加者がプロジェクト開始日より前にCDMを承知しており、CDMの便益がプロジェクトを進める決定的な要素であったことを示す。こうしたことを示す根拠としては、例えば、取締役会によるCDMプロジェクトとして実施するという決定に関係する議事録や覚書が挙げられる。
 - ⇒ 信頼できる根拠によって、CDMとしての位置づけを確保するために継続的に実際の活動が行われていたことを示す。こうしたことを示す根拠としては、例えば、CDM/PDD/方法論に関するサービスを提供するコンサルタントとの契約、PDDのドラフト、LoAのような基本文書、排出削減量購入契約書(ERPA)やその条件表、将来のCER販売に関連する文書、有効化審査のためのDOEとの契約書や交渉文書、新方法論の提案、既存方法論の追加説明や改定についてのCDM理事会への申請、新聞への公表、DNAとの面談、DNA又はUNFCCC事務局との事前のやりとりが挙げられる。
- ☞ 「継続な実際の活動」の評価についてはDOEによる有効化審査の対象となる。有効化審査においては、上記に示した実際の証拠書類(証拠の信頼性を含む)に重点をおく。
- ☞ 有効化審査を行うCDMプロジェクトについては：
 - ⇒ 証拠書類が2年未満である場合、DOEはCDMとしての位置づけを確保するために継続的に実際の活動を行っていたと結論づける
 - ⇒ 証拠書類が2年以上3年未満である場合、DOEはCDMとしての位置づけを確保するために継続的に実際の活動を行っていたと結論づけることが可能であるが、証拠書類や収集した情報からどのようにして判断したのかについて説明することが必要
 - ⇒ 証拠書類が3年以上である場合、DOEはCDMとしての位置づけを確保するために継続的に実際の活動を行っていなかったと結論づける
- ☞ 事前にCDMを真剣に考慮したことを示す上記のような根拠がDOEに提示されない場合、DOEは当該プロジェクトの意志決定においてCDMが考慮されなかったと判断する

8-2. クレジット期間

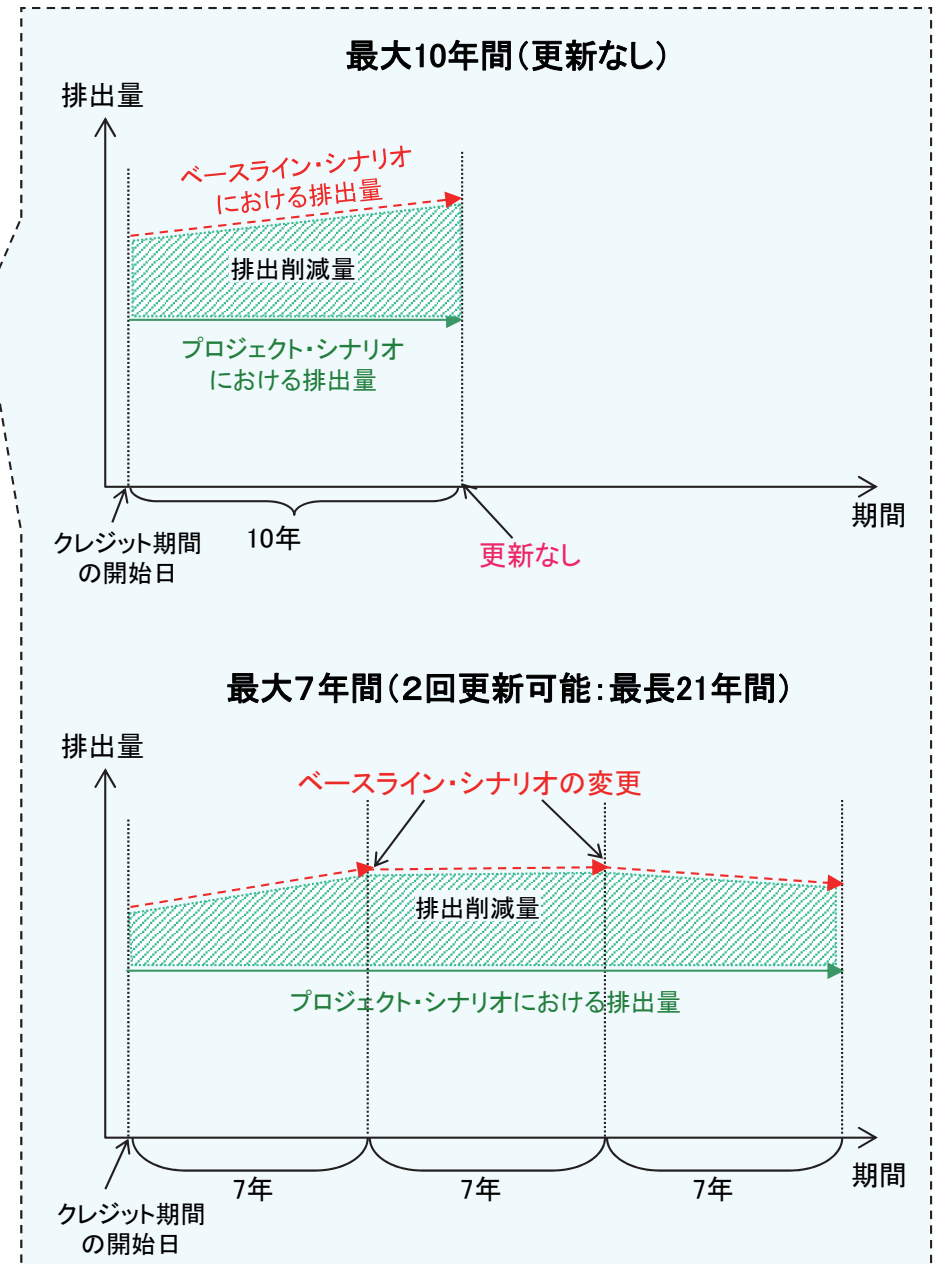
- ◆クレジット(CER)はプロジェクト登録日以降のクレジット期間に対してのみ発行される [CP/2001/13/Ad2, p23 para12]
- ◆プロジェクト参加者は、次のいずれかのクレジット期間を選択する [CMP/2005/8/Ad1, p17 para49]
 - ☞ 最大7年間(2回更新可能:最長21年間)
 - ⇒それぞれの更新の際に、DOE(指定運営組織)が既存のベースラインの維持、又は適用可能な新たなデータに基づいてベースラインの再設定について判断し、CDM理事会に通知する
 - ☞ 最大10年間(更新なし)
- ◆CERの発行は、2000年以降の排出削減量が対象となり得る [CP/2001/13/Ad2, p23 para13]

最初のベースラインやその更新の有効性を証明するため、そのベースラインシナリオの再評価は必要ない。その代わりに、そのシナリオからのGHG削減量について評価をしなければならない。 [PS ver.9 para301]

クレジット期間の開始日の指定 [[PS ver.9. para70-71]

- ◆プロジェクト参加者はPDDにクレジット期間の開始日(8-1参照)を日/月/年の形式で記入し、条件(例えば、想定日)を付けてはならない
- ◆段階的に実施されるプロジェクトであっても、クレジット期間の開始日は1つを特定しなければならない

- ☞ CDMプロジェクトの開始日は、当該プロジェクトのクレジット期間の開始日と同じである必要はない。したがって、2000年1月1日以降に開始されたプロジェクトは、2006年以降に有効化審査されCDMプロジェクトとして登録されることは可能である。 [EB21 Rep. para63]
- ☞ クレジット期間は、プロジェクトの登録日より前とすることはできない。PDDに記載するクレジット期間の開始日は仮であり、(その日付が実際の登録日より前であった場合)UNFCCC事務局によってプロジェクトサイクル手続きに従いプロジェクトの登録効力日に修正される。 [PS ver.9. p19 脚注10]



9. モニタリング計画

- ◆ **モニタリング**とは、ベースラインを決定するために必要なデータを収集・保管、及びプロジェクト・バウンダリー内の温室効果ガス排出量とリーケージを測定すること [Glos ver9, p14]
- ◆ **モニタリング方法論**とは、プロジェクト又はCPAをモニタリングするために用いる方法論であり、ベースラインモニタリング方法論の一部をなす。 [Glos ver.9 p14]
- ◆ 提案するCDMプロジェクトの**モニタリング計画**は、CDM理事会によって承認されている方法論、又は新たな方法論に基づいていることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p17 para54]
- ◆ モニタリング計画の情報の正確性/完全性を改善するための改定は、プロジェクト参加者が証明し、有効化審査のためにDOEに提出することが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p18 para57]

プロジェクトの境界(バウンダリ)

- ☞ プロジェクトのバウンダリとは、プロジェクト参加者の管理下において、顕著で、当該プロジェクトの実施に起因する、全ての人為的な温室効果ガス排出源 [CMP/2005/8/Ad1, p17 para52]

リーケージ

- ☞ リークージとは、当該CDMプロジェクトの実施に起因し、計測可能なプロジェクト・バウンダリ外での人為的な温室効果ガス排出量の純変化 [Glos ver.8 p13]
- ☞ リークージによる排出増加量は、プロジェクト・バウンダリ内の排出削減量から差し引かれる [CMP/2005/8/Ad1, p17 para50]

参考: 較正(キャリブレーション)

- ☞ 様々な変数・パラメーターを測定するための機器の不確実性レベル及び較正(カリブレーション)方法についてPDDに記載しなければならない(QA/QC手順を含む)。また推奨される規格については、国又は国際レベルのものであることが必要。機器の不確実性レベルの信頼性については、DOEによる検証段階で検証されること。 [EB23 Rep, para24]
- ☞ 計測機器のゼロ点補正は、較正の代替とすることはできない [EB24 Rep, para37]
- ☞ 「必要な較正頻度の遵守評価のためのガイドライン」がある [EB52 Anx60]

参考: モニタリング報告書のための標準フォーマット

- ☞ プロジェクト参加者によるモニタリング報告の整合性を改善するために、モニタリング報告書のための標準フォーマット(CDM-MR)がある。またそのフォーマットに記入するためのガイドラインもある。 [EB54 Anx34]

10. 関係締約国からの承認

- ☞ ホスト国が多く関わっている複数国基金によるプロジェクトは各関係国DNAからの承認レターを必要とされない。しかし、レターを提供しない国はプロジェクトに関わる国である権利や優先権を主張することができなくなる場合がある。
[PS-PA ver.01, footnote 16; PS-PoA ver.01, footnote 7]

関係締約国による承認 [Glos ver9, p6-7]

- ◆ CDMプロジェクトやPoAIに参加している組織の認可や、ホスト国の未の場合も含め、各国のDNAからの自主的な参加の承認、CDMプロジェクトやPoAが持続可能な開発に貢献していることの確認などを記載。

関係国

- ◆ 京都議定書を批准し、CDMのルールや要件に従い承認レターを提供した国 [Glos ver.9, p15]

参考: 実際の承認レターの内容

- ☞ 承認レターの宛先はプロジェクト参加者となる
- ☞ ほとんどの場合、プロジェクトの承認レター (approval letter) は、プロジェクト参加者に対するプロジェクトへの参加の承認レター (authorization letter) を兼ねている (4-6参照)
 - ⇒ さらに、ある国のDNAが他の国のプロジェクト参加者のプロジェクトへの参加を承認する場合もある
- ☞ DNAが、無条件で承認しなければならないこと以外の点で、条件を付けている例もある
 - ⇒ 例えばCERの移転量の上限設定、承認レターの有効期間の設定、ユニラテラルCDMの拒否、DNAへの報告要求等
- ☞ 正式な承認レターについては、当該国の言語で書かれ、英文については非公式な翻訳という位置づけの場合もある

参考: DNAからの承認レターの取り下げ

- [EB76 Anx12]
- ☞ プロジェクト参加者を承認したことを取り下げる、又は、ホスト国の場合で、同じホスト国でプロジェクト、PoA、CPAの承認を取り下げるDNAが、CDM理事会に公式に通知する手続きがある。

11. 逸脱申請

11-1. 逸脱申請の提出

[PCP-PA ver.01, para51-54; PCP-PoA ver.01, para 41-44;]

- ◆ DOEは登録申請の提出やPDD又はPoA-DDの公開の前に、方法論の改定が問題の解決にならないプロジェクト又はプログラム特有の状況のために、プロジェクト参加者又はCMEが下記のことから逸脱しているとDOEが発見した場合、逸脱が許容されるか、CDM理事会からの支持を求めることができる。
 - (a)承認ベースラインとモニタリング方法論
 - (b)もし提案されたプロジェクトやPoAが標準化ベースラインを利用している場合、選択した標準化ベースラインによって標準化されていない方法論の部分
- ◆ 逸脱の受諾に関するCDM理事会の指示を求めるため、DOEは、UNFCCCのウェブサイトを通して「承認方法論からの逸脱申請フォーム」(F-CDM-DEV-METH) 提出する。その中で下記のもの提供する。
 - (a)逸脱は承認方法論の改定を示唆するものではないという証明を含む明確な査定
 - (b) プロジェクト又はPoAからのGHG排出削減量又は吸収量における逸脱による影響に関するCDM理事会の評価のため記述

11-2. 逸脱申請の手続き

[PCP-PA ver.01, para55-66; PCP-PoA ver.01, para 45-56;]

(1)日程調整

事務局はUNFCCC CDMのウェブサイトに守秘義務で提供された付属文書を除き、逸脱申請のリストに関連書類を公開する。事務局は、手続き開始日を含む逸脱申請の手続き日程を公開する。事務局はCDM理事会からの指示を踏まえ、事務局の運営計画に従い、申請の手続き開始を予定する。

(2)コンプライトネスチェック

- ☞逸脱申請の手続き開始時に、事務局は申請書が完全であるかどうかを確認するコンプライトネスチェック7日以内に行う。
- ☞コンプライトネスチェックが終わったら、事務局はDOEにコンプライトネスチェックの結果を通知する。申請書が完全でない場合、事務局はDOEに基本的な理由を伝え、UNFCCC CDMウェブサイトに掲載する。改定された文書が提出された場合、その申請は新たな申請として取り扱われる。
- ☞申請書が完全であると判断された場合、事務局は逸脱申請をUNFCCC CDMウェブサイトに公開し、逸脱申請はCDM理事会によって、受理されたとみなす。
- ☞事務局は14日以内に行動方針に関する推薦又は、次回のCDM理事会会合での議事に入れる通知を含めた申請の概要を作成してCDM理事会に送付する。
- ☞概要作成中、事務局が関係パネルやワーキンググループからのインプットを必要とする問題を発見した場合、そのパネルやワーキンググループの次回の会合の議事に入れる。事務局はそのパネルやワーキンググループからのインプットを受け取った14日以内にCDM理事会に概要をまとめてCDM理事会に送付する。

(3)CDM理事会での検討

- ☞もし概要からの受領から20日以内に事務局が推薦した行動方針に対しCEM理事会のメンバーから異議の申し立てがなければ、推薦された行動方針はCDM理事会で採択された決定とみなされる。
- ☞CDM理事会のメンバーによる異議は書面による理由をつけて事務局経由でCDM理事会の議長に通知される。
- ☞次回のCDM理事会会合より14日前にCDM理事会メンバーが異議を申し立てた場合、そのケースは次回のCDM理事会の議事に入るが、そうでなければ、その次の理事会の議事になる。

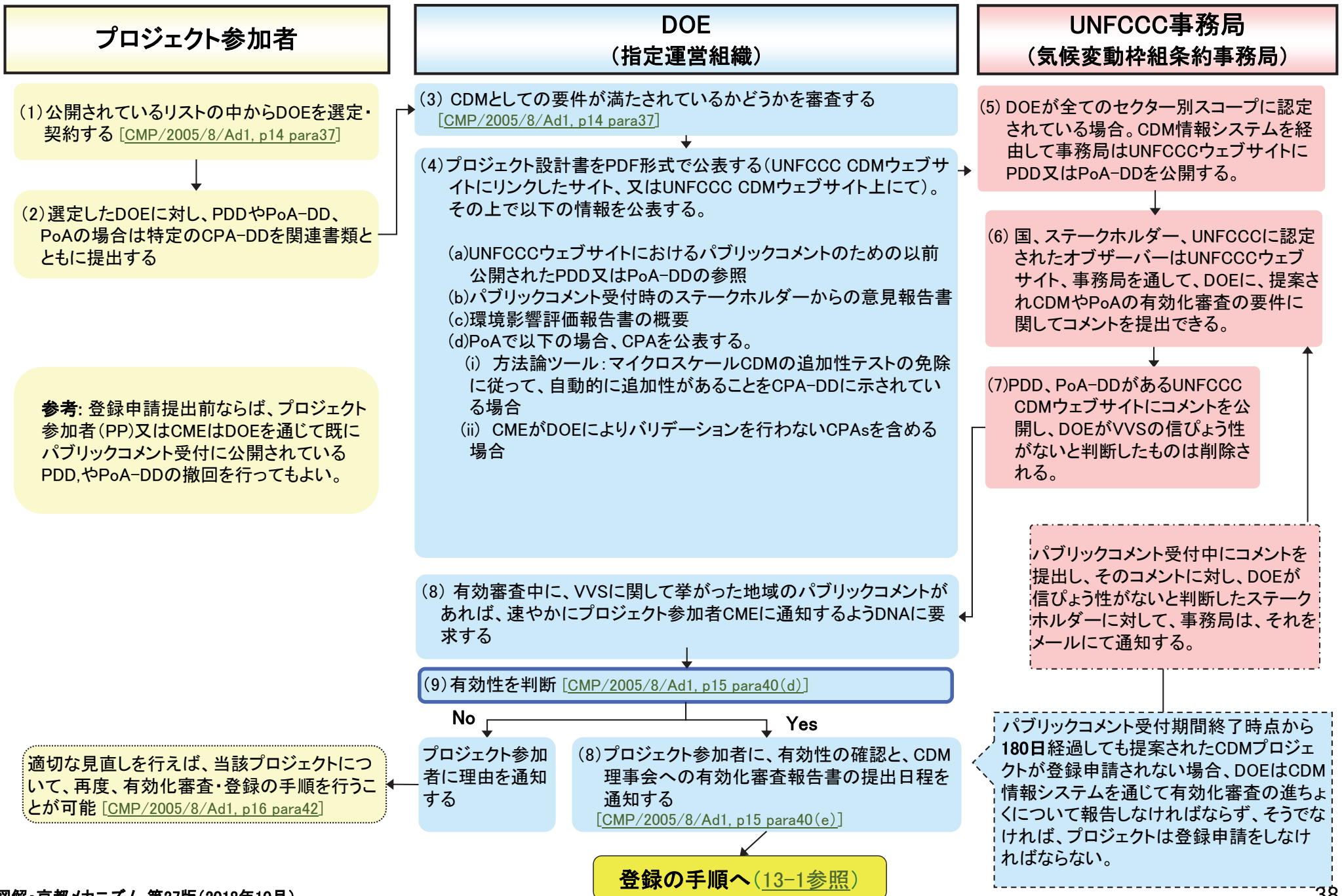
11-3. 逸脱申請の最終決定

- ☞行動方針は
 - (a)逸脱を及びその逸脱を踏まえた登録申請の提出の承認
 - (b)その逸脱は登録申請提出の前に、方法論の改定が必要であることの決定
 - (c)申請を却下
- ☞CDM理事会での決定後、事務局はCDM理事会の決定やあればガイダンスをDOEに通知し、決定から3日以内にUNFCCC CDMウェブサイトに結果、理由、ガイダンスを決定事項として掲載する。

12. CDMプロジェクトの有効化審査

12-1. 有効化審査の手順

[PCP-PA ver.01, para 17-38; PCP-PoA ver.01, para 7-27]



12-2. 有効化審査の要件

[VVS-PA ver.01, para 25-274; VVS-PoA ver.01, para25-177]

◆ 有効化審査方法:

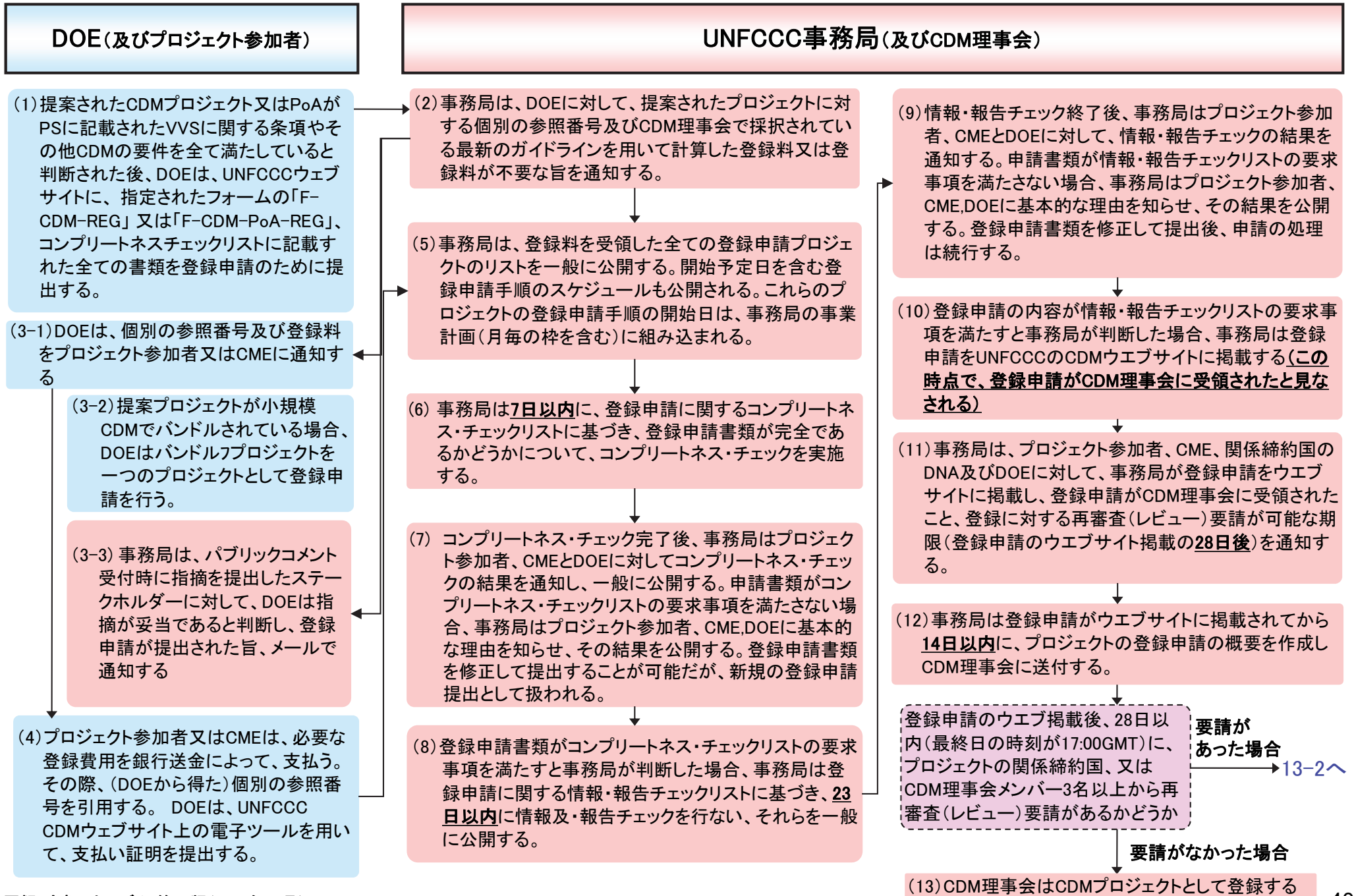
- (a) 書類審査
 - (i) データと情報の検証、(ii) PDD、PoA-DD及びCPA-DD記載の情報と、DOEセクター及び地域の専門家、必要に応じて、背景調査等その他の情報源で得られる情報の照合検証
 - (b) フォローアップ:
 - (i) ホスト国内の該当するステークホルダーとプロジェクトの企画及び実施の有識者との面談、(ii) 面談により得られた情報のクロスチェック（該当する情報がなければ省略）
 - (c) 有効化審査中のCDMプロジェクト、PoA, CPAと類似したプロジェクト、技術に関連する情報を参照する
 - (d) 選択された方法論、標準化ベースライン、フォーミュラ(関数)が適切に適用されているか、或いは、計算値の精度等の検証
 - (e) 「CDMとPoA向けサンプリング調査のガイドライン」に沿ったサンプリング
- ◆ **パブリックコメント:** DOEは、信ぴょう性があり妥当なパブリックコメントはPDDやPoA-DD、CPA-DDに反映されているかを検証
 - ◆ **承認:** DOEは、PDD又はPoA DDに記載されているCDMプロジェクトに関わっている各国DNAが承認レターを提供しているかどうか確認しなければならない。
 - ◆ **許可:** DOE は承認レターに関わった少なくとも一つの国からプロジェクト参加者が許可を与えられているかを確認しなければならない。
 - ◆ **持続可能な発展・コベネフィット:** DOEは 提案されたCDMプロジェクトがどのように持続可能な発展・コベネフィットをモニタリングするのか記述すること。
 - ◆ **連絡方法 (MoC):** 権限のある署名者の署名見本、雇用状態を含む、MoCに記載された全ての参加者の企業、個人の身元の正当性を確認しなければならない。MoCが適切に完成された、公認のものであることの正当性を確認しなければならない。
 - ◆ **PDD :** DOEはPDDがプロジェクトタイプ毎の適切な最新のPDDフォーマットを使用して完成されているかどうかを確認しなければならない。
 - ◆ **プロジェクトの内容:** DOEは、PDDに記載されたプロジェクトの内容の正確で、完成されているかどうか、プロジェクト内容の理解を与えているかどうかを確認する。

- ◆ **プロジェクト及びPoAの内容:** DOEは、PDD又はPoA, PoA-DD内のCPA、及びCPA-DDに記載されたプロジェクト内容の正確性、完成度を確認し、提案されているCDMプロジェクト、PoA、CPA内容が明瞭に説明されているかを確認する。
- ◆ **選択されたベースラインとモニタリング方法論の適用**
 - ☞ 選択されたベースラインとモニタリング方法論や当てはまる場合は標準化ベースラインがCDM理事会によって承認されたものとして有効なバージョンかどうか確認する。
 - ☞ DOEは、承認された方法論や適用ツール、承認された標準化ベースラインについて、CDM理事会より提供された特定のガイダンスや追加説明を適用しなければならない。
 - ☞ DOEは選択された方法論がプロジェクトに適用できるとかどうか、下記の事項について適切に適用されているかどうかについて確認しなければならない。
 - (a) プロジェクトバウンダリー;
 - (b) ベースラインの特定;
 - (c) 排出削減量の計算式;
 - (d) 追加性:(CDMの事前考察の評価、代替案の特定、投資分析、バリア分析、普及度分析、排出削減)
 - (e) モニタリング方法論。
- ◆ **プロジェクト期間とクレジット期間:** DOEは、プロジェクト参加者又はCMEが提案するCDMプロジェクトの (a)プロジェクトの開始日、(b)予定運用期間、(c)クレジット期間の種類と長さ、(d)クレジット期間の開始日の情報を定義しているかを検証する。
- ◆ **環境影響:** DOEは、プロジェクト参加者が越境分も含めたプロジェクトによる環境影響分析を実施したかどうか、それらの影響がプロジェクト参加者やホスト国にとって重要かどうか検討されたか確認しなければならない。
- ◆ **ローカルステークホルダーとの協議:** DOEは、プロジェクト参加者がローカルステークホルダーと積極的に関わり、プロジェクトにおける要望を取り入れるためのローカルステークホルダー協議プロセスを完了したかどうか確認しなければならない。

13. CDMプロジェクトの登録

13-1. 登録申請の手順

[PCP-PA ver.01, para 70-94; PCP-PoA ver.01, para64-87]



13-2. 登録申請に対する再審査の手順

[PCP-PA ver.01, para 95-124; PCP-PoA ver.01, para 88-116]

(1) 再審査の開始

- ☞ 申請されたプロジェクトの関係締約国、又はCDM理事会メンバー3名以上から再審査(レビュー)要請があった場合、UNFCCC事務局は以下を実施する
 - ⇒ プロジェクト参加者及びプロジェクトを有効化審査したDOEに通知する
 - ⇒ 無記名の再審査要請フォームを一般に公開する
 - ⇒ 登録・発行チーム(RIT)から再審査要請の評価に参加する2名の専門家を指名し、その中から事務局との連絡に責任を持つ担当者1名を指名する
- ☞ プロジェクト参加者とDOEは、再審査要請によって指摘されたそれぞれの問題点について、通知を受けてから**28日以内**に、以下のいずれかによって返答する
 - ⇒ PDD及び/又は有効化審査報告書を修正する
 - ⇒ PDD及び/又は有効化審査報告書を修正する必要がないことを文面にて通知する
- ☞ 事務局は、登録申請に対する再審査の開始日を決定し、それらを一般に公開する。開始日が決まり次第、事務局はプロジェクト参加者及びDOEに伝える。再審査の開始日は事務局がプロジェクト参加者及びDOEに再審査が開始されたことを通知した日とする。

(2) 評価

- ☞ 事務局はプロジェクト参加者及びDOEの返答を考慮しながら、再審査要請理由の観点をふまえて登録申請の評価を作成する。同時期にまた独立して、RITの専門家チームはプロジェクト参加者及びDOEの返答を考慮しながら、再審査要請理由の観点をふまえて登録申請の評価を作成する。事務局とRIT専門家チームは、それぞれの評価を再審査の開始日から、**14日以内**に完了する。
- ☞ 評価報告書は評価結果案を含み、結果案は、(a)プロジェクト、又はPoAを登録する、(b)登録申請を却下する、のいずれかとする。プロジェクトの登録申請を却下するという評価結果の場合、結果及びその理由と正当性を評価報告書で説明する。
- ☞ さらに事務局とRIT専門家チームの両者は、評価に際して、CDMの政策や目的に照らして非常に重要な政策課題を明らかにする。事務局はCDM理事会議長と協議し、それらの課題について、背景や政策オプション案を準備をしてCDM理事会の議題に反映する。
- ☞ RIT専門家チームは事務局を通じて、CDM理事会に対してその評価を伝える。事務局はCDM理事会に対して、それぞれの評価結果及びプロジェクト参加者CMEやDOEからの返答や修正したPDDや有効化審査報告書を提出する。

(3) CDM理事会による検討

- ☞ 事務局による評価及びRIT専門家チームの評価結果が同じで、CDM理事会メンバーから**20日以内**に反対意見が無い場合、その評価はCDM理事会の最終決定となる。CDM理事会メンバーからの反対意見がある場合は、書面による理由とともに、事務局を通じてCDM理事会議長に提出する。また事務局は反対意見をCDM理事会に通知する。
 - ⇒ CDM理事会メンバーが次回のCDM理事会会合の**14日**以上前に反対意見を提出していた場合、プロジェクトの再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる)
- ☞ 事務局による評価及びRIT専門家チームの評価が異なり、その両方の決定内容をCDM理事会が次回CDM理事会会合の**14日**以上前に受け取っていた場合、プロジェクトの再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる。)
- ☞ 再審査についての検討がCDM理事会会合の議題に含まれる場合、CDM理事会は、**プロジェクトを登録する又はプロジェクトの登録申請を却下する**、のどちらかを決定する

(4) 最終決定

- ☞ 最終決定がプロジェクトの登録となった場合、事務局は最終決定が出た次の営業日にプロジェクトを登録する。登録の有効日は、最新の修正がされた有効化審査報告書の提出日、及び/又は関連する証明書類が提出されたとする。
- ☞ 最終決定がプロジェクトの登録申請の却下となった場合、事務局は最終決定が出た次の営業日にUNFCCC CDMウェブサイト上に情報を掲載する。さらに事務局は、CDM理事会による最終決定後**21日**以内に最終決定に関する判定案を含む情報ノートをCDM理事会議長に対して提出する。判定案は、最終決定の理由と根拠の説明が含まれる。
- ☞ CDM理事会議長の承認を経て、事務局は判定案をCDM理事会に通知する。判定案は、CDM理事会メンバーから**10日**以内に反対意見が無い場合、決定となる。CDM理事会メンバーからの反対意見がある場合は、書面による理由とともに、事務局を通じてCDM理事会議長に提出する。また事務局は反対意見をCDM理事会に通知する。
- ☞ CDM理事会メンバーが次回のCDM理事会会合の**14日**以上前に反対意見を提出していた場合、判定案についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる)
- ☞ CDM理事会によって承認された後**3日**以内に、事務局は正式な判定をUNFCCC CDMウェブサイトにて公開する。
- ☞ 判定の発表後、DOE、プロジェクト参加者、及びCMEは、事務局に対し判定の根拠説明を要求することができる。

13-3. 登録料

[PCP-PA ver.01 App1; PCP-PoA ver.01 App1]

CDMプロジェクトの登録料

- ◆ CDMプロジェクト参加者は、CDMプロジェクトの登録申請の際に登録料を支払う
- ◆ 登録料は、CER発行時に支払うべき「CDM制度の運用経費に充てるための徴収分(SOP-Admin) (17参照)」に基づいて計算される
 - ☞ SOP-Adminは、ある暦年におけるCER発行要求に対して、
 - ⇒ 最初の15,000t-CO₂までは0.1米ドル/CER
 - ⇒ 15,000t-CO₂を超える分については0.2米ドル/CER
 - ⇒ LDC(後発開発途上国)のプロジェクト又はPoAは免除される。実施されるPoAがLDCだけでない場合、登録料の免除は、LDCで実施されるCPAから発生する排出削減分のCER発行分のみである。CER発行申請が公開された日時点の国のステータスを基に登録料免除の申請がされる。
- ◆ CDMプロジェクトの登録料は、PDDに記載され、DOEによって審査を受けたクレジット期間中の想定平均年間削減量を適用する。上記計算に基づく登録料は最大350,000米ドルとする
- ◆ PoAの場合、登録料は20,000米ドル。小規模PoAの場合、登録料は10,000米ドル。各CPAについて、追加する場合、登録料を支払わなくてよい。
- ◆ 事務局が申請内容が不完全であると判断され、登録申請を再提出する際、登録料は支払わなくてもよい。
- ◆ 新規植林・再植林(A/R) CDMプロジェクト又はPoAにおける登録料の計算については、「CER」を「吸収源による温室効果ガスの純吸収量」を意味する
 - ☞ 支払った登録料は、(CERの発行時に支払うべき)SOP-Adminから差し引かれる。結果として、登録料は、CER発行時に支払うべきSOP-Adminの前払いとなる。
- ◆ 登録料はCERの発行の際、SOP-Adminから差し引かれる。その結果、登録料はCERの発行の際に支払うべきSOP-Adminの事前支払いとなり、1年目に達成される。
- ◆ 如何なる理由に於いても、登録料は返金されない。
- ◆ 尚、A/Rプロジェクト及びPoAのSOP Adminは計算結果が正の場合のみ義務となる。

参考:登録料の例

予想年間排出削減量	登録料
10,000 t	-
15,000 t	\$ 1,500
30,000 t	\$ 4,500
100,000 t	\$ 18,500
1,000,000 t	\$ 198,500
1,757,500 t	\$ 350,000
3,000,000 t	\$ 350,000

登録料が免除される場合:

- ☞ 提案されたプロジェクト又はPoA登録時に提出された特定のCPAの平均年間削減量が15,000t-CO相当の場合
- ☞ 提案されたプロジェクト又はPoAがLDCの場合
 - ⇒ 免除の申請は、登録申請が公開された日時点の国のステータスによる。
- ☞ 登録されたCDMプロジェクトが10件以下の国からの最初のCER発行の日まで
 - ⇒ 免除の申請は、登録申請の提出日におけるその国のCDMプロジェクトの数による。

14. CDMプロジェクト、プログラムCDMの登録後の変更

14-1. 変更承認申請の提出

[PCP-PA ver.01, para 127-134; PCP-PoA ver.01, para 141-147]

- ◆ 登録CDMプロジェクト又はPoAに起きた、又は将来起こる下記の変更事由に関して、プロジェクト参加者又はCMEは変更点を反映した改定PDD又はPoA-DDを準備し、バリデーションのためのDOEへ必要な書類と一緒に提出しなければならない。変更は下記の条件を満たす必要がある。
 - (a) 登録PDDやモニタリング方法論に記載されたモニタリング計画からの一時的な逸脱
 - (b) 永続的な変更:
 - (i) 修正
 - (ii) プロジェクト又はCPAのクレジット期間開始の変更
 - (iii) 登録時点でモニタリング計画が含まれていない場合、登録PDD又はPoA-DDにモニタリング計画を含める
 - (iv) 登録モニタリング計画の永続的な変更、又は適用方法論、標準化ベースライン、その他の標準、ツールからの永続的な逸脱
 - (v) プロジェクト事業の設計変更
- ◆ 上記(b)(ii)の場合、変更が1年間であれば、プロジェクト参加者はCDM理事会に対して変更申請の提出を求められないが、事務局に対し、電子メールで通知する必要がある。変更が1年以上の場合、DOEがCDM理事会に対して変更申請を提出しなければならない。変更申請は各登録プロジェクトにつき、1回認められる。
- ◆ 登録CDMプロジェクト又はPoAの変更がVVS-PA又はVVS-PoA、その他CDMのルール・要求事項に従っているかバリデーションで確認後、DOEはCDM理事会に対して事前の承認トラック又は次回のCER発行申請におけるトラックでCDM理事会に対して、登録変更承認申請を提出しなければならない。
- ◆ 事前承認のトラック及び発行トラックにおいて、DOEは登録プロジェクト又はPoAのセクトラルスコープにおいてバリデーションの認定が必要となる。
- ◆ 事前承認のトラック及び発行トラックにおいて、DOEはUNFCCC CDMウェブサイトを通じて事務局に対して変更承認申請を提出しなければならない。
- ◆ 変更承認申請は下記の事項を含む
 - (a) 登録後申請フォーム(F-CDM-PRC)を適切に完成させること
 - (b) VVSに従いDOEによって作成された変更に関する妥当性評価
 - (c) 改定されたPDD又はPoA-DD
 - (d) CDM PoAで追加された各ホスト国の特定CPA-DD
 - (e) CDM PoAに追加されたホスト国のDNAIによる承認レター
 - (f) 補足資料

CDM PoAの場合

下記の変更だけについて認められている。

- (a) ホスト国追加によるプログラムバウンダリの物理的な範囲の拡大の変更
- (b) 適格性要件に関する次の更新 (i)PoAで適用した方法論の更新及び変更(ii)環境保全に関する問題が指摘され、PoA期間にCDM理事会によって依頼があった場合(iii)小規模(スモール、マクロ)プロジェクトのガイドラインに沿って、ポジティブリストが適用された場合
- (c) 登録されたPoAから方法論を削除する場合。
- (d) (i)効率の改善、GHG排出の削減、それと同等な技術、対策、(ii)変更により登録時当初と比べて質量やエネルギー変換を伴う技術や対策
- ◆ CMEは、DORによる有効性の確認と、CDM理事会による承認のために、変更を反映するためにPoAに追加するCPAの適格性要件を変更し、新しいバージョンのPoA-DDと一般的なCPA-DDを含めなければならない。

14-2. 変更承認申請の手続き

[PCP-PA ver.01, para 135-153; PCP-PoA ver.01, para148-167]

(1)日程調整

☞事務局はUNFCCC CDMウェブサイトにて全ての変更承認申請のリストを公開する。想定される開始日を含む変更承認申請の手続き日程を公開する。CDM理事会によって制定された事務局の運営計画に従い、事務局は申請手続きの開始の日程調整をする。

(2)コンプライアンスチェック

☞変更承認申請の処理開始において、事務局は申請が完全であったかどうかを7日以内に確認しなければならない。もし、不完全性が発見された場合、事務局はプロジェクト参加者、CME,DOEに基本的な理由を知らせ、CDMウェブサイトにて公開する。修正された申請書の提出は、新たな提出として取り扱われる。

☞コンプライアンスチェックの事項を満たすと判断された場合、事務局は変更承認申請をUNFCCC CDMウェブサイトにて公開し、CDM理事会にて検討のため受領されたとみなす。

☞申請が完全であると事務局が判断した場合、14日以内にCDM理事会にて判決に関する推薦を含む概要又は、次回のCDM理事会会合の議事に含まれる知らせをつけて送付する。

☞概要を作成している間、関連パネルやワーキングパネルからのインプットが必要とする問題を発見した場合、事務局は次回のパネルやワーキンググループ会合の議題に入れる。パネルやワーキンググループからのインプットを受領した14日以内に事務局は概要を完成させてCDM理事会に送る。

(3)CDM理事会での検討

☞もしCDM理事会メンバーから、概要受領後20日以内に事務局の判決に関する推薦に異議がなければ、推薦された判決はCDM理事会が採択した決定とみなされる。

☞CDM理事会メンバーによる異議は、文書により理由をつけて事務局系有でCDM理事会議長に通知される。事務局は異議の受領の確認とCDM理事会に提出する。

☞もし、CDM理事会メンバーが、次回のCDM理事会会合の14日以上前に事務局の推薦した判決に反対した場合、そのケースは次回又はそのあとのCDM理事会会合の議事に入れられる。

14-3. 変更承認申請の完了

☞(b)(iv)及び(v)の判決は

- (a)プロジェクト又はPoAの変更やそれに関連した発行申請の承認
- (b)プロジェクト又はPoAの変更やそれに関連した発行申請の承認、しかし、当初登録されたPDDに想定された量を上限としたCERを制限
- (c)プロジェクト又はPoAからの発行申請は認めるが、申請された変更の却下

☞(a),(b)(i)-(iii)に関する判決は

- (a)変更の承認
- (b)変更の却下

☞CDM理事会の判決後3日以内に、事務局はその判決やCDM理事会の指示をDOEに知らせ、UNFCCC CDMウェブサイトにてそれらを公開する。

☞判決の発表後、DOE、プロジェクト参加者、及びCMEは、事務局に対し判決の説明を要求することができる。

☞事務局は改定PDD,PoA-DD,一般的なCPA-DD,有効化審査報告書、DOEによる査定意見をUNFCCC CDMウェブサイトにて公開する。改定されたPDD、PoA-DD、一般的なCPA-DDは将来の発行申請や新しいCPAの追加に適用される。

☞プログラムバウンダリーの変更前に追加されたCPAは、クレジット期間の更新時のみ、最新版の一般的なCPA-DDを適用できる。

☞CDM理事会での判決が反映されるまでの期間、プロジェクト参加者及びCMEはDOEを介して申請を取り消すことができる。

15. 検証及び認証

◆ 検証 (verification) とは、登録済みCDMプロジェクトの結果として実現しモニタリングされたGHG排出削減量に対するDOEによる定期的な独立審査と事後的な決定のこと

◆ 認証 (certification) とは、CDMプロジェクトによって実現された特定期間の検証済みGHG排出削減量をDOEが書面によって保証すること

[CMP/2005/8/Ad1, p18 para61]

☞ 検証及び認証を行う時期や頻度については特に規定されていない

[PCP-PA ver.01, para 182-183; PCP-PoA ver.01, para 205-216]

モニタリング報告書の公開

(1) 登録されたCDMプロジェクトやCDM PoAのCMEは、測定されたGHG排出量や吸収量を検証するために、PSに従いモニタリング報告書を作成し、契約したDOEに補足資料とともに提出する。

参考：モニタリングレポートの公開後、プロジェクト参加者或いはCMEはDOEを介して、事務局にモニタリングレポートの撤回を要求することができる (F-CDM-MRVを提出)

参考：CDMプロジェクト及びPoAの審査を実施したDOEが、同じプロジェクトの検証を行いたい場合は、別途事務局に申請フォーム (CDM-VV) を提出し、CDM理事会からの承認を請求する必要がある。SSC-、SSC-AR-CDMプロジェクトに関しては、CDM理事会の許可なしにDOEが同一プロジェクトの審査と検証の両方を実施することができる。

(2) DOEは検証の前の現地調査の前、受領して14日以内にUNFCCC CDMウェブサイト上にモニタリング報告書を提出し公開する。

(a) 登録CDMプロジェクト、PoAのリストから、モニタリング報告書に関するCDMプロジェクト、PoAを選択する。

(b) モニタリング報告書で対象となっているモニタリング期間の開始日と終了日を特定する。

☞ もし、そのCDMプロジェクトやPoAが適用するベースラインとモニタリング方法論の対象となっている全てのセクトラルスコープにおいて、そのDOEが検証機能を認定されているなら、事務局は、UNFCCCウェブサイト上にモニタリングレポートを公開する。

☞ モニタリング報告書が掲載されるUNFCCC CDMウェブページには、下記の情報が含まれる。:

(a) CDMプロジェクトとPoAの名称と参照ナンバー

(b) モニタリング報告書へのリンク

(c) 検証のために契約したDOEの名称

(d) そのCDMプロジェクトやPoAの有効化審査を行ったDOEの名称

検証状況の報告

◆ モニタリング報告書が公開されてから180日後、DOEは検証活動の状況について、UNFCCC CDMウェブサイト経由で更新しなければならず、そうでなければCDMプロジェクト又はPoAのCER発行申請を提出しなければならない。DOEはステータスについて下記のステータスを利用する。

(a) 検証契約は終了した。この場合、DOEは内密の取り扱いで事務局経由でCDM理事会に終了した理由を伝えなければならない。

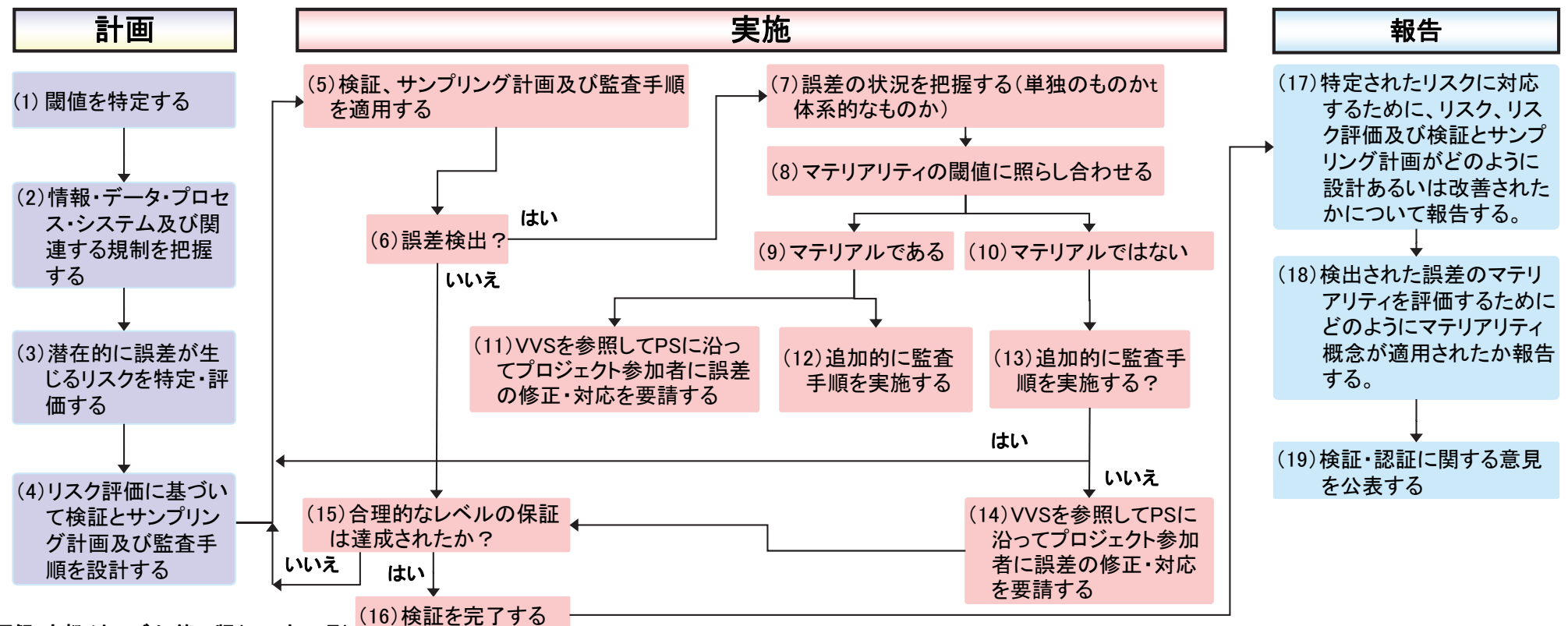
(b) DOEは検証について否定的な意見提示した。

(c) DOEは一つ以上の修正や質問があり、プロジェクト参加者又はCMEが回答していない。この場合、DOEは問題の概要を提出しなければならない。

(d) DOEは検証をおこなっているが、プロジェクト参加者やCMEに修正や質問事項をまだ送っていない。この場合、DOEはかかる時間の説明をしなければならない。

検証におけるマテリアリティ(重要性)の適用に関するガイドライン (ver. 1) [EB69Anx6]

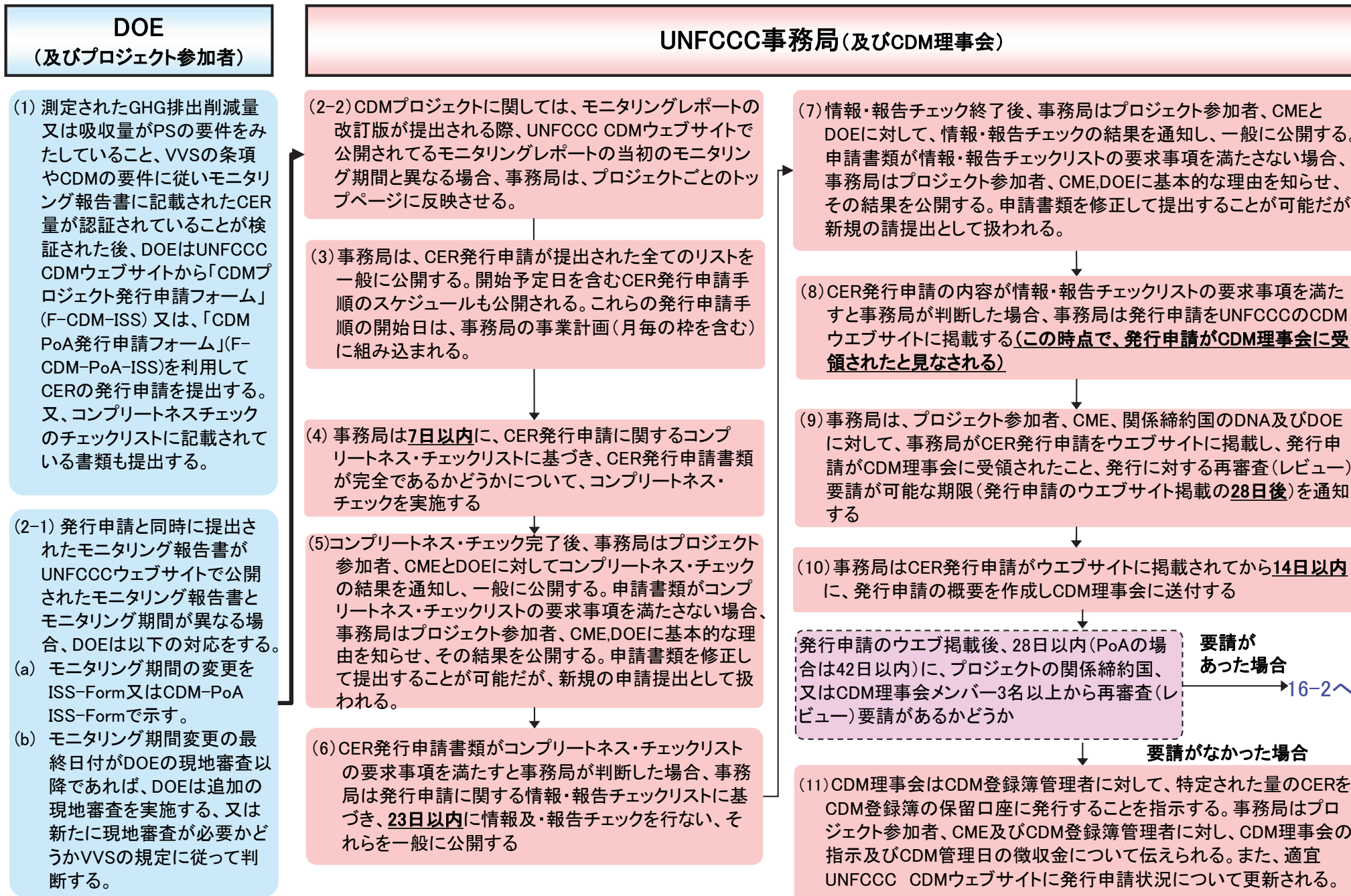
- ◆ 決定9/CMP.7でCDMにおけるマテリアリティ(重要性)は、当初はDOEによる検証にのみ適用されると決定された。
- ◆ マテリアリティとはCDMプロジェクトのモニタリング報告書において、プロジェクト参加者が主張する排出削減量や吸収量の誤差、欠落や虚偽表示を検出するために、DOEが検証時に適用する監査概念である。
- ◆ 用語と定義
 - 「マテリアル情報」とは、CDM理事会の決定に変更を与え得るデータの欠落、虚偽表示や誤報告などの情報
 - 「合理的レベルの保証」とは絶対的ではないが、高レベルの保証
- ◆ マテリアリティの概念と合理的レベルの保証の適用によって、一部のデータや情報は、確認されない可能性がある。しかし、DOEはマテリアルな誤差、欠落や虚偽表示をすべて検出するように検証やサンプリング計画を設計すべきである。つまり、確認されていない全てのデータが、情報もマテリアルな誤差、欠落や虚偽表示を含まないようにすべきである。
- ◆ 検証においてマテリアリティの概念を適用する際の閾値について、ある情報の集約が、下記の数値と同値またはそれ以上の(CDMプロジェクトによる)排出削減量または吸収量合計の過剰推定を誘導し得るなら、その情報はマテリアルである。
 - (a) 年間50万t(CO₂換算)以上の削減・吸収を達成するプロジェクトの全排出削減量・吸収量の0.5%
 - (b) 年間30万から50万t(CO₂換算)の削減・吸収を達成するプロジェクトの全排出削減量・吸収量の1%
 - (c) 年間30万t(CO₂換算)以下の削減・吸収を達成するプロジェクトの全排出削減量・吸収量の2%
 - (d) 以下(e)に含まれるもの以外の小規模プロジェクトの排出削減量・吸収量の5%
 - (e) 決定3/CMP.6の paragraph 38で言及するタイプのプロジェクト(極小規模プロジェクト)の排出削減量・吸収量の5%



16. CERの発行

16-1. CER発行申請の手順

[PCP-PA ver.01, para 196-218; PCP-PoA ver.01, para 217-232]



16-2. CER発行申請に対する再審査の手順

[PCP-PA ver.01, para 196-218; PCP-PoA ver.01, para 217-232]

(1) 再審査の開始

- ☞ CER発行申請されたプロジェクト又はPoAの関係締約国、又はCDM理事会メンバー3名以上から再審査(レビュー)要請があった場合、UNFCCC事務局は以下を実施する
 - ⇒ プロジェクト参加者、CME及びCER発行に関して検証・認証したDOEに通知する
 - ⇒ UNFCCCのウェブサイト上のステータスを「再審査中」にし、無記名の再審査要請フォームを一般に公開する
 - ⇒ 登録・発行チーム(RIT)から再審査要請の評価に参加する2名の専門家を指名し、その中から事務局との連絡に責任を持つ担当者1名を指名する
- ☞ プロジェクト参加者又はCMEとDOEは、再審査要請によって指摘されたそれぞれの問題点について、通知を受けてから**28日以内**に、以下のいずれかによって返答する
 - ⇒ モニタリング報告書・付属する表計算シート、検証報告書及び/又は認証を修正する
 - ⇒ モニタリング報告書、検証報告書及び/又は認証を修正する必要がないことを文面にて通知する
- ☞ 事務局は、発行申請に対する再審査の開始日を決定し、それらを一般に公開する。開始日が決まり次第、事務局はプロジェクト参加者、CME及びDOEに伝える。再審査の開始日は事務局がプロジェクト参加者、CME及びDOEに再審査が開始されたことを通知した日とする。

(2) 評価

- ☞ 事務局及び事務局から独立しているRITチームはプロジェクト参加者、CME及びDOEの返答を考慮しながら、再審査要請理由とCDMの要件をふまえて発行申請の評価を作成する。事務局とRIT専門家チームは、それぞれの評価を再審査の開始日から、**14日以内**に完了する。
- ☞ それぞれの評価は決定案を含み、決定案は、(a)発行申請を承認する、(b)発行申請を却下する、のいずれかを提案するものとする。もし決定案が発行申請を却下する場合、評価は決定内容及びその理由の説明とその正当性が含まれていることが必要。
- ☞ さらに事務局とRITチームの両者は、評価に際して、CDMの政策や目的に照らして非常に重要な政策課題を明らかにする。事務局はCDM理事会議長と協議し、それらの課題について、背景や政策オプション案を準備してCDM理事会の議題に反映する。
- ☞ RITチームは事務局を通じて、CDM理事会に対してその評価を伝える。事務局はCDM理事会に対して、それぞれの評価結果及びプロジェクト参加者、CMEやDOEからの返答やプロジェクト関連文書に対する修正を提出する。

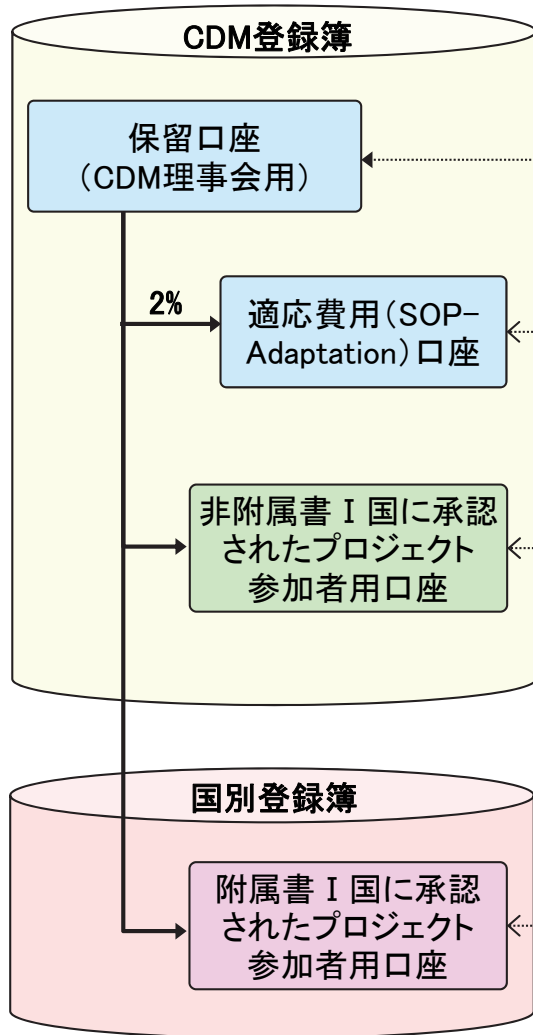
(3) CDM理事会による検討

- ☞ 事務局による評価及びRITチームの評価結果が同じで、CDM理事会メンバーから**20日以内**に反対意見が無い場合、その評価はCDM理事会の最終決定となる。
- ☞ CDM理事会メンバーからの反対意見がある場合は、書面による理由とともに、事務局を通じてCDM理事会議長に提出する。また事務局は反対意見をCDM理事会に通知する。
 - ⇒ CDM理事会メンバーが次回のCDM理事会会合の**14日**以上前に反対意見を提出していた場合、再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる)
- ☞ 事務局による評価及びRITチームの評価が異なり、その両方の決定内容をCDM理事会が次回CDM理事会会合の**14日**以上前に受け取っていた場合、再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる。)
- ☞ 再審査についての検討がCDM理事会会合の議題に含まれる場合、CDM理事会は、**発行申請を承認する又は発行申請を却下する**、のどちらかを決定する

(4) 最終決定

- ☞ 最終決定が発行申請の承認となった場合、CDM理事会はCDM登録簿管理者に対して、特定された量のCERをCDM登録簿の保留口座に発行することを指示する。事務局は、プロジェクト参加者、CMEにCDM理事会の登録簿管理者への支持とCDMの運営費にかかる徴収金を伝える。事務局は発行指示について一般に公開する。
- ☞ 最終決定が発行申請の却下となった場合、事務局は最終決定が出た次の営業日にUNFCCC CDMウェブサイト上に情報を掲載する。さらに事務局は、CDM理事会による最終決定後**21日**以内に最終決定をふまえた判定案を含む情報ノートをCDM理事会議長に対して提出する。判定案は決定の理由及び根拠を含む。
- ☞ CDM理事会議長の承認を経て、事務局は判定案をCDM理事会に通知する。判定案は、CDM理事会メンバーから**10日**以内に反対意見が無い場合、決定となる。CDM理事会メンバーからの反対意見がある場合は、書面による理由とともに、事務局を通じてCDM理事会議長に提出する。また事務局は反対意見をCDM理事会に通知する。
 - ⇒ CDM理事会メンバーが次回のCDM理事会会合の**14日**以上前に反対意見を提出していた場合、判定案についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる)
- ☞ 事務局は、判決後3日以内に、UNFCCC CDMウェブサイト上に公開する。
- ☞ 判決の発表後、DOE、プロジェクト参加者、及びCMEは、事務局に対し判決の説明を要求することができる。

17. CERの分配



- ◆ CDM理事会からのCERの発行指示に基づいて、CDM登録簿管理者(24-2参照)が、指定量のCERをCDM登録簿内の保留口座に速やかに発行する [CMP/2005/8/Ad1, p19 para66]
- ◆ CERの発行(及び分配)は、CDM制度の運用経費に充てる徴収分(SOP-Admin: 管理費用)が支払われた後に行われる [CMP/2005/8/Ad1, p98 para37]
 - ☞ 管理費用(SOP-Admin)は
 - ⇒ ある暦年において発行請求されたCERについて、最初の15,000t(CO₂換算)までは、0.1米ドル/CER
 - ⇒ ある暦年において発行請求されたCERについて、15,000t(CO₂換算)を超える分については、0.2米ドル/CER
 - ⇒ LDCにおけるCDMプロジェクト又はPoAについては、登録料及びSOPを支払う必要はない
 - ☞ (支払い済みの)CDMプロジェクトの登録料分(13-3参照)は、管理費用の負担額から控除される [PCP ver9, App1]

発行されたCERのうち2%分が、気候変動に対して脆弱な途上国の適応費用支援に充てる分担分(SOP-Adaptation: 適応費用)として差し引かれる [CP/2001/13/Ad2, p23 para15(a)]

☞ 後発発展途上国におけるCDMプロジェクトについては、差し引かれない [CP/2001/13/Ad2, p23 para15(b)]

- ◆ CERはプロジェクト参加者の申請に従い、登録簿内の口座に転送される [CMP/2005/8/Ad1, p20 para66(b)]
- ◆ プロジェクト参加者とCMEは、徴収金を支払い、CDM登録簿管理者に「認証排出量転送申請フォーム」(F-CDM-FWD)を利用してCERの分配について支持をする。プロジェクト参加者から徴収金と指示を受け、事務局は、CERをプロジェクト参加者とCMEに適宜分配する。[PCP-PA ver.01 para218; PCP-PoA ver.01 para240]

参考: CDM登録簿からのCERの移転

非附属書 I 国及びそれらの締約国にプロジェクトへの参加を承認されたプロジェクト参加者は、CDM登録簿内の保有口座から、(附属書 I 国の)国別登録簿口座にCERを移転することができる [CP/2004/2/p15 para58]

18. クレジット期間の更新

[PCP-PA ver.01, para 263-279; PCP-PoA ver.01, para 275-290]

PDDの更新

更新時は追加性テストの再審査、及び其れに関する部分の改訂は不要。プロジェクト参加者は、以下の項目に関して更新をおこなう。

- 元のPDDに適用した承認方法論について、適用可能な最新のものをいなければならない
 - 元のPDDに適用した方法論が当該CDMプロジェクトの登録以降に撤廃され統合方法論によって代替された場合、その統合方法論の最新のものをいなければならない
 - 方法論の改定やベースラインの更新によって、登録プロジェクトが上記(a),(b)で提示されたオプション基準に適用できないとき、プロジェクト参加者は
 - 適用可能な他の方法論を選択する
 - DOEを通してクレジット期間の更新の目的のため方法論からの逸脱を申請する
- ☞ 当初又は更新されたベースラインの有効性の実証については、ベースライン・シナリオの再評価を求めるものではなく、そのシナリオからの排出されるであろう排出量の評価を行うものである。
- ☞ プロジェクト参加者は、クレジット期間の更新時における国やセクター別政策や状況进行评估し、現在のGHG[排出量をベースに組み込まなければならない。

(1) クレジット期間更新の通知

- ☞ 登録済みのCDMプロジェクト又はPoAのクレジット期間の更新を希望するプロジェクト参加者或いはCMEは、現行のクレジット期間有効期限の180日から270日前に、事務局に更新申請の意向を通知する。UNFCCC CDMウェブサイト上の専用ページ或いはメールにて、F-CDM-RENN及び更新されたPDD 或いはPoA-DDを事務局に提出する
- ☞ 事務局は、そのクレジット期間更新の意向の通知、及び通知を受領した日付をUNFCCC CDMウェブサイト上に公開する。

(2) クレジット期間の更新申請

- ☞ プロジェクト参加者又はCMEは、PDD又はPoA-DD及び一般的なCPA-DDを更新する。その際、プロジェクト参加者リストに変更があった場合は、事務局に通知されていることを確認する。
- ☞ プロジェクト参加者又はCMEは、更新されたPDD又はPoA-DDを有効化審査の為にDOEに提出する。その際、過去に当該プロジェクトの審査を行ったDOEを指名しないこと(但し、小規模プロジェクトの場合、及びCDM理事会がそのDOEを指名した場合を除く)
- ☞ 元のPDD又はPoA-DDに適用したベースライン、モニタリング方法論、方法論ツールが、更新されたPDD又はPoA-DDに適用できない場合、プロジェクト参加者又はCMEは、別の方法論を選択するか、クレジット期間の更新目的で、方法論或いは方法論ツールの逸脱申請をDOEを介して行う。

DOEは、UNFCCC CDMウェブサイト上の専用ページから、「登録済みCDMプロジェクトのクレジット期間更新フォーム(F-CDM-REN)」及び、改定されたPDD又はPoA-DDと新しい有効化審査報告書を提出し、クレジット期間の更新申請を行う。

(3) 申請の処理

- ☞ クレジット期間の更新の申請の処理のため、「登録のための申請処理」の条項に必要な変更を加えて適用する。

(4) クレジット期間更新申請の再審査要請

- CDMプロジェクト又はPoAの関係国、CDM理事会のメンバーは申請の公開日から28日以内に再審査の要請をすることができる。
- 関係国は再審査要請を希望する場合、関連DNAは公的な手続きとして「クレジット期間更新再審査要請フォーム」F-CDM-RENRを利用し、事務局経由でCDM理事会に要請する。もし、CDM理事会のメンバーが望む場合は、F-CDM-RENRを利用し、事務局経由でCDM理事会に連絡する。

事務局が、申請公開日から28日目の午後5時(GMT)までに、関係国或いは少なくとも3名のCDM理事会メンバーから再審査要求を受け取った場合

受け取らなかった場合 ↓

(5) クレジット期間更新申請の完了

CDMプロジェクト又はPoAのクレジット期間は、関係国又はCDM理事会の3人以上のメンバーが再審査の要請がなければUNFCCC CDMウェブサイト上に更新申請の公開のあと28日後に更新されたとみなされる。

↓ 受け取った場合

(6) 再審査

- クレジット期間更新申請の再審査のために、登録申請の再審査の条項に必要な変更を加えて適用される
- CDM理事会が該当する決断を適用した時点で、クレジット期間は更新されたとみなされる。

現行ベースラインの有効性の評価及びクレジット期間の更新の際のベースライン更新のための方法論ツール(Ver.3.0.1) [EB66 Anx47]

ステップ 1 次期クレジット期間における現行ベースラインの有効性の評価

ステップ1.1 現行ベースラインに関連する義務的な国家・産業政策の遵守に関する評価
 (今回の)クレジット期間更新のための申請時点において、現行ベースラインが、有効化審査のための書類提出(又は前のクレジット期間更新のための書類提出)以降に効力が生じた全ての関連する義務的な国家・産業政策を遵守しているかどうか？

ノー、又はそれらの政策が体系的に執行されておりその国又は地域において広く一般的に遵守されている場合

している

ステップ1.2 状況変化の影響評価

ベースライン・シナリオそのものの再評価はせずに、現行ベースライン排出量についてクレジット期間の更新を申請する時点で存在している状況変化の影響の評価を行う。新たな状況において、現行ベースラインの有効性が継続されると言えるのか？

言えない

言える

ステップ 1.3 現行ベースラインにおいて使用すると仮定した機器を継続使用すると再度仮定することの技術的観点からの可能性評価
 本ステップはベースラインが現行状態の継続である場合についてのみ適用される。当該CDMプロジェクトがなかったとした場合に継続使用されていたと仮定した機器の技術的な寿命の残存期間が、更新を申請するクレジット期間を超えているかどうか？

超えていない

超えている

オプション: クレジット期間をベースラインで使用されている設備の技術的な耐用年数に限る

ステップ 1.4: データ及びパラメータの有効性の評価

クレジット期間の開始時点で決定し、クレジット期間中にはモニタリングを行っていない全てのデータ及びパラメータがまだ有効かどうか？下記のケースが当てはまる場合には更新が必要。

- ☞ IPCCデフォルト値を使用している場合、新たなデフォルト値がIPCCによって決定され出版されていたら更新する
- ☞ 現行クレジット期間において1回だけ使用した排出係数やベンチマーク等について更新が必要(それらの数値が当該プロジェクトサイトにおける過去の状況に基づいて決定されたものであり、CDMプロジェクトの実施によってそうした状況が変化しており更新ができない場合を除く)

有効でない

有効

ステップ1の各ステップにおいて、現行ベースラインとデータ及びパラメータが次のクレジット期間においても有効であると認められる場合、継続使用できる

次期クレジット期間について現行ベースラインの更新が必要

ステップ 2: 現行ベースラインとデータ及びパラメータの更新

ステップ2.1 現行ベースラインの更新

ベースライン・シナリオそのものの再評価はせずに、最新の承認方法論を用いて次期クレジット期間のために現行ベースライン排出量を更新する。クレジット期間更新の申請時点で効力のある産業政策や状況に沿っていることが必要。

ステップ 2.2 データ及びパラメータの更新

ステップ1.4において、クレジット期間の開始時点で決定しクレジット期間中にはモニタリングを行っていないデータ及びパラメータが有効でない場合、それらを更新することが必要

19. 小規模CDM (SSC)

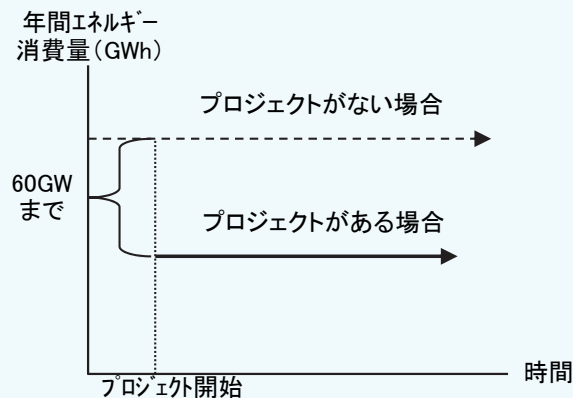
19-1. 小規模CDMの定義

下記に定義される小規模CDMについては、簡易化された様式・手順が適用可能である [CMP/2005/8/Ad1, p43-45]

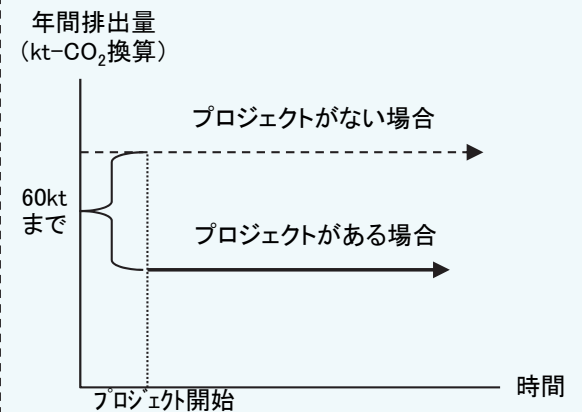
タイプI: 最大出力が15MW(=1万5000kW)
(又は同量相当分)までの再生可能エネルギープロジェクト [CMP/2006/10/Ad1, p8 para28(a)]

タイプII: エネルギー供給又は需要サイドにおける、年間の削減エネルギー量が60GWh(=6000万kWh)(又は同量相当分)までの省エネルギープロジェクト

[CMP/2006/10/Ad1, p8 para28(b)]



タイプIII: その他、年間の排出削減量がCO2換算で60kt(=6万t)未満のプロジェクト [CMP/2006/10/Ad1, p8 para28(c)]



プロジェクトのタイプと適格要件 [PS-PA ver. 01, para 114 - 116]

- ◆ タイプI: 最大出力容量が15MWまでの、再生可能エネルギープロジェクトとし、下記を考慮する。
 - ☞ 「最大出力」に関して、出力とは、工場の実際の負荷率を考慮しない、設備又は工場製造社によって示された導入/定格出力のこと
 - ☞ 15MW相当について、MW(p), MW(e), MW(th)とすることができる。MW(e)は、最も一般的な単位であり、MWはMW(e)として定義され、その他の場合は適切な変換係数を適用できる。
 - ☞ バイオマス、バイオ燃料、バイオガスプロジェクトに関して、15MW(e)の上限は、設備又は工場の45MW熱量出力相当になる。バイオマス、バイオ燃料、バイオガス(例: 調理ストーブ)への熱利用について、45MWthの上限は、熱利用設備、装置の導入/定格出力である。電力、動力への適用に関して、導入/定格出力15MW上限となる。再生可能エネルギーと化石燃料の同時燃焼の場合、化石燃料利用時のシステムの定格出力を適用する。
 - ☞ 太陽光エネルギーの熱利用プロジェクトについて、「最大出力」は、光沢のある平らなプレート又は真空管集光器の口径700 Wth/m2の変換係数を利用し計算する。即ち、集光器の開口部面積の上限は64,000m2である。必要に応じて、他の変換係数を利用して計算することもかかっているが、その変換係数がより適している理由を述べる必要がある。
- ◆ プロジェクト参加者は、以下について考慮する(a) 上記で定義された 小規模CDMプロジェクトの3つのタイプは、相互排他的である。(b) 1つ以上の要素を持つ小規模プロジェクトでは、各要素が上記の異なる3タイプに属す場合がある。その場合、同一のタイプに属する要素の規模の合計は、そのプロジェクトタイプの上限を超えてはならない。

19-2. 簡易化されたルール・手順

- ◆小規模CDMの定義に合致する場合、その取引コストを下げるため、通常のCDMプロジェクトと比べて、以下のような点で手順が簡易化されている
[CMP/2005/8/Ad1, p45 para9]
- ☞複数の小規模プロジェクトをバンドリング(一括化)して、手順(PDD作成、有効化審査、登録、モニタリング、検証・認証)を行うことが可能
 - ☞プロジェクト設計書(PDD)の記載事項が少ない
 - ☞ベースライン開発費用削減のため、プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
 - ☞モニタリング費用削減のため、簡易化されたモニタリング計画の適用が可能
 - ☞同じDOE(指定運営組織)が有効化審査と検証・認証を行ってもよい

CDMプロジェクトにおけるリーケージの扱い

- ☞(A/R(新規植林・再植林)以外の) CDMプロジェクト又はPoAにおいては、当該CDMプロジェクトの実施に起因し、計測可能なプロジェクト・バウンダリ外での人為的な温室効果ガス排出量の純変化をリーケージとして考慮する必要がある [Glos ver.9, p13]
- ☞ARの大規模・小規模CDMプロジェクト又はPoAにおいては、当該CDMプロジェクト又はPoAの実施に起因し、計測可能なプロジェクト・バウンダリ外での温室効果ガス排出量の増加又は炭素ストックの減少をリーケージとして考慮する必要がある。 [Glos ver.9, p13]

参照: CDMプロジェクトとPoAのためのサンプリング調査の標準 (ver. 07.0) [EB94 Anx2]

- ☞信頼性の要件を規定したり、適切なサンプリング方法やサンプリング計画に提供されるべきものを記載している。一般的な要件は、適切な方法論に規定された要件と共に小規模、大規模CDMプロジェクト、PoAに適用される。有効化審査や検証に関連したCサンプリングの要件も含まれる。

参照: CDMプロジェクトとPoAのためのサンプリング調査のガイドライン (ver. 04.0) [EB86 Anx4]

- ☞推奨されるサンプリング計画の概要、サンプルパラメーターの公平な推測、DOEの有効化審査のための評価基準を大小規模CDMプロジェクト、PoAの優良事例と共に説明している。サンプリング調査によって収集されたデータの信頼性確認の事例も提供している。
- ☞下記が含まれる
 - (a) 削減量の保守的な見積もりの信頼性をおとさず、失敗した信頼性目標の扱い方
 - (b) サンプリングや調査のDOEによる有効化審査や検証のための優良事例

参照: 簡易なベースラインとモニタリング方法論

- ☞「小規模CDMプロジェクト方法論向け一般的なガイドライン」がある。(Ver. 21) [EB81 Anx 35]
- ☞小規模CDMプロジェクト向けのF-CDM-SSC-PDD, F-CDM-SSC-Subm and F-CDM-SSC-BUNDLE等各種申請フォームガイドラインがある。
- ☞小規模CDMプロジェクト向け承認方法論がある。

小規模CDMの追加性(小規模CDMの追加性証明方法論ツール:)(ver. 10.0) [EB83 Anx14]

<http://cdm.unfccc.int/methodologies/SSCmethodologies/AppB_SSC_AttachmentA.pdf>

◆プロジェクト参加者は、以下に定義される「障壁」が一つ以上あるために、CDMがなかった場合には当該プロジェクトが実施されないこと(追加性があること)を説明しなければならない

投資障壁

☞ 当該プロジェクトと比べて、採算上、実現性が高い代替シナリオ(ただし排出量は増大)がある

一般的な慣行に伴う障壁

☞ 一般的な慣行、既存の規制、又は政策的な必要性から採用される技術(ただし排出量は増大)がある

技術的障壁

☞ 当該プロジェクトで採用する新技術のリスク(性能の不確実性や市場普及率の低さに起因)を低減する、技術的には低い代替シナリオ(ただし排出量は増大)がある

その他の障壁

☞ プロジェクト参加者が特定するその他の障壁(制度的な障壁、情報不足、経営資源、組織能力、資金源、又は新技術の採用能力)によって、プロジェクトがなかった場合には排出量が増大する

◆上記のような障壁を根拠とせず、定量的な根拠を用いて、CDMがなかった場合には当該プロジェクトが実施されないことについて説明してもよい

◆ポジティブリストで規定された技術・プロジェクトタイプについては障壁を説明する必要ない。以下でポジティブリストとして規定される一定の閾値以下の小規模CDM(例:出力15MW以下)は、自動的に追加性があるとみなされる。

◆ポジティブリスト(小規模CDMの追加性証明方法論ツール:)(ver. 10.0) [EB83 Anx14 para 11]

(a) 再生可能エネルギー発電技術(電力系統に接続しているかどうかは問わない)

(i) 太陽光(太陽光発電、太陽熱発電)

(ii) 洋上風力

(iii) 海洋技術(波力、潮力)

(iv) 出力100kW以下の風力タービン(建築物と一体になったタイプ又は家庭の屋上に設置)

(b) 電力系統に接続していない(off-grid)発電技術のうち、各々の出力が括弧内の閾値を超えず、合計出力は15MWを超えないもの

(i) 小水力(発電所の規模が100kW以下)

(ii) マイクロ風力タービン(100kW以下)

(iii) 太陽光と風力発電の混合(100kW以下)

(iv) 地熱(200kW以下)

(v) バイオマスガス化/バイオガス(100kW以下)

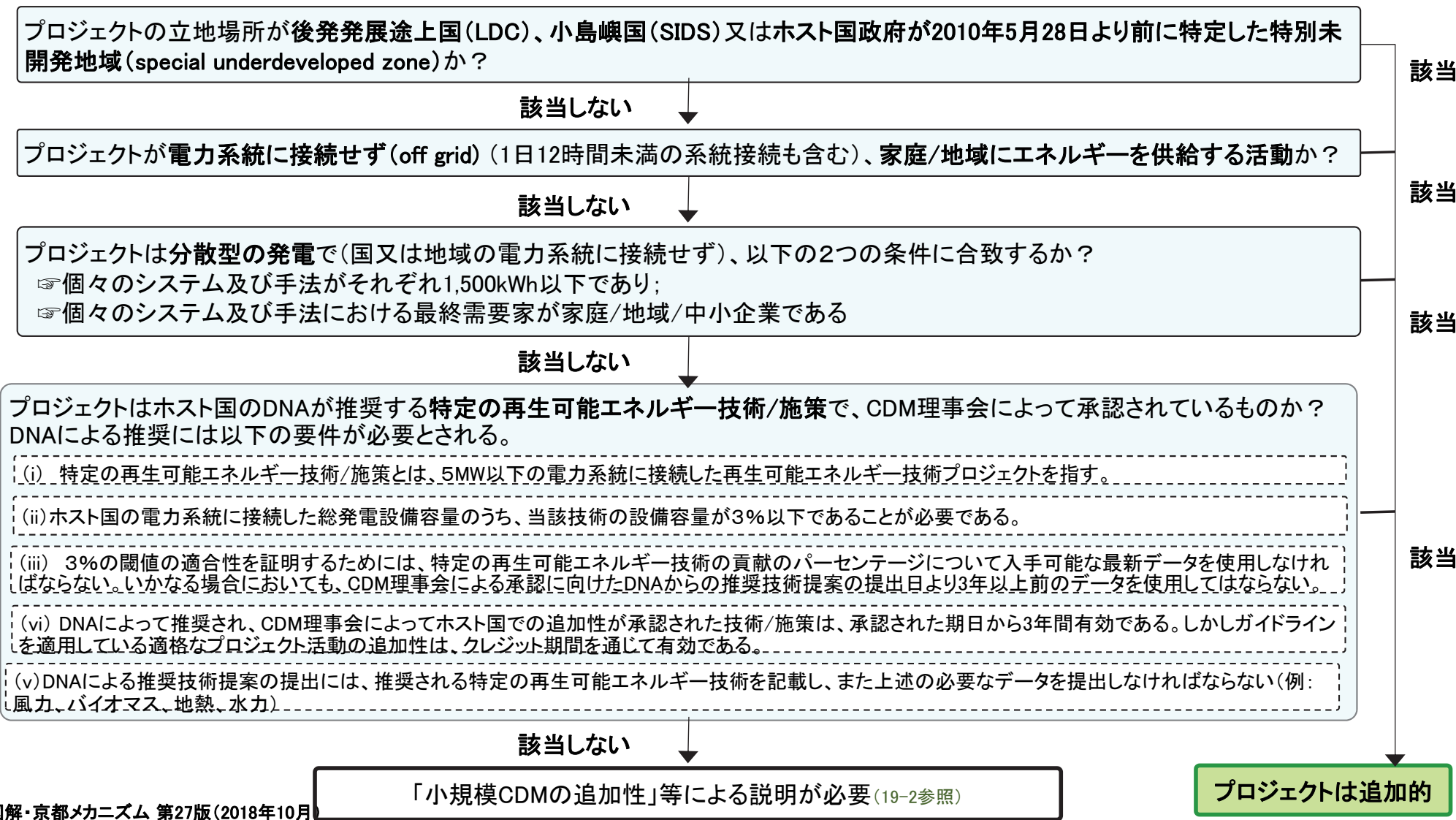
(c) 需要家が家庭/地域共同体/中小企業からなるプロジェクトで、各々の規模が小規模CDMの閾値の5%を超えないもの

(d) 電化率が20%未満の国における再生可能エネルギー発電プロジェクト。20%の閾値を満たしていることを証明する際には、入手可能な最新の電化率データを使わなくてはならない。有効化審査開始日から3年前以上前のデータは使用できない。

マイクロスケールCDMの追加性テストの免除 (ver.05)[EB73, Anx13]

- ◆出力5MW以下の再生可能エネルギー技術プロジェクト、20GWh/年未満の省エネプロジェクト、年間削減量20kt(CO2換算)未満のプロジェクト(例、タイプIIIプロジェクト)について以下の条件をひとつでも示すものはマイクロスケールCDMと呼ばれ、通常の小規模CDMよりもさらに簡易化された追加性の実証が認められている [para2-4]
- ◆プロジェクトの特性において追加性が認められるために、事実上、追加性テストが免除されているといえる
- ◆PoA(プログラムCDM)の場合、マイクロスケールプロジェクトの追加性証明ガイドラインはPoAに含まれるCPAに適用される。

出力5MW以下の再生可能エネルギープロジェクト → 小規模CDMのタイプI方法論に含まれる技術/施策はすべて適用の対象となる

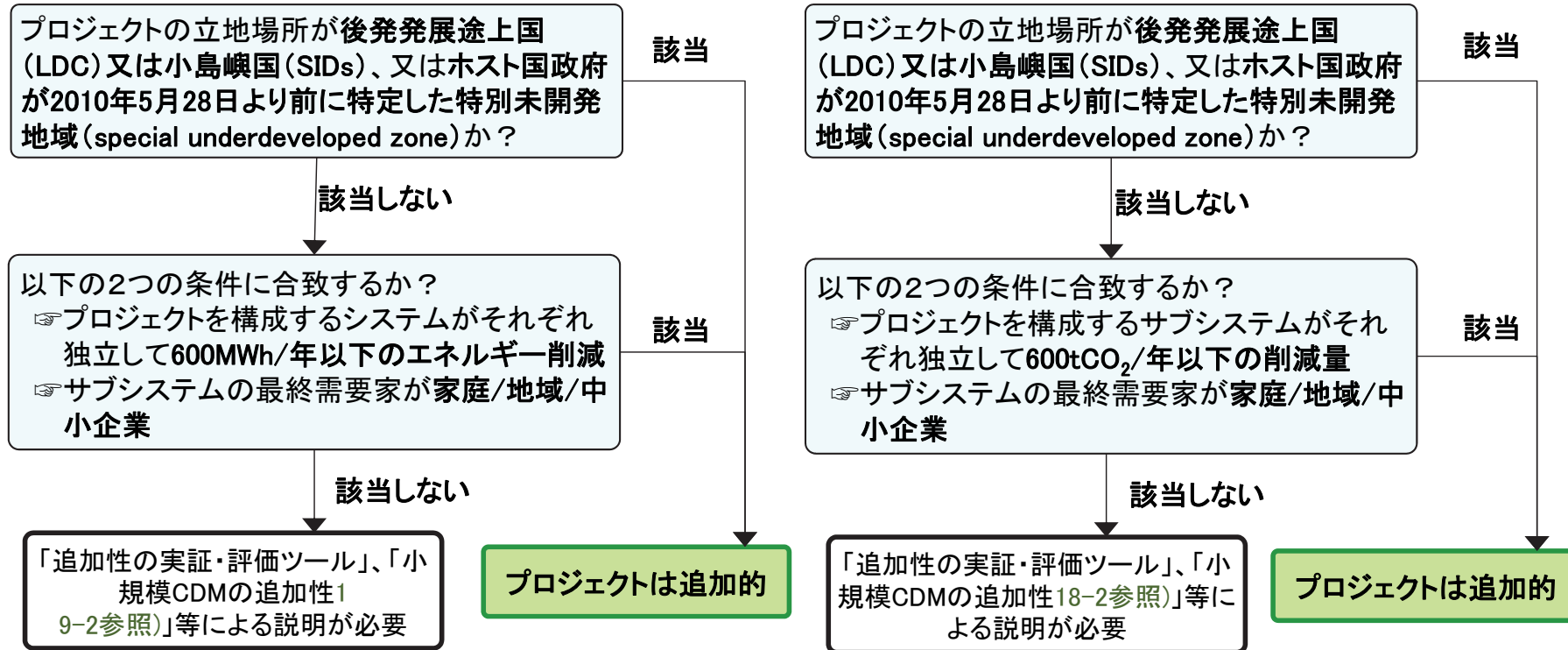


20GWh/年未満の省エネプロジェクト

年間削減量20kt(CO₂換算)未満のプロジェクト

☞ 小規模CDMのタイプII方法論に含まれる技術/手法はすべて、適格性が考慮される[para4 Footnote5]

☞ 小規模CDMのタイプIII方法論に含まれる技術/手法は広くすべて(AMS-III.V, III.P, III.Q, III.Wは除く)、適格性が考慮される[para4 Footnote5]



参考: 特別未開発地域 (Special underdeveloped zone: SUZ) [EB73 Anx13]

- ☞ 政府によって、計画管理や投資を含む開発援助のため正式な通知において特定され、入手可能な最新データをもとに以下の条件を一つでも満たすホスト国内の地域(区画、自治体、その他指定された公式な行政単位):
 - ・地域人口のうち、1日当たりの所得が2米ドル以下(PPPベース)の人口が50%以上を占める。
 - ・国の1人当たりの国民総所得が3,000米ドル以下で、指定された地域の人口が、ホスト国の貧困ランキング(適用可能な国家政策や手順による)の下位20%に含まれる。
- ☞ ホスト国DNAの推薦に基づいてホスト国の特別未開発地域がCDM理事会によって承認されたとき、それら特別未開発地域はUNFCCCウェブサイト上の一覧に掲載される(例: <http://cdm.unfccc.int/DNA/submissions/index.html>)。CDMウェブサイトの一覧に掲載されている特別未開発地域に関しては、プロジェクト提案者は証明を提出する必要はない。

19-3. 小規模CDMプロジェクトのバンドリング(一括化)

バンドリング(一括化) [Glos ver9, p7]

◆バンドリングとは、複数の小規模CDMプロジェクト・小規模A/R(新規植林・再植林)CDMプロジェクトを、それぞれのプロジェクトの独自性(技術/手法、場所、簡易化された方法論の適用方法等)を保ちつつ、1つのCDMプロジェクト又は1つのプロジェクト・ポートフォリオとして形成すること

デバンドリング(細分化)(小規模CDMのデバンドリング評価方法論ツール) (ver. 04.0) [EB83 Anx13]

- ◆デバンドリングとは、大規模なプロジェクトを細分化することと定義され、デバンドリングされたプロジェクトは、小規模CDM用の簡易化されたルール・手順を適用することはできない
- ◆「小規模CDMプロジェクトのデバンドリング評価のためのガイダンス(バージョン03)」がある
- ◆以下の全ての条件に当てはまる別の小規模CDMプロジェクトが登録又は登録申請されている場合、デバンドリングされたと見なされる
 - ☞ プロジェクト参加者が同じ
 - ☞ プロジェクトの分野、技術/手法が同じ
 - ☞ 登録が2年以内
 - ☞ それぞれのプロジェクト・バウンダリー(境界)の最短距離が1 km以内
- ◆ガイダンスの中に、デバンドリングをしているかどうかについて判断するためのフローチャートがある

一括化のための要件とガイダンス

(一括化に関する基本原則) (ver. 03.0) [EB82 Anx10 para 8-15]

- ☞ プロジェクトは、あるプロジェクトサイクルで一度一括化されると、そのステージでは細分化できない。但し、CDM理事会は例外として細分化を検討できる。
- ☞ 一括化された構成はその後変更できない。(例: 一括化されるプロジェクトの提出は同時でなければならない。登録後、プロジェクトは取り除いたり、追加することはできない)
- ☞ 一括化された複数のプロジェクトは、全て同じクレジット期間となる
- ☞ 有効化審査のため、全てのCDMの規定や要件に関して、一括化の順守について証明する情報や文書を提供しなければならない。
- ☞ サブバンドル(一括化)の規模の合計は、PSに定義される小規模プロジェクトのいずれかのタイプ(タイプI、II、III)の上限を超えてはならない。
- ☞ その一括化は、クレジット期間中毎年その選択したタイプの上限以下であることを証明しなければならない。クレジット期間中の合計推定削減量が各プロジェクトのPDDに含まれ、継続的に測定されること。
- ☞ クレジット期間中、一括化されたプロジェクトが各タイプの上限を超えた場合、その特定の年に主張できる排出削減量は、PDDで推定された最大削減量が上限となる。

承認の書面 [EB82 Anx10, para16]

- ☞ (複数の)ホスト国による承認レターは、締約国が自分の領土内でプロジェクトが行われていることについて承知していることを記載しなければならない

包括的なモニタリング計画 [EB82 Anx10, para17]

- ☞ 一括化されたプロジェクトが一つまたは複数のいずれかでPDDを提出しようとする場合、CER発行のための一括化された全てのプロジェクトの一つだけの参照番号が与えられる。

有効化審査・検証 [EB82 Anx10, para19-23]

- ☞ バンドルされたプロジェクトは、1つのDOEで有効化審査できる
- ☞ パブリックコメントを収集するため全てのPDDは同時に公開されなければならない。
- ☞ 一括化されたプロジェクトはCDM理事会に一回で提出され、一括化された合計の想定年間平均排出削減量に対する部分低な徴収金をはらうだけでよい。
- ☞ 一括化されたプロジェクトには1つの検証報告書で十分であり、同じクレジット期間でのCERの発行は同時に行われる。

20. 新規植林・再植林(A/R) CDM

20-1. A/R CDMの概要

新規植林・再植林(Afforestation and Reforestation: A/R) CDMの規定・手順は、プロジェクトの流れ、プロジェクト設計書(CDM-AR-PDD)の内容、有効化審査と検証等について、排出削減型CDMとほぼ同様である。排出削減型CDMとA/R CDMとの最も大きな違いは、炭素吸収の非永続性である。温室効果ガスの排出削減は、永続的な削減となるのに対して、A/R CDMにおいて木等に吸収された二酸化炭素は、森林火災や害虫による枯死木等によって、大気中に再放出される可能性がある。この非永続性を解決するため、短期期限付きクレジット(Temporary CER : **tCER**)・長期期限付きクレジット(long-term CER : **iCER**)という異なったタイプのクレジットが発行される。

A/R CDMプロジェクトのための土地の適格性 [EB35 Anx18]

◆1. プロジェクト参加者は、プロジェクト・バウンダリー内の土地がA/R CDMに適格である根拠を、以下の手順で示すことが必要

- ☞ (a) プロジェクト開始時にその土地が森林を含まないことについて、以下に関する透明性のある情報を提出する
 - ⇒ その土地の植生が、ホスト国が定義する森林の定義に満たないこと
 - ⇒ その土地の全ての自然若木及び栽培樹木が、ホスト国が定義する森林の最低樹冠率や高さに届かないと見込まれること
 - ⇒ その土地が、伐採等の人為的活動や自然原因の結果、一時的に木のない状態ではないこと
- ☞ (b) 活動が植林・再植林であることを示す
 - ⇒ 再植林プロジェクトの場合、その土地が森林でないための上記条件(a)が1989年12月31日時点にも当てはまること
 - ⇒ 新規植林プロジェクトの場合、その土地の植生が少なくとも50年間ホスト国が定義する森林の定義よりも低いこと

◆2. 上記のステップ1(a)と1(b)を示す際、プロジェクト参加者は、ホスト国が定義した森林の基準に沿って、森林と非森林を確実に区別するための情報を提供すること

- ☞ (a) 地上の参照データによって補足された航空写真又は衛星イメージ
- ☞ (b) 地図や空間データベースからの土地利用又は土地被覆情報
- ☞ (c) 地上調査結果(許可制度による土地利用・土地被覆に関する情報、計画、土地台帳・所有者登録・その他の地域登記簿からの情報等)

上記オプションが活用又は適用不可の場合、プロジェクト参加者は 参加型農村調査法(PRA: Participatory Rural Appraisal)によって作成された証言書面を提出すること

- ☞ 非付属書I国がその国のDNAを通じてCDM理事会に以下の事項を選択・報告した場合、ホスト国としてA/R CDMプロジェクトを行なうことが可能
 - (a) 最低樹冠率が10~30%以上であること
 - (b) 最低土地面積が0.05~1.0ヘクタール以上であること
 - (c) 樹木が最低2~5m以上の高さであること
- [GP/2003/6/Add.2, p17 para7-8]
- ☞ 上記の事項については変更することも可能[EB40 Anx1]

A/R CDMのクレジット期間

[CMP/2005/8/Ad1, p67 para23]

- ◆ クレジット期間は、A/R CDMプロジェクトの開始時点から、以下のいずれかまでである
 - ☞ 最大20年、2回更新可能(合計最大60年)
 - ☞ 最大30年、更新なし

- ☞ 2000年1月1日以降に開始されたA/R CDMプロジェクトは、2005年末を過ぎてから有効化審査及び登録することが可能(ただし、最初の検証がプロジェクトの登録日以降に実施される場合)

- ☞ クレジット期間の開始日が、プロジェクトの開始日と同じと仮定した場合、2000年以降に開始されたプロジェクトは、プロジェクトの開始日以降のtCERs/iCERsを獲得することが出来る [EB21 Rep, para64]

- ☞ A/R CDMの(クレジットの)最初の検証・認証時期はプロジェクト参加者が選べる。その後は、クレジット期間が終わるまで**5年毎**に検証・認証を行うことが必要。[CMP/2005/8/Ad1, p69 para32]

プロジェクト・バウンダリー

[EB44 Rep, para33]

- ◆ CDM理事会は「A/R CDMプロジェクトのバウンダリーの定義の適用に関するガイダンス」(最初の検証時にバウンダリーを固定するオプションを可能とする) [EB44 Anx14]に合意した

20-2. A/R CDMの非永続性 (tCER及びiCER)

◆短期期限付きクレジット(tCER)・長期期限付きクレジット(iCER)

- ☞ プロジェクト参加者は、A/R CDMによる炭素吸収の非永続性に対応するために、下記アプローチのいずれかを選択しなければならない [CMP/2005/8/Ad1, p70 para38]
 - (a) プロジェクト開始日以降当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのtCERの発行
 - (b) 各検証期間中に当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのiCERの発行
- ☞ 上記で選択されたアプローチは、更新されたものを含めてクレジット期間中、変更されることはない

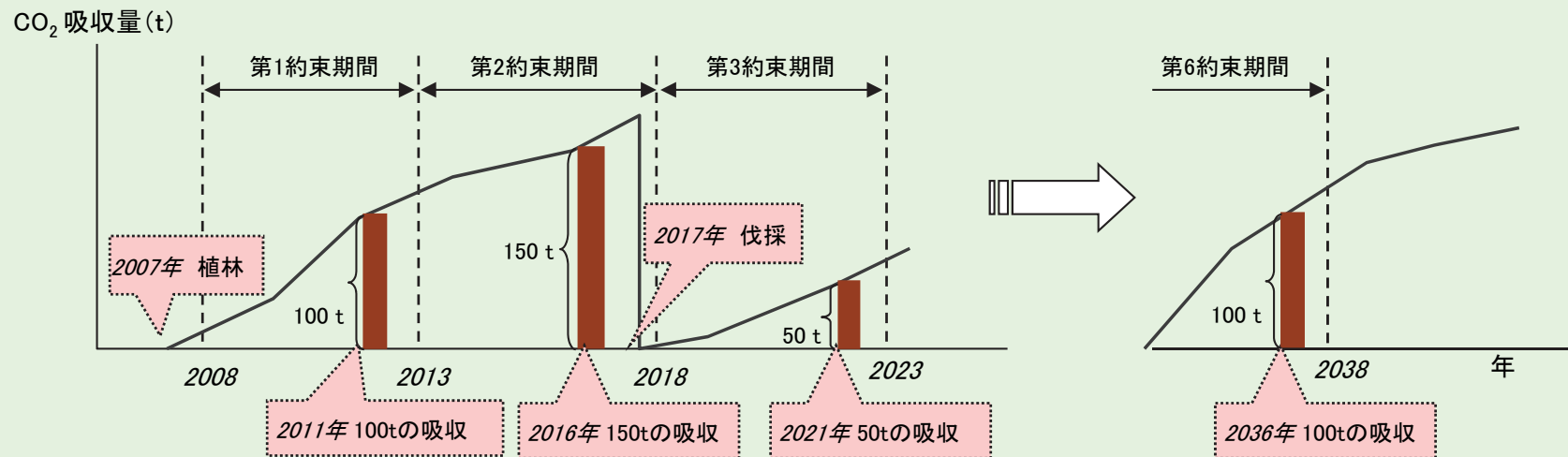
tCER・iCERの有効期限

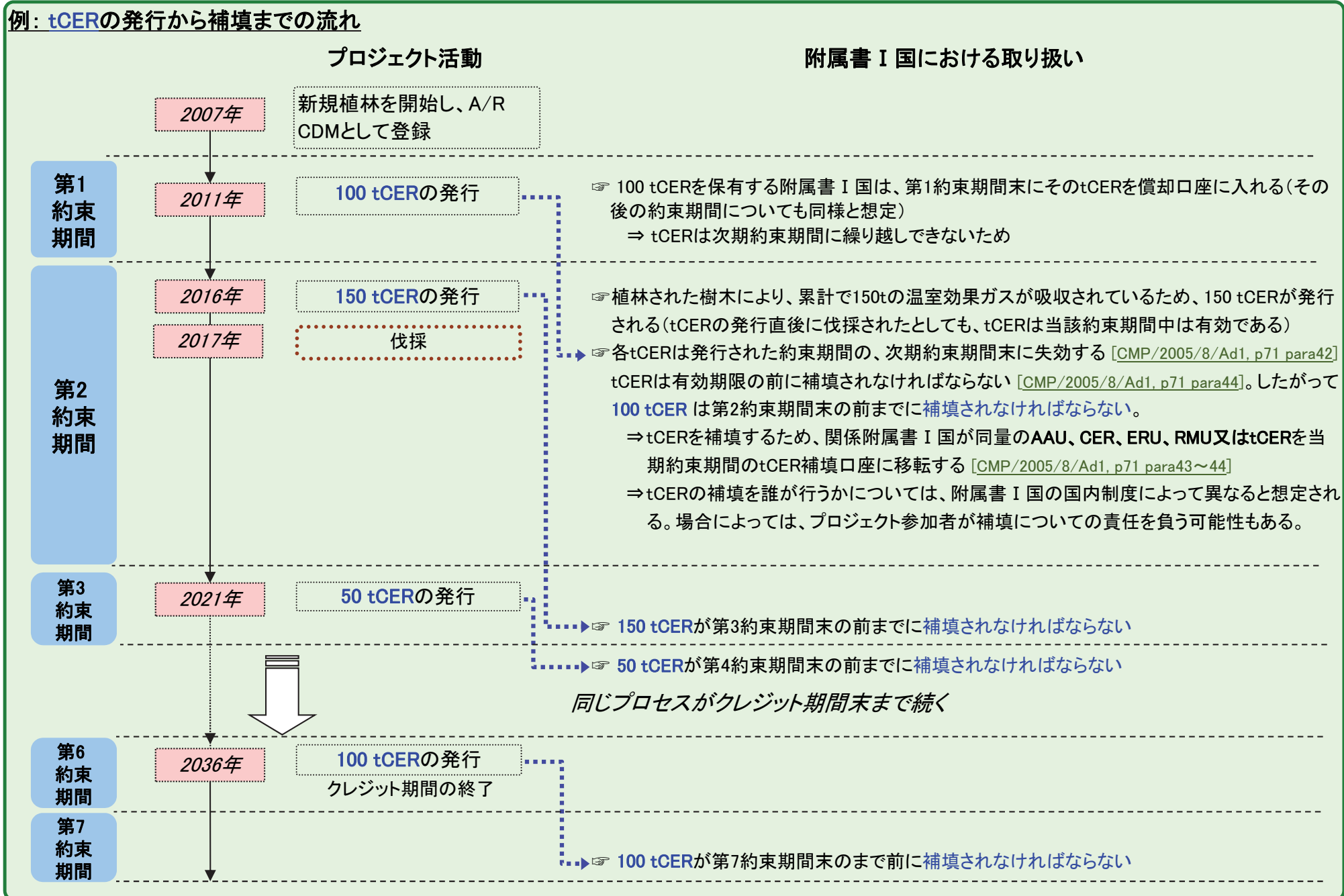
- ☞ 各tCERは発行された約束期間の次期約束期間の最終日に失効する [CMP/2005/8/Ad1, p71 para42]
- ☞ 各iCERは当該クレジット期間の終了時、又は更新可能なクレジット期間が選択された場合は、当該プロジェクトの最終クレジット期間の最終日に失効する [CMP/2005/8/Ad1, p71 para46]

例: A/R CDMによる温室効果ガス純吸収量の変化

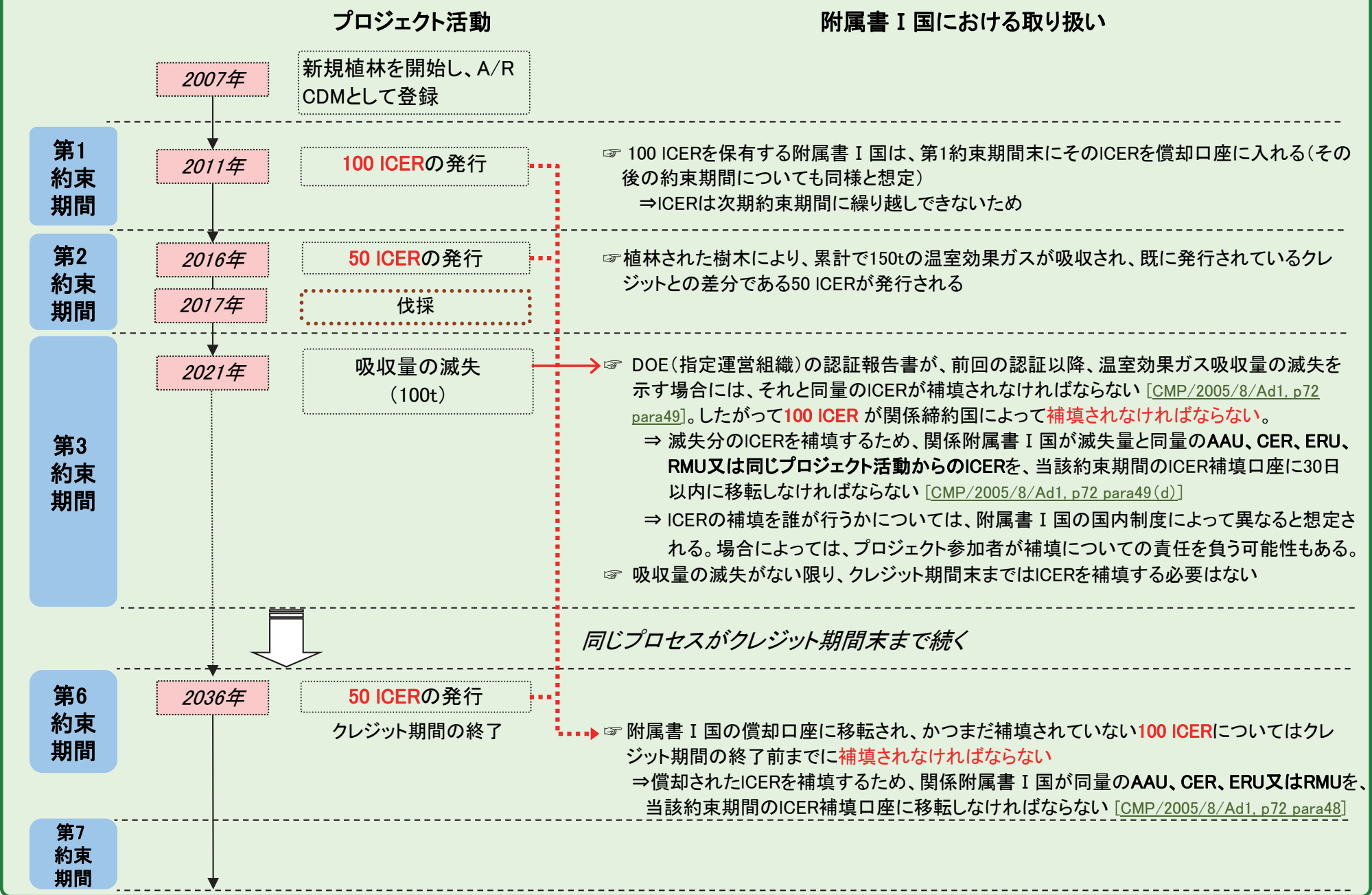
◆下図はA/R CDMプロジェクトによる温室効果ガス吸収量の変化を表している。次の2頁のtCER及びiCERの発行と有効期限についての説明は、下図に示す仮定に基づく

- ☞ 2007年に新規植林
- ☞ 2011年に第1回目のtCER又はiCERが発行される。第1及び第2約束期間の間、樹木は成長し、2016年に第2回目のtCER又はiCERが発行される。
- ☞ 各約束期間は5年間と仮定
- ☞ 第2約束期間終了前の2017年に伐採され、2021年に第3回目の発行が行われる。最後の発行は2036年となる。
- ☞ 発行された各tCER又はiCERは締約国の数値目標達成のために活用される
- ☞ クレジット期間は30年間(更新なし)





例: ICERの発行から補填までの流れ



20-3. 小規模A/R CDM

小規模A/R CDMの定義

- ◆ 小規模A/R CDMプロジェクトは年間16,000 t-CO₂以下の純吸収量であること [CMP/2007/9/Ad1, p26]
 - ☞ 16,000 t-CO₂は各検証期間中の年平均純吸収量のこと [CP/2004/10/Ad2, p26 para1(b)]
- ◆ ホスト国が定義する「低所得者地域」において開発又は実施されたものであること [CMP/2005/8/Ad1, p62 para1(i)]
 - ☞ CDM理事会への有効化審査報告書の提出に際して、DOEがプロジェクト参加者より、上記についての宣言書を受領していることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p85 para15(b)]

小規模A/R CDMプロジェクトによる純吸収量が年間16,000 t-CO₂以上となる場合、過剰分については、tCER又はICERが発行されない。[CMP/2007/9/Ad1, p26]

「バンドリングに関する一般原則 [EB21, Anx 21]」は小規模A/R CDMプロジェクトには必ずしも適用されない。[EB32 Rep, para42]

小規模A/R CDMの簡易化されたルール・手順

- ◆ 取引費用を削減するため、小規模A/R CDMについては、以下のような点で手順が簡易となる [CMP/2005/8/Ad1, p82 para1]
 - ☞ プロジェクト設計書(PDD)の記載事項が少ない
 - ☞ ベースライン開発費用削減のため、プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
 - ☞ モニタリング費用削減のため、モニタリングの要件の簡易化を含め、簡易化されたモニタリング計画の適用が可能
 - ☞ 同じDOE(指定運営組織)が有効化審査と検証・認証を行ってもよい
- ◆ 小規模A/R CDMプロジェクトには以下が適用される
 - ☞ 気候変動に対して脆弱な途上国の適応費用支援に充てる徴収分(SOP-Adaptation)の免除
 - ☞ プロジェクトの登録料、及びCDM制度の運用経費に充てる徴収分(SOP-Admin)について減額する [CMP/2005/8/Ad1, p83 para13]

☞ 「小規模A/Rのベースライン・モニタリングと方法論提出フォーム作成のガイドラインがある。(Version 01.1) [EB66 Anx28]

「登録されたA/R CDMプロジェクトの検証におけるA/R CDM方法論の特定バージョンの申請用ガイドライン第1版」により、登録されたA/R CDMプロジェクトが、プロジェクト登録期日以降に発生した方法論の改善を有効化審査時に申請することができる。[EB88 Anx31]

「A/R CDMプロジェクトにおける特定種類の変更の報告に関するガイドライン第2版」はA/R CDMプロジェクトの検証において登録されたPDDに含まれた記述の特定種類の変更に対処するためのガイドラインである。[EB66 Anx24]

21. プログラムCDM

21-1. プログラムCDMの概要

プログラム活動 (programme of activities: PoA) と CDM プログラム活動 (CDM programme activity: CPA)

プログラム活動 (programme of activities: PoA) とは: [Glos ver.9, p15]

- ☞ 企業又は公的主体が自主的かつ調整して実施する、政策・措置又は目標設定 (例えばインセンティブ付与や自主的プログラム) による活動
- ☞ これらの活動は、PoAがなかったとした場合と比べて追加的な温室効果ガスの排出削減又は人為的な吸収源による吸収増大をもたらすことが必要
- ☞ PoAの中で実施されるCDMプログラム活動 (CDM program activities: CPAs) の数には制限がない

CDMプログラム活動 (CDM programme activity: CPA) とは: [Glos ver.9, p10]

- ☞ PoAの下で実施されるプロジェクト活動
- ☞ ベースライン方法論で規定される特定地域における、温室効果ガスの排出削減又は人為的な吸収源による吸収増大のための、PoAの下で実施される単一の又は一連の統合された措置

調整又は管理主体 (Coordinating or Managing Entity: CME) [Glos ver.9, p9]

- ☞ 調整又は管理を行う主体 (CME) は関係締約国のDNAからプロジェクト参加のための承認 (authorization) (4-6参照) を受けており、また「プロジェクト参加者と事務局・CDM理事会の連絡方法 (MoC様式) (4-7参照)」に基づいて指名される。MoC様式において、CER・tCER・ICERの分配に関する事項を含むCDM理事会及び事務局との連絡方法についても特定していることが必要。
- ☞ CMEが単独又はジョイント・フォーカルポイントのいずれかでなければならない。ジョイント・フォーカルポイントの上限は5、又はホスト国の数が6以上の場合はホスト国の数と同じとする。[PCP-PoA ver.01, para 33]
- ☞ 個別のCPAの実施者は必ずしもプロジェクト参加者となる必要はない。CDMプロジェクトへの参加はPoAのレベルで記録される。
- ☞ CME変更の際には、新規CMEはMoCの声明文 (陳述文) に署名の上、事務局に提出する。同時に、新規CMEがPoA-DDに記載されていた当初の枠組みを継続し、開発、実施を遂行することを確証する当該ホスト国の承認レター (F-CDM-CME) も事務局に提出する。[PCP-PoA ver.01, para 194]
- ☞ PoAの登録後にCMEが変更された場合、それ以降にDOEがCPAを追加する際には、次の発行申請、或いは登録後の変更申請、何れか早いほうを提出し、新たなCMEの適合性に関する有効化審査意見を提出しなければならない。

[PCP ver.9, para 203]

PoAの登録料 [EB33 Rep, para60] (13-3参照)

- ☞ PoAの登録料は、PoA登録申請時のCPA合計の年間排出削減量を基準として計算する。
- ☞ それぞれの特定CPAの平均年間排出量は、そのクレジット期間で計算する。登録後に追加されたCPAは登録料を払う必要はない。
- ☞ 登録料は、CMEから事務局に支払われる。

PoAのサンプリング

- ☞ 「CDMプロジェクトとPoAのサンプリング調査の標準」 [EB69 Anx4]、「CDMプロジェクトとPoAのサンプリングと調査のガイドライン」 [EB69 Anx5] がある。

PoAへの複数の方法論の適用

☞ PoA向けの技術、手法、方法論の組み合わせは、適用する技術・手法間で相互影響がないことが証明された場合に適用可能である。相互影響がある場合、CMEは逸脱申請をし、相互影響を考慮した方法を提案しなければならない。[EB74 Anx25]

☞ CDM理事会が承認した組み合わせ:

⇒ AMS-III.RとAMS-I.C [EB59 Anx9 para11(a)]

⇒ メタン発生に関する全てのタイプIII方法論(III.H、III.D、III.F、及びIII.G)と再生可能エネルギーに関するタイプI方法論(I.A、I.C、I.D及びI.F) [EB59 Anx9 para11(a)]

⇒ AMS-III.D、AMS-I.CとAMS-I.F [EB61 para59(a)]

⇒ AMS-I.CとAMS-I.F [EB61 para59(b)]

⇒ AMS-I.DとAMS-I.F [EB62 para51]

⇒ AMS-III.AOとAMS-I.E [EB69 Anx27 para16]

⇒ AMS-I.A、AMS-I.DとAMS-I.F [EB69 Anx27 para16]

⇒ AMS-I.EとAMS-II.G [EB69 Anx27 para16]

PoAの開始日 [PS-PoA ver.01, para40-43]

☞ CMEはPoAの開始日をCDM用語集の定義に従い決定し、どのように決定したか説明が求められる。

☞ CMEはPoAの開始日を指定の様式に年月日を記載し、予定の日付としてはいけない。

PoAの有効期間

☞ PoAの有効期間は28年(A/Rプロジェクトについては60年)を最長とし、PoAの登録申請時に、CMEによって決められていることが必要 [PS-PoA ver.01, para40-43]

☞ PoAの有効期間内であり、且つ以下の条件に当てはまる場合は、CMEはいつでも、CPAをPoAに加えることが可能。[PS-PoA ver.01, para40-43]

➢ 提案するCPAが、登録済みCDMの最新のPoAで指定された適格性条件を含め、該当する全ての要件を満たしている

➢ CMEは、提案するCPAが該当する全ての要求に沿っていることを証明している完成済みCPA-DDを、DOEに提出する

CPAの開始日とクレジット期間 [PS-PoA ver.01, para186-193]

☞ CPAのクレジット期間の開始日は下記のいずれかの日、又はそれ以降の日とする

i. 付随するCPA-DDが、登録申請と一緒に提出されている場合はPoAの登録日

ii. 特殊な場合のCPA-DDが理事会に提出されている場合は、その承認日

iii. CPAがPoAに含まれた日付

☞ 更新可能なクレジット期間は7年(A/Rプロジェクトについては20年)を最長とし、最大2回更新可能で最大21年である(A/R CPAは60年間)。CPAのクレジット期間の最初の更新は、そのクレジット期間が始まった後7年以内実施する。

☞ 固定クレジット期間は10年を最長とする。

☞ CPAのクレジット期間はクレジット期間の種類を問わず、PoAのクレジット期間を超えてはならない。

☞ ICERがPoAで発行される場合、PoAに含まれている全てのCPAのクレジット期間の更新の日付は、PoAの更新日付に合わせなければならない。

☞ プログラムCDMの有効化審査開始日以前にプログラム活動における個々のプロジェクトが開始されることはないため、「CDMの事前考慮の実証及び評価に関するガイドライン(8-1参照)」はPoAに適用しない [EB60 Rep. Anx26]

☞ 2005年12月10日より後に開始された植林・再植林(A/R)プロジェクトで、A/R CPAとしてA/R PoAに含める適格性条件に合致するものについては、A/R CPAとして含めることができ、そのクレジット期間の開始日は、プロジェクトの開始日とすることができる [EB53 Rep. para40]

参考: CPAの追加性 CPAについて完全な追加性評価は必要なく、むしろCPAの追加性は適格性要件を用いて確認されるべきである [EB60 Rep Anx26 para4]

参考: PoAにおけるデバンドリング “PoAにおけるデバンドリングに関する決定ガイダンス” [EB47 Anx32 para7-9] がある。デバンドリングに関する決定のためのフローチャートが提供されている。

参考: PoAによる相互作用効果 “プログラム活動における複数の方法論適用による相互作用効果の検討ガイダンス” がある。 [EB68 Anx3]

21-2. プログラムCDMの手続き

PoA特有の有効化審査の要件 [VVS-PoA ver.01, para 38-43, para 90-91; 136-137]

DOEは、PoAとCPAの有効化審査にあたって、そのPoA及びCPAのタイプに基づいて該当する要件を適応し審査する。

- ☞ DOEは、CMEが提出したPoA-DDを評価する際、以下を確認する。
 - (a) PoA実施の枠組みの構築、及びPoA配下のCPAの定義 (b)方針、対策或いはPoAが追求する目的 (c) PoAがCMEの自主的活動であること
- ☞ DOEは、PoAに追加されている全てのCPAの実施を含めた上で、PoAの境界(バウンダリ)の評価をする。
- ☞ DOEは、PoAの境界(バウンダリ)を確立する際に、プロジェクト参加者はその境界内すべての国および/またはセクター個々の政策や規制を考慮しているか判断する。
- ☞ DOEは、個々の技術/対策、方法論及びそれらの組合せに対し一般的なCPA-DDが準備されていること、更に、技術や対策がPSにある関連要件に遵守し、一つのCPA-DDで組み合わせられているかを確認する。
- ☞ DOEはPoAが一つ以上の技術/対策、或いは方法論を適応しており、一般的なCPA-DDに対して少なくとも一つの特例のCPA-DDが完成していること。
- ☞ DOEは、PoA-DD記載された管理システムを評価する。
- ☞ DOEはCMEが提出した特例のCPA-DDを検証し、提案されたCDM PoAが以下を満たしていることを確認する。(a)ホスト国は一つである事(b)地理的リファレンス、或いはその他識別できる手段(c)運用を担うCPA実施団体、個人 (d) CPAが既にCDMプロジェクト活動として登録されていない、或いは別の登録済みのCDMPoAに含まれていない。
- ☞ DOEはPoAに追加されることを希望するCPAが、PoA-DDに記載された適格性要件に遵守しているかどうか評価する。要件を遵守しているかの決定する方法は、そのPoA特有のものである。
- ☞ DOEは、遵守しているか判断するために文書の机上レビューや、インタビュー、現地調査を検討する。

PoAへのCPAの追加 [PCP-PoA ver.01, para 119-127]

- ☞ CPAと特定のケースのCPA-DDが、PoA-DDや一般CPA-DDに記載された適格要件を満たしていることが確認された後、CMEはDOEに特定のCPA-DDを送る。1回で一つ以上の特定CPA-DDを送ることができる。CDM理事会で、一般的なCPA-DDに対応した最初のCPA-DDが承認されている場合に限り、一般的なCPA-DDに対応したCPAは登録PoAに追加することができる。
- ☞ もし、CPAがPoAの追加の適格性要件を満たしているとDOEにより確認できれば、UNFCCC CDMウェブサイトに掲載して、理事会に特定CPA-DDを提出することでCPAをPoAに追加することができる。掲載は、まとめて行われるべきで、月に2回以上であってはならない。
- ☞ DOEによって掲載された特定のCPA-DDのCPAは、登録PoAに自動的に追加され、PoAのページに表示される。事務局は、自動的にDOE、CME、DNAIにそのPoAのステータスの変更について通知する。
- ☞ PoAに適用している承認されたベースライン、モニタリング方法論や標準化ベースラインが方法論の統合による追加以外の理由で保留、取り下げになっている場合、そのPoAに新しくCPAを追加することができない。
- ☞ 保留のあと、方法論や標準化ベースラインが改定された場合、CMEは改定方法論や標準化ベースラインに従い、CPAを追加する適格性条件の更新を含むPoA-DDの改定をしなければならない。理事会が方法論の改定や統合の承認したことを理事会議事録で表記していない限り、保留されずに方法論が統合により改定、取り下げになった場合、そのようなPoA-DDやCPA-DDの改定は必要ではない。
- ☞ 改定されたPoA-DDや一般的なCPA-DDが理事会で承認されたら、新しい全てのCPAの追加は、最新のPoA-DDをベースにする。
- ☞ PoA-DDも改定前に追加されたCPAは、クレジット期間の更新時にPoA-DDの最新版を適用する。

PoA向けCERの発行手続き [PCP-PoA ver.01, para 217-219]

- ☞ VVSの関連条項や、CDMの要件に従い、測定されたGHG排出削減量が、PSの関連要件を満たしていると検証され、モニタリングレポートに記載されたCERが認証されたあと、DOEは、「CDM PoA発行申請フォーム」(F-CDM-PoA-ISS)を利用し、CERの発行申請を提出する。
- ☞ (a)特定のモニタリング期間における発行申請は下記のいずれかである。(i) PoAに含まれている全てのCPA、(ii)1つのモニタリング期間で、2つの分離したモニタリング報告書の場合、2つのグループのうち、その申請がカバーしているグループの全てのCPA
- (b)特定のモニタリング期間で、モニタリング報告書が2つにわかれている場合、その両方の特定のモニタリング期間のCER,tCER,ICERが発行される前に、その後のモニタリング期間の発行申請は提出してはならない。
- (c)モニタリング期間は連続していなければならない。発行申請は、CERの検証に関連する。

A. 適格性条件の設定要件

適格性条件は下記にあげるものを最低限含む。

- (a) 地理的バウンダリー
- (b) 製品やエンドユーザーの証明書のような排出量のダブルカウントを避けるための条件
- (c) 試験や認定などによるサービスやパフォーマンスの種類やレベルを含む技術や方法の仕様
- (d) 書類証拠によるCPAの開始時期を確認する条件
- (e) CPAで適用されている1つ以上の方法論の適格性や要件の遵守を保證する条件
- (f) CPAが追加性証明に適するための要件を満たしていることを保證するための条件
- (g) ローカルステークホルダーとの協議や環境影響評価に関連した条件を含むCMEが規定したそのPoA独自の要件
- (h) ODAの流用でないことなど、附属書I国からの資金を確認する条件
- (i) (該当する場合) 対象グループ(例、国内/商業/産業、地方/都市、電力系統接続/未接続)、分配方法(例: 直接導入)
- (j) (該当する場合) サンプルングや調査に適した理事会に承認されたガイドラインや標準に従ったPoAのサンプルング要件
- (k) (該当する場合) 全てのCPAが小規模又は極小規模の閾値基準を満たしていること、CPAのクレジット期間において保持されることを保證する条件。ただし、CPAが極小規模プロジェクトだけで構成される場合、この限りではない。
- (l) (該当する場合) CPAが小規模又は極小規模の分類の場合、分割化確認の要件。ただし、CPAが極小規模プロジェクトだけで構成される場合、この限りではない。

調整又は管理主体 (CME)

指定運営組織 (DOE)

PoAにCPAを含めるための適格性条件を設定し、PoA設計書類(PoA-DD、SSC-PoA-DD、PoA-DD-AR又はPoA-DD-SSC-AR)にその適格性条件を含め、一般的なCPA-DDへのCPAの追加を評価する際の有用性を証明する。

有効化審査を行うDOEは、適格性条件がPoAへのCPA追加を評価するのに十分に客観的で包括的であるかを決定する。

以下の項目を含む管理システムを開発、実施する:

- (a) CPAの追加のプロセスにかかわる人材の役割と責任の明確な定義。PoAの有効化審査時にDOEに提出した、それら人材の能力の評価を含む。
- (b) PoAの有効化審査時にDOEに提出した、それら人材のトレーニング及び能力開発の記録
- (c) PoAの有効化審査時にDOEに提出した、CPAのテクニカル・レビューの手順
- (d) ダブルカウント防止の手順(CDMプロジェクト又は別のPoAのCPAとして既に登録されているCPAの新規追加の予防など)
- (e) CPA追加の申請時にDOEに提出した、PoAに含まれる各CPAの記録及びドキュメンテーション管理プロセス
- (f) PoAの有効化審査時にDOEに提出した、PoA管理の継続的な改善方策
- (g) その他関連要素

管理システムの要素を、PoAの有効化審査の一部あるいはCPA追加の有効化審査の一部として評価する。

CDM理事会に承認されたガイドライン及び基準を適用しう場合は、それによってサンプルに基づくチェックを行い、DOEがCPAの適格性を確認するという前提でCPAはPoAに追加される。

複数の技術、手法、方法論の組み合わせが含まれるPoAの場合、「プログラム活動のための複数のCDM方法論の適用のための基準」para11(a)-11(d)に沿って、それぞれの組み合わせに対して明確な適格性条件を提案しなければならない。

B. 適格性条件の更新要件 [EB87 Anx3 para 25-28]

下記の条件に、該当する場合、CMEは適格性基準を改訂し、登録後の変更申請を行わなければならない。

- (a) PoAが使用する方法論のバージョンが変更になった場合
- (b) PoAのバウンダリーが拡大され、新規のホスト国が追加された場合
- (c) 環境十全性に関する問題が指摘され、適格性基準の改訂が理事会から要請された場合
- (d) 方法論の改訂などによって、適用する技術や手法に変更や追加が生じた場合
- (e) 追加性を証明する適格性基準が改訂された場合

PCPに明確に記載されないその他の変更については、CMEは“Modalities and procedures for direct communication with stakeholders”に従って、提案する変更が適格性基準に該当するか確認する申請を出さなければならない。

PoAに適用されている方法論のバージョンが保留されずに改定された場合、あるいは統合方法論に含める目的で取り下げられた場合で、新しい方法論を承認したCDM理事会会合の各報告書で別段の指定がされていない場合、特に行動は必要としない。

PoAのクレジット期間の更新(最初のCPAの更新)の際、CMEは適用する最新バージョンの方法論に合わせて適格性条件を更新し、その適格性条件をPoA-DDの新たなバージョン(例:バージョン1.3)及びDOEにより有効化審査済みの新しい一般的なCPA-DDに含め、承認に向けてCDM理事会に提出しなければならない。

- (a) CDM理事会により変更が承認された以降は、全ての新規CPAの追加は更新された適格性条件に基づくものとする。
- (b) その後クレジット期間の更新を申請するCPAは、改定された適格性条件を適用する。

22. 共同実施 (JI)

22-1. JIの手順の流れ

トラック1とトラック2について

◆ JIは、ホスト国が京都メカニズム参加資格 (24-1参照) を有しているかどうかによって、ERU (Emission Reduction Unit) の発行手順が異なり、それによって関連する組織も異なる

トラック1

ホスト国が京都メカニズム参加資格を有している場合は、ERUの発行についてはホスト国によって決められる [CMP/2005/8/Ad2, p7 para23]

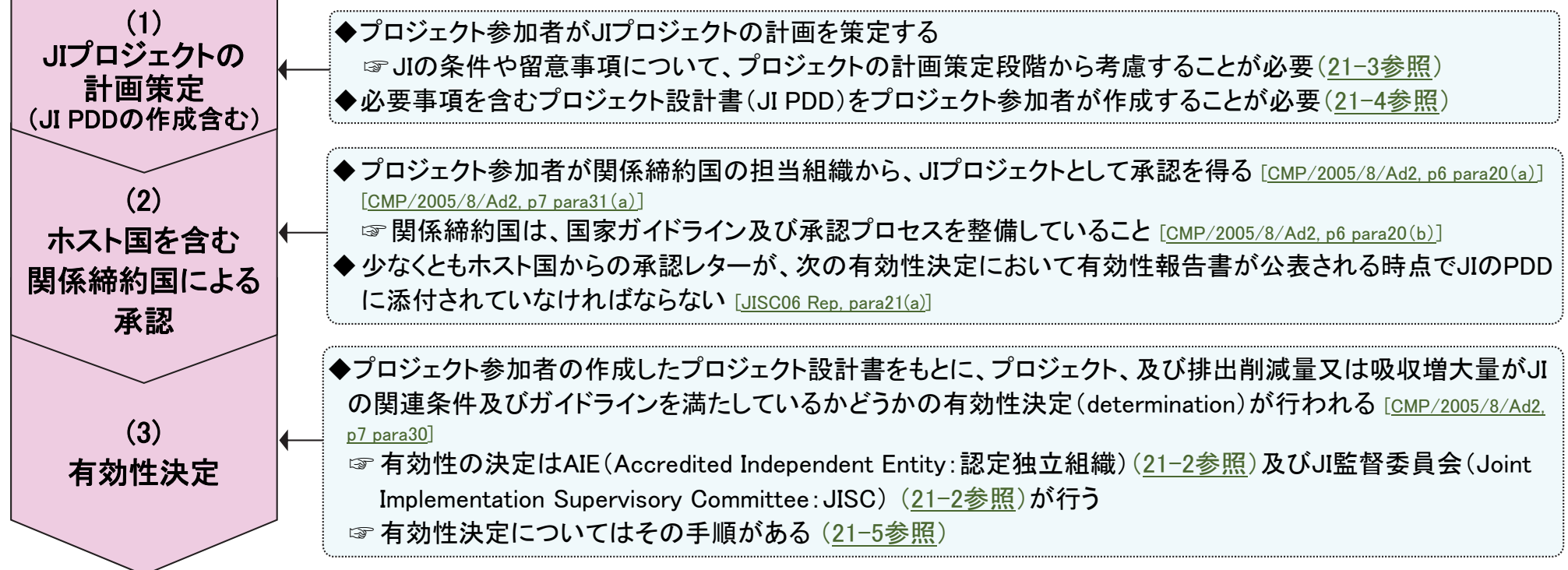
- ☞ JIは、数値目標が設定されている附属書 I 国間での排出枠の取得・移転であり、附属書 I 国全体としての総排出枠の量を変えるものではないため、(ホスト国が自国の国の排出量を正確に算定できる場合は) ERU発行についてはホスト国が決めてよいことになっている
- ☞ 京都メカニズム参加資格を有しているホスト国であっても、JI監督委員会のもとでの検証(トラック2)を選択することは可能 [CMP/2005/8/Ad2, p7 para25]

トラック2

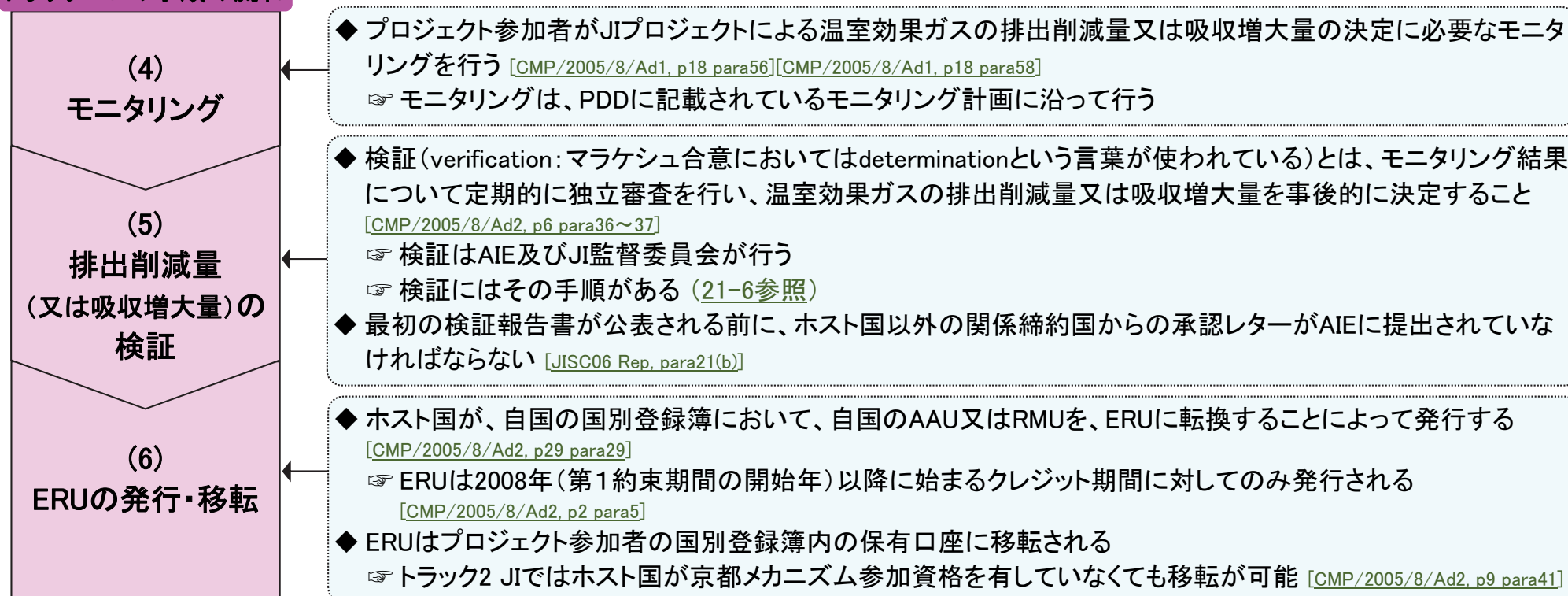
ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していない場合は、ERUの発行については、CDMと類似した手順となる [CMP/2005/8/Ad2, p7 para24]

- ☞ トラック2の場合であっても、ERUの発行・移転のためには、ホスト国が以下の条件を満たしていることが必要
 - ⇒ 京都議定書締約国であること
 - ⇒ 割当量を算定、記録していること
 - ⇒ 国別登録簿を整備していること

トラック2 JIの手順の流れ



トラック2 JIの手順の流れ



トラック2 JIの正式な開始

- ◆ トラック2 JIの手順は2006年10月26日に正式に開始されている [JISC06 Rep, para19]

参考: JIの各種ルールの見直し [CMP/2005/8/Ad2, p2 para8]

- JIの各種ルールはCMPによって見直しを行っていく
- ☞ 最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う
 - ☞ 見直しは、JI監督委員会、(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での) SBIの勧告に基づいて行う
 - ☞ 各種ルールの見直しは、既に実施しているJIプロジェクトに対しては影響しない

トラック1 JIの手順の流れ

- ◆ トラック1 JIの場合の手順については、特に決められたものはない
- ◆ ただしJIプロジェクトがJIとしての条件や留意事項を満たしていること、関係締約国から承認を得ていることが必要である
- ◆ 温室効果ガスの排出削減量又は吸収増大量の決定についてはAIEやJISCが関与する必要はなく、基本的にはホスト国とプロジェクト参加者との間の合意によって決定される
- ◆ ERUをプロジェクト参加者に移転する場合、当該プロジェクト参加者に参加の承認 (authorization) を与えている締約国が、京都メカニズムの参加資格を有していることが必要 [CMP/2005/8/Ad2, p7 para29]

22-2. JIのルール(CDMとの違い等)

トラック1 トラック2 JIの留意事項

- ◆ JIにはいくつかの要件がある。したがって、JIプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要
 - ☞ そのCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、人為的な温室効果ガス排出量について追加的な削減又は吸収をもたらすこと [KP 6条 para1(b)]
 - ☞ 原子力施設から生じたERUについては、国の数値目標の達成に活用することは控える [CP/2001/13/Ad2, p5]
- ◆ JIプロジェクトの対象となり得るのは2000年以降に開始されたプロジェクト [CMP/2005/8/Ad2, p2 para5]

CDMと異なる主な点

- ◆ 吸収増大プロジェクトについては、新規植林・再植林プロジェクトのみならずその他の吸収源活動も対象となる [CMP/2005/8/Ad2, p2 para2]
 - ☞ ただし第1約束期間に関しては、森林経営(3条4項のうち1つ)によるクレジットの発行量は各国毎に決められた上限 [CMP/2005/8/Ad3, Apx, p9] を超えてはならない(25-3参照)
- ◆ ERUの発行の対象となるのは2008年以降に始まるクレジット期間に対してのみ [CMP/2005/8/Ad2, p2 para5]
- ◆ ホスト国政府による「当該プロジェクトが「持続可能な開発の達成に貢献する」ことの確認は必要ない
- ◆ 附属書 I 国からの公的資金を活用する場合であっても、その資金がODA(政府開発援助)の流用かどうかを確認する必要はない

トラック2 CDMと異なる点 関係締約国からの承認

- ◆ 少なくともホスト国からの承認レターが、有効性決定のための有効性報告書が公表される時点でJIのPDDに添付されていなければならない [JISC06 Rep, para21(a)]
- ◆ 排出削減量又は吸収増大量に関する最初の検証報告書が公表される前に、ホスト国以外の関係締約国からの承認レターがAIEに提出されていなければならない [JISC06 Rep, para21(b)]

トラック1 課金制度

- ◆ トラック1 JIにおいて、JI監督委員会の事務手数料として、2万USD(大規模)及び3千USD(小規模・PoA)をプロジェクト文書のUNFCCCウェブサイト公開時に支払う [JISC24 Anx3]
- ◆ 費用のレベルや構成についてはJI監督委員会の年度レポートに基づきCMP7に於て見直しを行なう [CMP/2010/L.9, p.5 para29]

トラック2 CDMと異なる点 クレジット期間 [JI Glos ver3, p5]

- ◆ プロジェクト参加者はクレジット期間開始日について、JIプロジェクトによって最初に排出削減又は吸収増大が実現された日、又はそれ以降から選択する
- ◆ クレジット期間は、JIプロジェクトの稼働寿命を超えてはならない
- ◆ クレジット期間の終了日は、ホスト国が承認すれば、2012年以降でも可能。第1約束期間より後にJIプロジェクトによって実現された排出削減の取り扱いについては、気候変動枠組条約の中での関連する合意によって決定する。
- ◆ 有効性決定前の排出削減又は吸収増大であってもクレジットとして認められる。AIEは有効性決定時にPDDに沿ってモニタリングが行われているかを審査しなければならない。 [JISC11 Rep, para35]

トラック2 JI監督委員会の活動費用負担のための手数料 [JISC18 Anx12]

- ◆ トラック2 JIの手順においては、JI監督委員会の活動費用負担のための手数料があり、費用水準はCDMにおけるSOP-Admin(12-3参照)と同じとなっている

- ◆ CDMと異なる点
 - ◆ 支払は排出削減量(又は吸収増大量)の検証報告書の提出時だが、30,000ドルを上限とした前払が必要であり、前払分は返還しない
 - ◆ JIにおいてはSOP-Adaptation(16参照)と同様のERUの徴収はない

22-3. JI PDDとベースライン

トラック2

JIプロジェクト設計書 (JI PDD)

◆JIプロジェクト参加者は、トラック2 JIプロジェクトとしての有効性の決定のために、必要な情報を含むPDDを、AIEに提出しなければならない [CMP/2005/8/Ad2, p7 para31]

☞ JIのPDDは、4種類のフォーマットがある(またバンドルした小規模JIプロジェクト申請用紙がある)

(通常の)PDD (JI PDD)	小規模JI用のPDD (JI SSC PDD)	吸収源活動JI用のPDD (JI LULUCF PDD)	プログラムJI用のPDD (JI PoA DD)
----------------------	----------------------------	---------------------------------	-----------------------------

☞ 2006年6月15日より前にホスト国からの承認を受けているプロジェクトは、JIのPDD又はCDMのPDD様式を使用する

小規模JI

☞ JIにも小規模JIプロジェクトがあり、定義は小規模CDM(18-1参照)と同じ [CMP/2006/10/Ad1, p14 para14]

☞ バンドリング(一括化)、デバンドリング(細分化)の規定もある [JISC06 Anx1, para14-23]

プログラムJI

☞ JIにもプログラムJIがあり、概念はプログラムCDM(20参照)と同じ [JISC18 Anx7]

参考: JI PDDのガイドライン

☞ 「JI用PDD様式のユーザーのためのガイドライン(バージョン04)」がある [JISC18 Anx4]

☞ 「小規模JI用PDD様式及びバンドルされた小規模JIプロジェクトの提出様式のユーザーのためのガイドライン(バージョン04)」がある [JISC18 Anx5]

☞ 「吸収源活動(LULUCF)JI用PDD様式のユーザーのためのガイドライン(バージョン04)」がある [JISC18 Anx6]

☞ 「プログラムJI用PDD様式のユーザーのためのガイドライン(バージョン02)」がある [JISC19 Anx2]

ベースライン設定とモニタリング計画

◆ JIプロジェクトにおけるベースライン設定及びモニタリング計画の策定は、プロジェクト毎にベースライン設定及びモニタリングに関する基準に従って、それらを設定・策定することとなっている [CMP/2005/8/Ad2, p8 para31(c)]

☞ ベースライン設定及びモニタリングに関する基準のためのガイダンスが公表されている [JISC04 Anx6]

◆ CDM理事会によって承認されたCDMのベースライン・モニタリング方法論(小規模CDMや新規植林・再植林CDMの方法論を含む)はJIについても適用可能 [JISC18 Anx2, para9-12]

☞ 小規模JIプロジェクトにおいても、小規模CDMの簡易化されたベースライン・モニタリング方法論が適用可能 [JISC18 Anx3, para27]

◆ 追加性の証明に関して、CDM理事会によって承認された最新の「追加性の実証・評価ツール」(7-5参照)を適用してもよい [JISC04 Anx6, p11 para2(b)(i)]

◆ モニタリングしたデータは、当該プロジェクトによる最後のERU移転から2年間の保存が必要 [JISC04 Anx6, para38]

CDMと異なる主な点

◆ プロジェクト境界について、年間排出量の1%又は2,000tのどちらか少ないレベルの排出源を含むとされている [JISC04 Anx6, para11(a)(iii)]

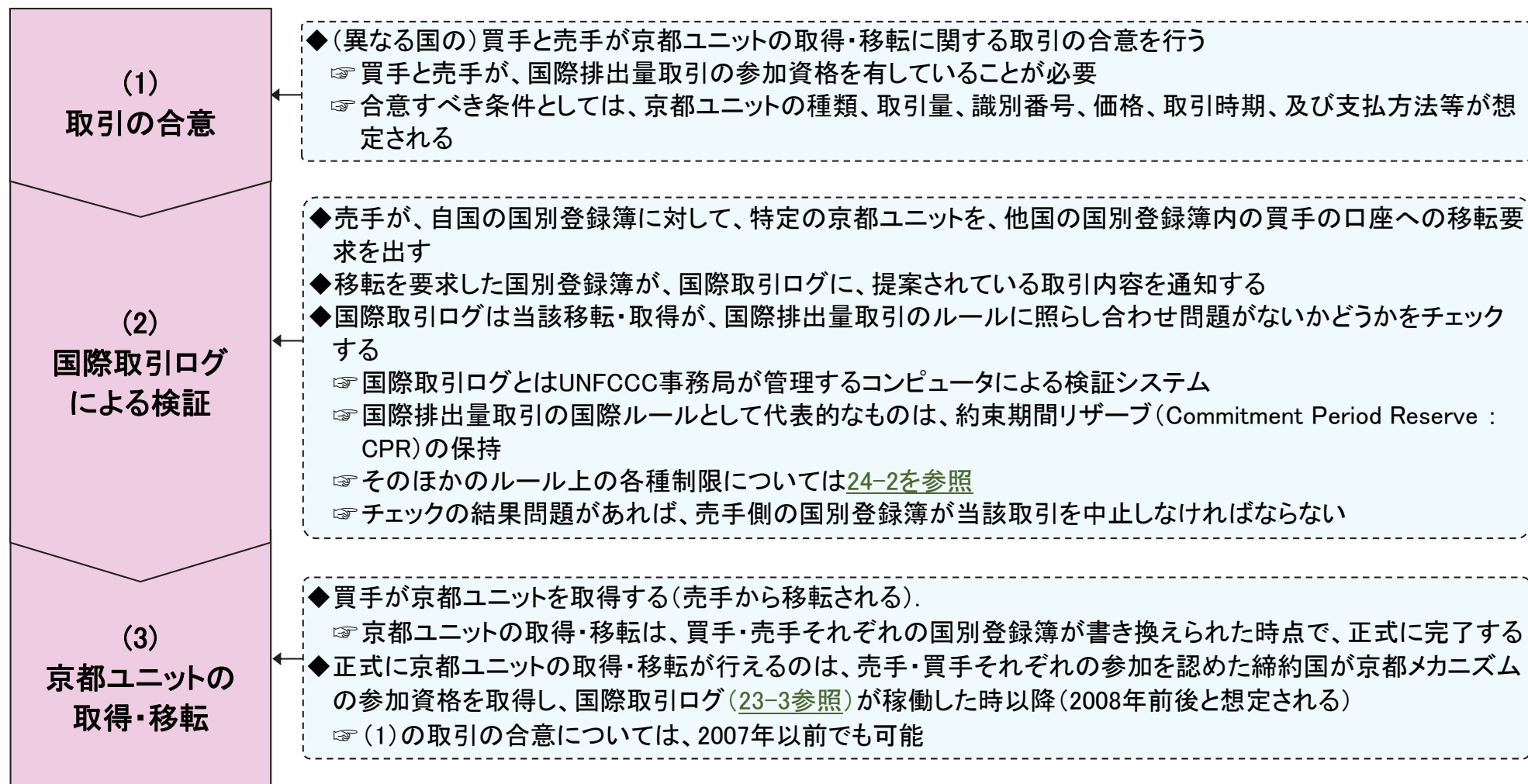
◆ プロジェクト固有のベースラインだけでなく、複数プロジェクト排出係数を用いたベースラインを設定してもよい [JISC04 Anx6, para18]

◆ モニタリング報告書においては、AIEはマテリアリティ(重要性)について評価を行う。マテリアリティの閾値は、年間平均排出削減量(又は吸収増大量)が10万t-CO₂未満のプロジェクトについては5%、10万t-CO₂以上のプロジェクトについては2%とする [JISC22 Anx1]

23. 国際排出量取引

23-1. 国際排出量取引の概要

国際排出量取引の手順について、京都議定書やマラケシュ合意に明確な規定はないが、締約国ないし事業者が国際排出量取引を活用して京都ユニット(ERU、CER、tCER、ICER、AAU、RMU)の取得・移転を行う手順は、以下のようにになると想定される。



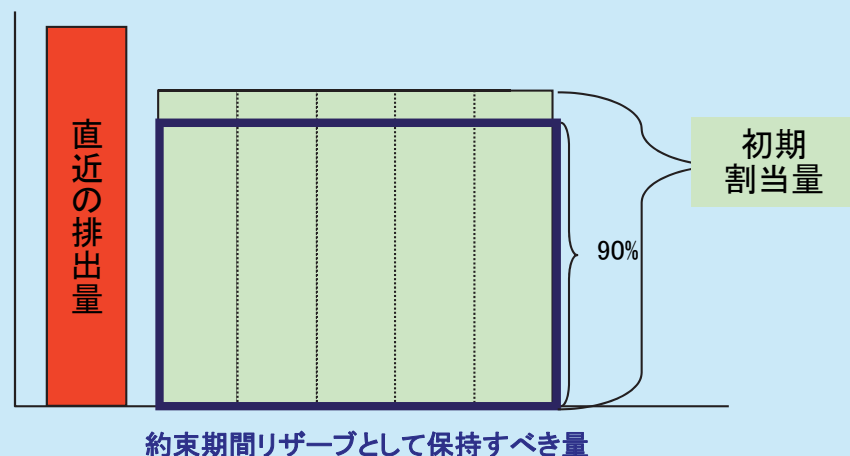
参考：国際排出量取引の各種ルールの見直し [CP/2001/13/Ad2, p50 para2]

- ☞ CDMの各種ルールはCMPIによって見直しを行っていく
 - ⇒最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う
 - ⇒見直しは(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う

23-2. 約束期間リザーブ (CPR)

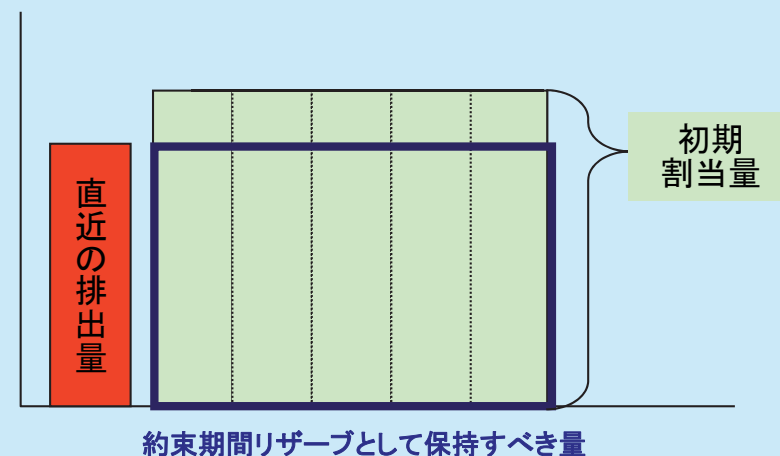
- ◆約束期間リザーブ (Commitment Period Reserve: CPR)とは、国際排出量取引において附属書 I 国が京都ユニットを売りすぎて、結果として第1約束期間終了時点で、当該国の温室効果ガス排出量が保有している京都ユニットを越えてしまう(数値目標の不遵守)ことを防ぐことを目的としている
- ◆京都ユニットの移転量を制限するために、附属書 I 国はそれぞれ、以下のうちいずれか低い量の京都ユニット(AAU、ERU、CER、tCER、ICER、RMU)を約束期間リザーブとして常に国別登録簿内に保持することが必要(下図参照) [CMP/2005/8/Ad2, p19 para6~7]

(1) 京都議定書3条7項及び8項によって算定した割当量の90%



(2) 直近の報告における国の排出量の5倍

この場合、毎年、排出量が報告される度に、約束期間リザーブとして保持すべき京都ユニットの量の変動する



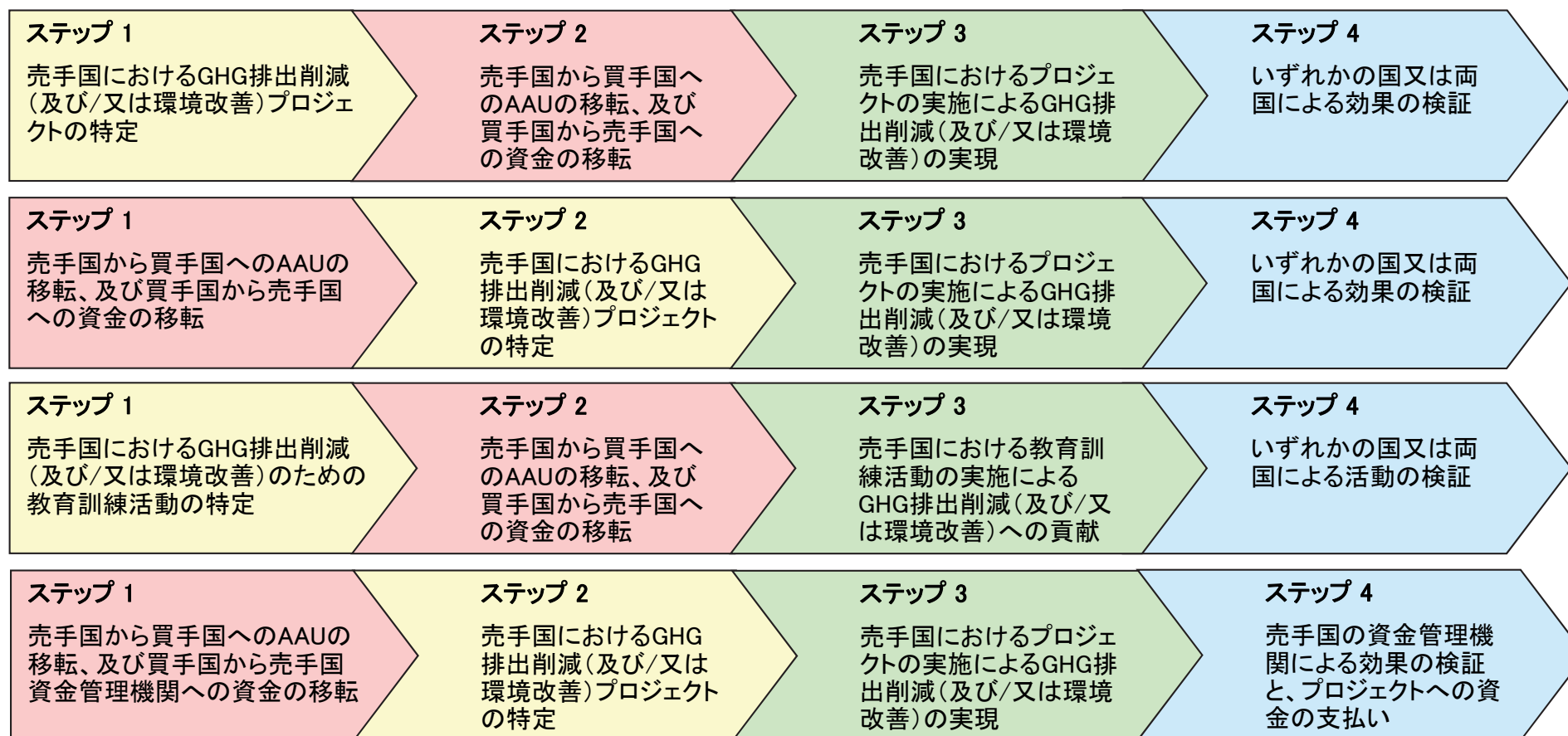
- ◆ある国際排出量取引に伴う一定量の京都ユニットの移転(販売)によって、当該国の約束期間リザーブが保持すべき量を下回る場合、その移転を行うことができない [CMP/2005/8/Ad2, p20 para8]
- ◆ケース(2)で、排出量報告に伴い約束期間リザーブとして保持すべき京都ユニットの量の変動し、結果として保持すべき量を下回った場合等には、当該国はUNFCCC事務局からの通報を受ける [CMP/2005/8/Ad2, p20 para9]
 - この場合、当該国は、通報後30日以内に約束期間リザーブを回復することが必要
- ◆トラック2の共同実施(JI)から生じたERUの移転については、約束期間リザーブによる移転の制限は適用されない [CMP/2005/8/Ad2, p9 para41] [CMP/2005/8/Ad2, p20 para10]

23-3. グリーン投資スキーム(GIS)

- ◆グリーン投資スキーム(Green Investment Scheme: GIS)とは、AAUの売却から得られる資金を用途指定し、売手国内の温室効果ガスの排出削減又は環境改善に活用するというコンセプト
 - ☞ GISにおける売手国としては、余剰のAAUがあると見込まれる経済移行国(EIT)が想定されている
 - ☞ GISのコンセプトは、「AAUのグリーン化スキーム」と呼ばれることもある
- ◆GISは、京都議定書の下での制度としては、国際排出量取引に分類される
 - ☞ JIに類似しているが、JIの手順が適用されるわけではなく、またERUを発行・移転するものでもない
 - ☞ GISという用語は、気候変動枠組条約の正式文書には出てこない
- ◆GISのコンセプトは、これを使用する国や機関によってその解釈が異なっていることに注意が必要である

GISにおける想定されるステップ例

(特定の事例や文書をもとにしたステップではない。またこれらのステップがGISの考え方の全てを表している訳ではない。)



24. 京都ユニットの管理システム

24-1. 国別登録簿

◆附属書 I 国それぞれが、京都ユニットの発行、保有、移転、取得、取消、償却、繰り越し等を正確に実施するため、国別登録簿 (national registry) を設立・運営することが必要 [CMP/2005/8/Ad2, p28 para17]

☞ 各締約国は「国別登録簿管理者」において国別登録簿を運営する [CMP/2005/8/Ad2, p28 para18]

⇒ 複数の締約国が共同で運営することも可能(ただし国別登録簿自体は厳密に区分されていることが必要)

☞ 国別登録簿は標準電子データベースの様式をとり、国別登録簿、CDM登録簿、国際取引ログ間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換が確保されなければならない [CMP/2005/8/Ad2, p28 para19]

◆それぞれの国別登録簿は、京都ユニット (AAU、ERU、CER、tCER、ICER、RMU) を管理するため、以下に示すタイプの口座が設けられる [CMP/2005/8/Ad2, p28 para21]

① (締約国用) 保有口座
政府(国)の保有する
京都ユニットを入れる
口座

③ (吸収源活動関連) 取消口座
国内の吸収源活動が、結果的に排出となった場合、排出分に見合う京都ユニットを取り消すための口座

⑥ tCER補填口座 [CMP/2005/8/Ad1, p71 para43]
tCERの失効前に補填を目的としてAAU、CER、ERU、RMU、tCERを取り消すための口座

② (法人用) 保有口座
国が承認する事業者
等の保有する京都ユ
ニットを入れる口座

④ (不遵守関連) 取消口座
第1約束期間において国が不遵守だった場合、排出超過分の1.3倍の京都ユニットを取り消すための口座

⑦ ICER補填口座 [CMP/2005/8/Ad1, p71 para47]
ICERの補填を目的としてAAU、CER、ERU、RMU、ICERを取り消すための口座

⑤ (その他関連) 取消口座
(3)(4)以外の理由(自主的な取消等)によって京都ユニットを取り消すための口座

⑧ 償却口座 [CMP/2005/8/Ad2, p27 para14]
ある約束期間における国の数値目標達成のため、京都ユニットを償却するための口座

☞ 英語では「保有口座 = holding account」、「取消口座 = cancellation account」、「補填口座 = replacement account」、「償却口座 = retirement account」となる

☞ ①②③⑤の口座については、それぞれ、複数が設けられることもある

☞ ③④⑤⑥⑦⑧の口座については、各約束期間ごとに設けることが必要

☞ 口座が識別できるよう、各口座に国コード、口座番号が付される [CMP/2005/8/Ad2, p28 para22]

◆取消口座に入れられた京都ユニットは数値目標の達成に用いたり、移転、次期約束期間への繰り越しは不可 [CMP/2005/8/Ad2, p30 para35]

◆償却口座に入れられた京都ユニットは移転、次期約束期間への繰り越しは不可 [CMP/2005/8/Ad2, p30 para35]

京都ユニットの識別番号

- ◆ 京都ユニットにはそれぞれを区別できるよう、1t-CO₂毎に識別番号が付される
- ◆ それぞれの京都ユニットは、一つの国別登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない [CMP/2005/8/Ad2, p28 para20]

識別番号(イメージ)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
XX	1		000,000,000,000,001	999,999,999,999,999	01	01	1	0000001	1	XX/YY/ZZ

	識別子	範囲又はコード
1	発行締約国	ISO3166が定める2005年1月1日現在の2桁の国コード
2	ユニットのタイプ	1 = AAU, 2 = RMU, 3 = AAUから転換されたERU 4 = RMUから転換されたERU, 5 = CER, 6 = tCER, 7 = ICER
3	補足的なユニットのタイプ	ブランク又は補助取引ログ(STL: supplementary transaction log)によって規定される
4	ユニットの開始番号	1 ~ 999,999,999,999,999
5	ユニットの終了番号	1 ~ 999,999,999,999,999
6	発行した約束期間番号	1 ~ 99
7	活用可能な約束期間番号	1 ~ 99
8	吸収源活動	1 = 新規植林・再植林, 2 = 森林伐採, 3 = 森林経営, 4 = 農地管理, 5 = 放牧地管理, 6 = 植生回復
9	プロジェクト特定番号	プロジェクト毎の固有の番号(当該ユニットを発行した登録簿が付すもので、発行した登録簿とプロジェクトの組合せ番号となる)
10	JITラック	1 又は 2
11	有効期限	tCER 又は ICERの有効期限

[Data exchange standards for registry system under the Kyoto Protocol, technical specifications (Version 1.1.2), 07 April, 2009, p F-2]

国別登録簿による情報公開

国別登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する [CMP/2005/8/Ad2, p32 para44~48]

☞ 事業者等の保有する口座についても情報公開の対象

◆ 口座に関する情報

☞ 口座保有者名、保有者の代表者名及び連絡先等

◆ 京都ユニットの総量に関する情報

◆ 各口座別の京都ユニット保有状況

◆ JIプロジェクトに関する情報

☞ プロジェクト名、場所、ERU発行年、公開すべき報告書

◆ 国によって京都メカニズムへの参加の承認を得ている法人リスト

24-2. CDM登録簿

◆ CDM理事会は、非附属書 I 国によるCERの発行、保有、移転、取得について正確に把握するため、CDM登録簿を設立・運営する

[CMP/2005/8/Ad1, p27 para1~2]

☞ CDM登録簿は、CDM理事会の管理の下で、「CDM登録簿管理者」が運営する

☞ CDM登録簿は、標準化され、国別登録簿や国際取引ログとデータ交換が容易な電子データベースの様式をとる

◆ CDM登録簿は、以下に示すタイプの口座が設けられる [CP/2003/2/Ad1, p7 para26(b)]

① (CDM理事会用)保留口座

発行されたCERを最初に入れる口座
(CERは、この口座から他の口座に移転される)

[CMP/2005/8/Ad1, p27 para3(a)]

② (非附属書 I 国用)保有口座

CDMプロジェクトのホスト国、又は口座開設を希望する非附属書 I 国の保有するCERを入れる口座

[CMP/2005/8/Ad1, p27 para3(b)]

③ 取消口座

過剰なCERが発行されていたことが判明した場合に、過剰発行分に相当する京都ユニットを入れて取り消すための口座

[CMP/2005/8/Ad1, p27 para3(c)]

④ tCER・ICER取消口座

CDM登録簿保有口座内で失効したtCER・ICER、及び非適格となったICERを取り消すための口座

[CMP/2005/8/Ad1, p80 para3]

⑤ 分担用口座

発行されたCERのうち、途上国の適応費用支援に充てる分担分(SOP-Adaptation)として差し引かれるCERを入れるための専用口座

[CMP/2005/8/Ad1, p27 para3(d)]

⑥ 自主的取消口座

CDM登録簿内にあるCERのうち、自らの目的で活用する場合、CERを取り消すための口座。 [EB75 Anx34 para1]

◆ ②③⑤については、それぞれ、複数の口座が設けられることがある

☞ 各口座には、国(ISO3166の二桁記号) / 組織の識別コード、口座を特定するための識別番号が付される [CMP/2005/8/Ad1, p27 para5]

◆ 取消口座に入れられた京都ユニットは、数値目標の達成に用いたり、移転することはできない

◆ それぞれのCERは識別番号が付され、登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない [CMP/2005/8/Ad1, p27 para4]

◆ CDM登録簿内の自主的取消口座に移転されたCERは、他の登録簿の口座に移転することはできない [EB75 Anx34 para5]

CDM登録簿による情報公開

CDM登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する [CMP/2005/8/Ad1, p28 para9~12]

◆ 口座に関する情報(口座保有者名、口座保有者の代表者名及び連絡先情報)

◆ CERの総量に関する情報(発行、移転(取得した先の口座・登録簿を特定する情報含む)されたCERの総量、CERの過剰発行のため取り消された京都ユニットの総量)

◆ 口座別のCER保有状況(各口座別の年初及び現在のCERの保有量)

◆ CDMプロジェクトに関する情報(プロジェクト名、場所、CER発行年、関与したOE(運営組織)名、公開すべき報告書の電子ファイル)

24-3. 国際取引ログ (ITL)

◆ UNFCCC事務局は、京都ユニットの発行、登録簿間での取得・移転、取消、失効及び補填(tCER・ICERの場合のみ)、償却、繰り越し等をチェックし有効性を検証するため、国際取引ログ (International Transaction Log: ITL) を設立、運営する [CMP/2005/8/Ad2, p31 para38]

[CMP/2005/8/Ad1, p73 para55~56]

☞ 国際取引ログは標準電子データベースの様式をとり、国別登録簿、CDM登録簿、国際取引ログ間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換が確保されなければならない

◆ 国際取引ログでは、以下のようなチェックを行う [CMP/2005/8/Ad2, p31 para42]

① 京都ユニットに関する全ての処理(発行、登録簿間での取得・移転、取消、償却、繰り越し)に対するチェック

- ☞ 既に償却・取消された排出枠でないかどうか、2つ以上の登録簿に登録されていないかどうか、過去に不整合が指摘され、まだ解決されていない京都ユニットでないかどうか
- ☞ 不適切に繰り越されていないか、不適切に発行されていないか
- ☞ 事業者等の場合、参加が承認されているかどうか

② 登録簿間の移転に対するチェック

- ☞ 京都メカニズムへの国の参加資格が満たされているかどうか
- ☞ 京都ユニットの供給国(移転国)の約束期間リザーブが保持されているかどうか

③ 新規植林・再植林CDMによるCERの取得に対するチェック

- ☞ tCER・ICERの取得量制限を越えていないか

④ CERの償却に対するチェック

- ☞ 当該国が京都メカニズムの参加資格を有しているか(数値目標の達成にCERを活用できるかどうか)

◆ 京都ユニットの処理を行おうとする登録簿は、国際取引ログ及び(移転の場合はその取得先となる)国別登録簿に対し、その内容を通知する [CMP/2005/8/Ad2, p31 para41]

◆ 国際取引ログは全ての処理と処理完了日時を記録し、公開する [CMP/2005/8/Ad2, p32 para43(d)]

◆ 国際取引ログはtCER又はICERそれぞれの失効1ヶ月前に、補填が必要となることを附属書 I 国に通知する [CMP/2005/8/Ad1, p73 para55]

☞ 附属書 I 国が規定に従いtCER又はICERの補填を行わない場合は、その記録はUNFCCC事務局に回付され、京都議定書8条に基づく審査の対象となる [CMP/2005/8/Ad1, p73 para56]

参考: 国際取引ログの自動チェックによって問題があるとされた場合

- ☞ 京都ユニットの処理を行おうとする登録簿は処理を停止し、国際取引ログ及び(移転の場合はその受け手となる)国別登録簿に通知する。当該問題はUNFCCC事務局に回付され、京都議定書第8条に基づく審査の対象となる。 [CMP/2005/8/Ad2, p32 para43(a)]
- ☞ 問題があるとされたにもかかわらず処理されてしまった場合、その処理に基づく京都ユニットは必要な修正が終わるまで数値目標の達成に活用することができない
⇒ 当該処理に関係した国が30日以内に必要な修正を行う事が必要 [CMP/2005/8/Ad2, p32 para43(b)]

25. 京都メカニズム活用の際の留意事項

25-1. 京都メカニズムの参加資格

国の参加資格

- ◆ 附属書 I 国が京都メカニズムに参加※ するためには、以下に挙げる参加資格をすべて満たすことが必要
[CMP/2005/8/Ad2, p6 para21] [CMP/2005/8/Ad1, p12 para31] [CMP/2005/8/Ad2, p18 para2]
- ☞ 京都議定書締約国であること
- ☞ 割当量を算定し、記録していること
- ☞ 国としての排出枠・クレジット(京都ユニット)保有量の管理を行うための国別登録簿を整備していること
- ☞ 温室効果ガスの排出量及び吸収増大量の算定が行える国家制度を整備していること
- ☞ 直近の排出・吸収目録を毎年提出していること。うち、第1約束期間については、排出目録について内容審査に合格していること
- ☞ 割当量に関する補足的情報を提出し、京都議定書3条3項・4項の活動(土地利用・土地利用変化・林業)に対して割当量への追加及び差し引きを行っていること

ここで「参加する」とは、

- ☞ 国際排出量取引については、京都ユニットの移転・取得を行うこと
- ☞ CDMについては、取得したCERを附属書 I 国が約束の履行に用いること。CERの発行や取得の資格要件は、DNA(指定国家機関)の設立である
- ☞ JIについては、生じたERUの取得、及びトラック1JIにより生じたERUの発行と移転を指す。トラック2JIにより生じたERUの発行と移転の資格要件は、京都議定書の締約国であること、割当量が算定されていること、国別登録簿を整備していることである。

参考：国の参加資格の取得

- ☞ 国は参加資格を満たしていることをUNFCCC事務局に報告し、報告後16ヶ月後までに、京都議定書のために設立される「遵守委員会・執行部」から問題提起されない限り、参加資格を有することになる
⇒ 16ヶ月以内であっても、執行部が認めれば、参加資格を有することになる
⇒ その後も毎年の排出目録等に関し遵守委員会執行部が資格を満たしていないと判定しない限りは、資格を有することとなる

[CMP/2005/8/Ad2, p6 para22] [CMP/2005/8/Ad1, p13 para32] [CMP/2005/8/Ad2, p19 para3]

- ☞ 第1約束期間における京都メカニズム参加を有していなかった国は、2015年6月30日までに国別登録簿の構築に関する報告書の提出、専門家による報告書のレビュー、レビューに関する報告書の遵守委員会への提出の条件を満たすことにより第2約束期間に参加資格を有することになる。[CMP/2013/9/Add.1 p18para2]

事業者の参加資格

- ◆ 附属書 I 国の事業者によるCDMやJIプロジェクトの実施、CDM登録簿内へのCERの発行・分配は、国が参加資格を有していなくても可能
- ◆ 事業者が京都メカニズムを活用して、京都ユニットの取得・移転を行うためには以下が必要
 - ☞ 当該事業者に参加の承認を与えている国が、京都メカニズムの参加資格を有していること [CMP/2005/8/Ad2, p7 para29] [CMP/2005/8/Ad1, p13 para33] [CMP/2005/8/Ad2, p19 para5]
 - ☞ 国別登録簿の中に、事業者の保有する京都ユニットを管理するための“法人用保有口座”が開設されていること
- ◆ 国が参加資格を取得する前の段階から、CDMやJIプロジェクトの準備は可能

参考：国の参加資格の停止と回復

- ☞ 遵守委員会・執行部が、ある国が京都メカニズムの参加資格を満たさなくなったと判断した場合、当該国は京都メカニズムの活用ができなくなる(当該国に承認されていた事業者も同様) [CMP/2005/8/Ad3, p102 para4]
- ☞ 参加資格が停止された国は、回復のために必要な措置を講じた上で執行部に対して参加資格の回復申請を行う [CMP/2005/8/Ad3, p102 para4]
- ☞ 執行部が、引き続き参加資格を満たしていないと判断しない限り、参加資格が回復される(事業者も同様)
- ☞ 参加資格を有している国(及び有していない国)のリストは、UNFCCC事務局によって公開される
[CMP/2005/8/Ad2, p7 para27] [CMP/2005/8/Ad1, p14 para34] [CMP/2005/8/Ad2, p19 para4]

京都メカニズム活用の補足性

- ◆ 京都議定書の数値目標の達成に際して、京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的(supplemental)で、国内対策が数値目標の達成のための努力の重要な要素(significant element)でなければならないとされている [CMP/2005/8/Ad1, p4 para1]
- ☞ ただし、京都メカニズムの活用(京都ユニットの取得)が定量的に制限されている訳ではない

新規植林・再植林CDMによるCERの取得量上限

- ◆ 第1約束期間における、新規植林・再植林(A/R)CDMによるtCERとICERについては、基準年排出量の1%×5倍が取得上限 [CP/2001/13/Ad2, p22 para7(b)]
- ☞ 取得上限はネット(総取得量-総移転量)で、償却時にチェックを行う

森林経営のJIIによるERUの発行量上限

- ◆ 森林経営のJIプロジェクトによるERUについては、各国毎に発行量の上限が決まっている [CMP/2005/8/Ad3, p7 para10~11]
- ☞ 具体的には、国内における森林経営によるRMU発行分と、森林経営JIIによるERU発行量の合計値に対して上限がある
- ◆ 新規植林・再植林のJIプロジェクトによるERUについては、発行量の上限はない

25-3. 京都ユニットの繰り越し制限

- ◆ 第1約束期間について、必要な京都ユニット量を償却後(第1約束期間全体の温室効果ガス排出量に相当する量)、なお京都ユニットに余剰がある場合、基本的には次期約束期間に繰り越しが可能である [CMP/2005/8/Ad2, p30 para36]。ただし、以下のような制限がある。

☞ 下記の繰り越し制限は京都メカニズムを活用する全ての締約国に適用されるが、当該国の国内政策・制度に応じて事業者も間接的に影響を受ける

CERの繰り越し制限

- ☞ CDMプロジェクトで取得したCERについては、割当量の2.5%までしか繰り越すことができない [CMP/2005/8/Ad2, p27 para15(b)]

tCERとICERの繰り越し制限

- ☞ tCER及びICERについては繰り越すことができない [CP/2003/6/Ad1, p71 para41] [CP/2003/6/Ad1, p71 para45]

ERUの繰り越し制限

- ☞ JIプロジェクトで取得したERUについては、割当量の2.5%までしか繰り越すことができない
- ☞ RMUから変換されたERUは繰り越すことができない [CMP/2005/8/Ad2, p27 para15(a)]

RMUの繰り越し制限

- ☞ RMUについては繰り越すことができない [CMP/2005/8/Ad2, p27 para16]

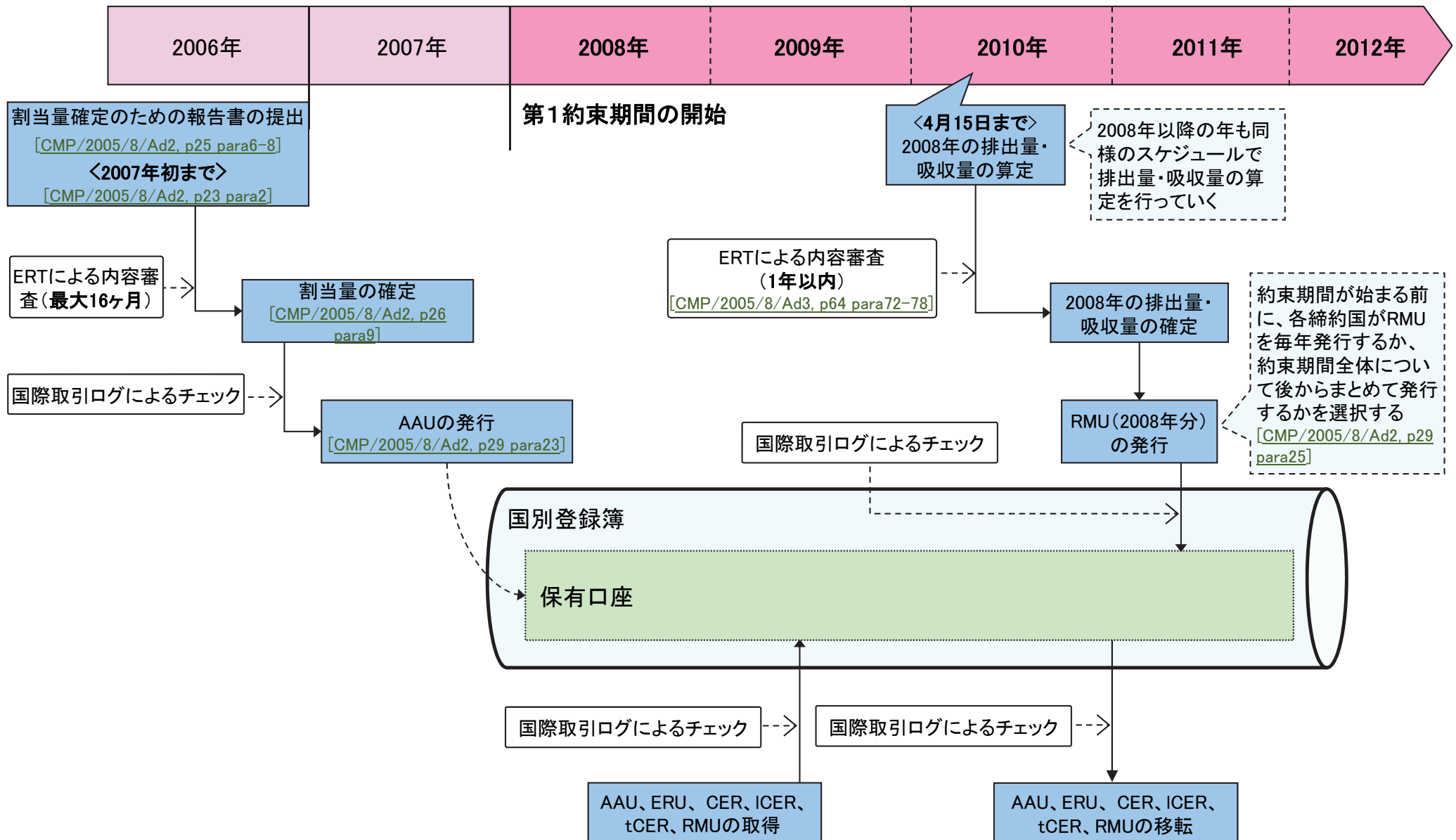
- ◆ AAUには繰り越し制限はない [CMP/2005/8/Ad2, p27 para15(c)]
- ◆ 繰り越すことが可能なのは、国別登録簿の中の対象となる京都ユニットのみであり、CDM登録簿内の京都ユニットは繰り越すことができない [CMP/2005/8/Ad2, p30 para36]

25-4. 国が不遵守の場合の制限

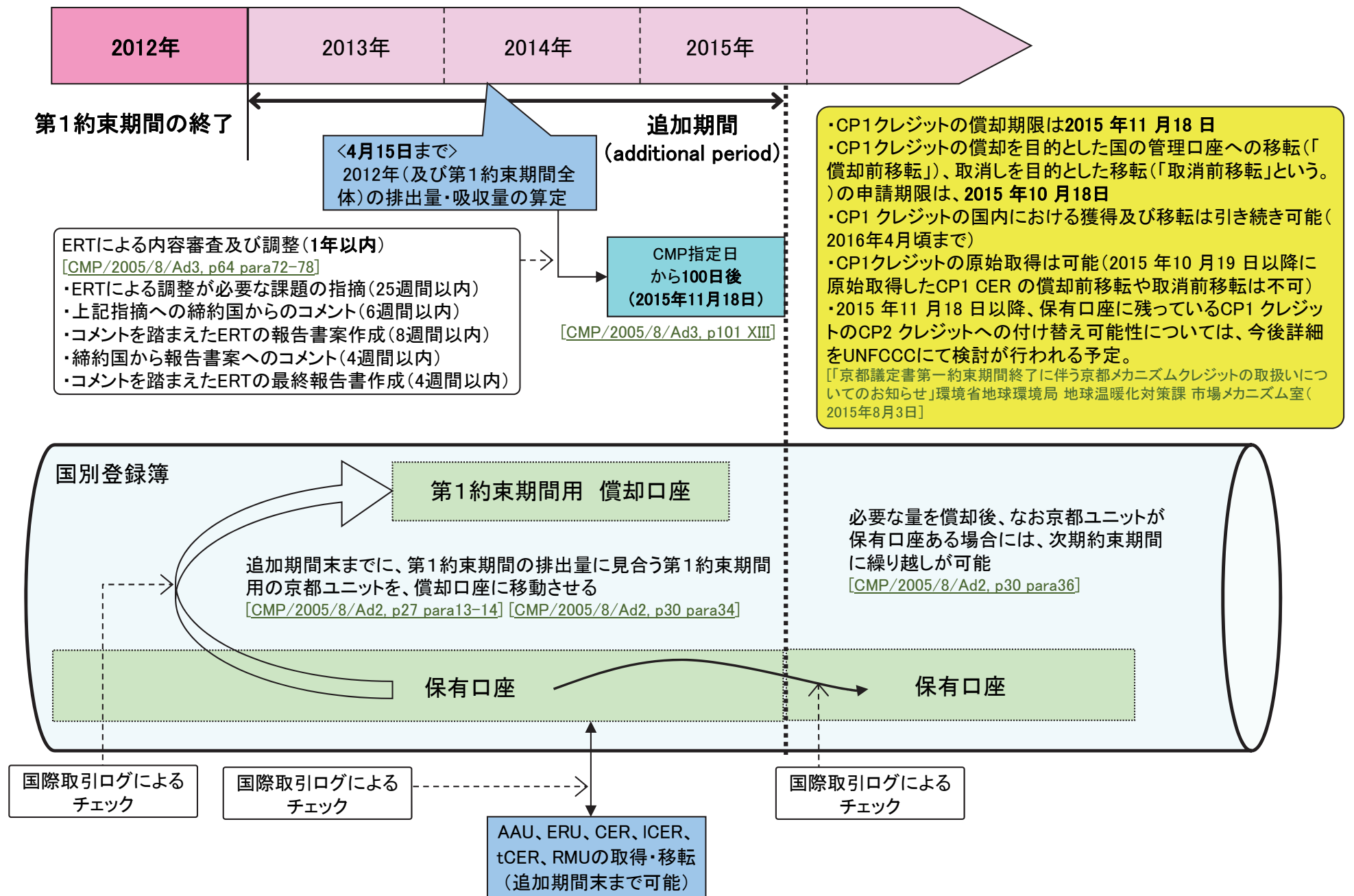
- ◆ 第1約束期間の追加期間末において、結果として国が京都議定書の不遵守(「総排出量」>「総排出枠」となった場合、国としての京都ユニットの移転資格が停止され(事業者も同様)、海外への京都ユニットの移転(売却等)ができなくなる [CMP/2005/8/Ad3, p102 para5(c)]
- ☞ なお、国が不遵守となった場合、「総排出量」>「総排出枠」の差分(排出超過分)について、1.3倍した量が、国全体の次期約束期間の割当量から差し引かれる [CMP/2005/8/Ad3, p102 para5(a)]

26. 京都ユニットの管理の流れ

26-1. 京都ユニットの発行、取得・移転



26-2. 京都ユニットの償却、繰り越し



26-3. 附属書 I 国の吸収量の算定方法

吸収源活動の定義

◆ 吸収源活動には京都議定書3条3項に基づく森林関連の活動と、3条4項に基づく追加的吸収源活動がある [CMP/2005/8/Ad3, p5 para1]

- ☞ 3条3項の活動、及び第1約束期間における3条4項の活動については、いずれも1990年以降の活動、行為が行われた土地が対象
- ☞ 非附属書 I 国におけるA/R CDMの対象となるのは3条3項に基づく森林関連の活動のみであるが、附属書 I 国における吸収量 (Removal unit: RMU) の算定には、3条3項、3条4項の両方が対象となる

3条3項 [KP 3条 para3]

- ☞ 森林の定義は、面積が0.05～1.0ヘクタール以上、かつ樹冠率はその10～30%以上を占める土地。その樹木は成熟した場合、2～5m以上の高さに成長するものだけとする。

新規植林 (afforestation)

- ☞ 少なくとも50年間は森林でなかった土地を、直接人為的に森林に転換すること

再植林 (reforestation)

- ☞ 過去には森林であったが、1989年末の時点で森林でなかった土地を、直接人為的に森林に再転換すること

森林減少 (deforestation)

- ☞ 森林である土地を、直接人為的に非森林の土地に転換すること

3条4項 [KP 3条 para4]

- ☞ 各国は右の活動の中から、3条4項に基づく吸収源活動として算定するものを選択できる [CMP/2005/8/Ad3, p6 para6]
- ☞ 各活動によって吸収量の算定方法が異なる

森林経営 (forest management)

- ☞ 森林の関連する生態的 (生物多様性を含む)、経済的、社会的機能を持続可能な方法で満たすことを目指した、森林である土地の経営と利用に関する一連の行為

農地管理 (cropland management)

- ☞ 農作物が生育する土地、及び農作物の生産のために確保されている、又は一時的に農作物の生産に利用されていない土地における一連の行為

放牧地管理 (grazing land management)

- ☞ 植物や家畜生産の量と種類を管理する一連の行為

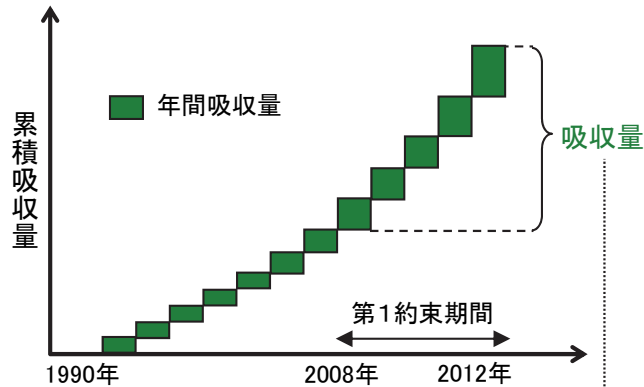
植生回復 (revegetation)

- ☞ 最小面積0.05ヘクタールであり、かつ新規植林・再植林の定義にあてはまらない植生を構築することを通じて現場での炭素ストックを増加させるための直接的人為的活動

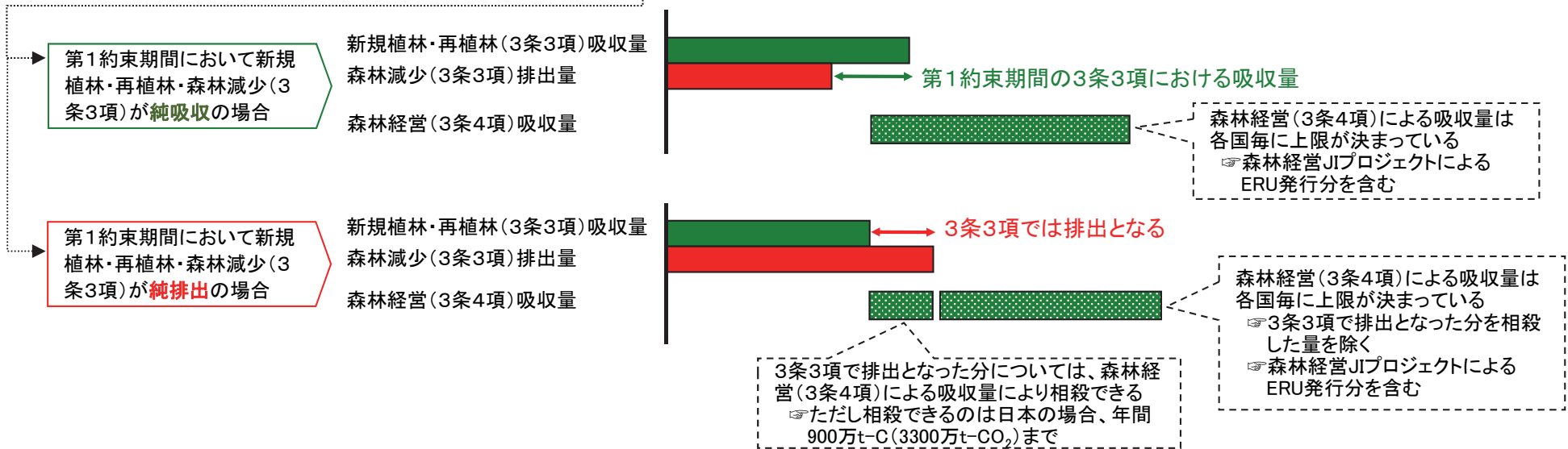
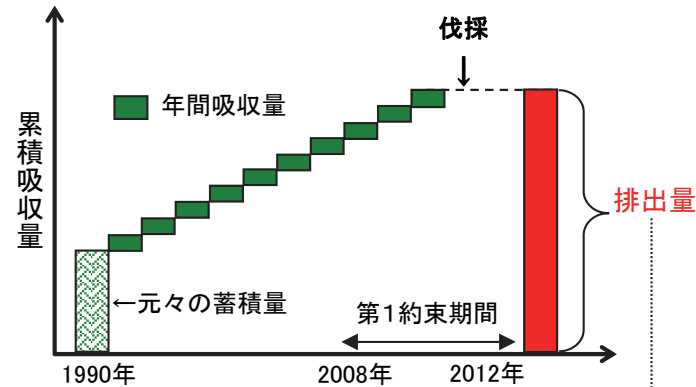
吸収量の算定方法(3条3項、3条4項の森林経営)

- ◆ 1990年以降に新規植林・再植林、又は森林減少(3条3項)及び3条4項の森林経営の活動が行われた土地について、第1約束期間中の吸収量から排出量(伐採の場合)を差し引いた量を吸収量としてカウントできる(グロス・ネット方式と言われる) [CMP/2005/8/Ad3, p8 para17]
- ◆ 上記が排出となる場合でも、3条4項の森林経営による吸収量を用いて、年間900万t-Cまで相殺できる [CMP/2005/8/Ad3, p6 para10]
- ◆ 3条4項の森林経営については、1990年以降に人為的活動が行われた土地を対象として、その土地における吸収量を算定できる [CMP/2005/8/Ad3, p7 para11]。なお算定できる量は各国毎に上限が決まっている [CMP/2005/8/Ad3, p9]。
 ☞ 上限は3条4項に関連するJIプロジェクトによるERU発行分含み、3条3項の排出分を相殺した後に適用される

新規植林・再植林(3条3項)における吸収量の考え方



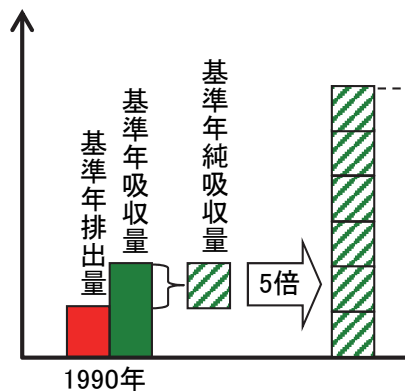
森林減少(3条3項)における排出量の考え方



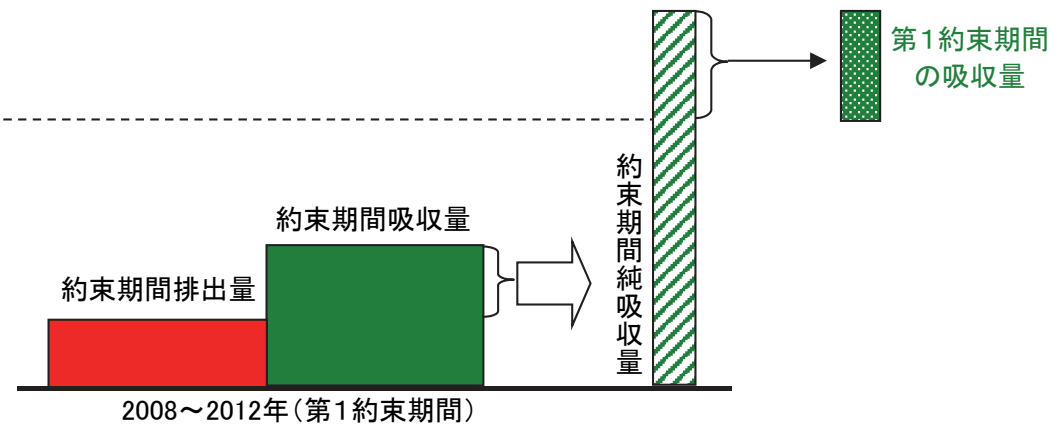
吸収量の算定方法(3条4項の農地管理、放牧地管理、植生回復) [CMP/2005/8/Ad3, p6 para9]

- ◆対象となる活動の、基準年における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を5倍する①
- ◆対象となる活動の、第1約束期間中における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を算定する②
- ◆①と②を比べて、②の方が多ければ、その分が第1約束期間の吸収量として算定する
 - ☞ ネット・ネット方式と言われる
- ◆3条4項の農地管理、放牧地管理、植生回復に関連するJIPプロジェクトについては、ERU発行量には上限はない

①基準年における純吸収量を算定し5倍



②第1約束期間における純吸収量を算定



27. 京都メカニズムに関連する日本の国内制度

27-1. 日本の国内制度の概要

京都議定書の締結(1-1関連)

- ⇒ 2002(H14)年5月21日に衆議院本会議において京都議定書の締結承認案が全会一致で可決され、2002年5月31日には参議院本会議においても全会一致で可決された。2002年6月4日の閣議において京都議定書を受諾することを決定し、同日に国連事務総長宛に受諾書を寄託した。

日本の京都メカニズムへの参加資格(24-1関連)

- ⇒ 2006(H18)年8月30日に割当量報告書を提出し、割当量が確定しており、2008年1月1日より京都メカニズムの参加資格を取得済み
 - ⇒ 日本の初期割当量は、59億2826万t(CO₂換算)
 - ⇒ なお日本は割当量の算定を含む、国全体の排出量の算定については、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については年度(4月～3月)ベース、HFC、PFC、SF₆については暦年ベース(1月～12月)で行うこととなっている

日本のERU、CERの繰り越し上限(24-3関連)

- ⇒ どちらも日本の初期割当量の2.5%であるため、(59億2826万t) × (2.5%) = 1億4821万t-CO₂が、日本のERU及びCERのそれぞれの繰り越し上限

国別登録簿(26-2参照)

- ⇒ 2007(H19)年3月26日に国別登録簿(正式名称は割当量口座簿)を稼働済み
- ⇒ また国際取引ログとも接続済み
 - ⇒ 2007～2011年において日本は約1億9000万tのAAU移転先、約645万tのERU移転先、約1億9191万tのCER移転先、約1万tのAAU移転元、約130万tのERU移転元、約7180万tのCERの移転元となっている <jpn-2011-sef-21feb>

DNAとCDM/JI承認プロセス(10関連)

- ⇒ 2002(H14)年7月19日に、地球温暖化対策推進本部決定として「京都メカニズム活用連絡会」を日本のDNA(指定国家機関)として指定済み。なお2005(H17)年4月28日に、「京都メカニズム推進・活用会議」が設置されDNAとなり、「京都メカニズム活用連絡会」は廃止された。
- ⇒ 2002(H14)年10月17日に「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業承認に関する指針」として、投資国の承認プロセスを決定済み。なおこの指針は2007(H19)年2月21日に改められている。

京都ユニットの会計処理(26-4参照)

- ⇒ 企業会計基準委員会(ASBJ)が、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2004(H16)年11月30日公表、2009(H21)年6月23日最終改正)を公開している

京都ユニットの税務上の取扱い

- ⇒ 法人税及び消費税の取扱いについて、国税庁課税部長から2009(H21)年2月13日付けで「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」という文書回答が出されている

京都ユニットの法的位置づけ

- ⇒ 京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会が2006(H18)年1月に報告した「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について」によれば、「クレジットの法的性質については、動産類似の性質を持つものと観念し、今後の国内立法及び裁判における基本的な準則であると整理する必要性を確認するものの、民事法体系に与える影響の大きさや国際調和の観点にかんがみ、現時点において、積極的にクレジットを動産類似のものとして法令上で明示する意義は小さいとの結論を得た」としている

新規植林・再植林CDMからのクレジットの補填に関する事項(19-2関連)

2008(H20)年6月13日割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令(地球温暖化対策の推進に関する法律)

<以下の用語については26-2参照>

新規植林・再植林CDMクレジットの補填手続

☞ 口座名義人が国の管理口座に償却を目的として、算定割当量のうち新規植林・再植林CDMプロジェクトから生ずるもの(t-CER又はI-CER)の振替の申請を行う場合には、口座名義人の登記事項証明書、印鑑証明書の他に、申請を行った口座名義人において当該申請に係るt-CER又はI-CERと同量の算定割当量を将来国の管理口座に移転する旨を記載した書面を添付しなければならない

森林の滅失等による植林クレジットの移転の制限

☞ I-CERについてUNFCCC事務局から補填を求める通知があった場合における当該通知に係るI-CERについての振替の申請があった場合(補填する目的で国の管理口座に振替の申請を行う場合を除く)には、環境大臣及び経済産業大臣は、国際ルールに基づき、当該I-CERの移転を行わない

特定認証排出削減量

☞ 地球温暖化対策法第34条の2第1項の特定認証排出削減量は、I-CERとする

特定認証排出削減量の補填手続

☞ 環境大臣及び経済産業大臣は、UNFCCC事務局からI-CERに係る森林の滅失等に伴う補填を求める通知があった場合で、当該通知に係るI-CERを保有する口座名義人が2以上ある場合には、それぞれの口座名義人が当該通知に係るI-CERを保有する数量の割合に応じて補填を求める

特定認証排出削減量の補填に用いることができない算定割当量

☞ 国際ルールに基づき、I-CERの補填に用いることができない算定割当量として、t-CER及び滅失等に係る事業とは別の植林事業から生じたI-CERとする

参考:日本国内の森林に関する決定事項

森林の定義(25-3関連)

☞ 日本における森林の定義は、最小面積 0.3ha、最小樹冠被覆率 30%、最低樹高 5m、最小の森林幅 20mとする

吸収源として算定できる吸収源活動とその定義(25-3関連)

☞ 「森林経営」=育成林については、森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈り、除伐等)、間伐、主伐)、天然生林については、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置

☞ 「植生回復」=1990年以降に行われる開発地における公園緑地や公共緑地、又は行政により担保可能な民有緑地を新規に整備する活動

土地の特定方法

☞ 全国土を地域ブロック、都道府県界等によって層化し、その境界内において森林経営等が行われたと適切に推計される土地の面積を報告

森林経営等に関する吸収量(25-1関連)

☞ 全約束期間分(5年分)をまとめて算定

以上「京都議定書の我が国の目標に係る割当量報告書の提出について、p15」より

森林経営(3条4項)による吸収量の上限(25-3関連)

☞ 森林経営(3条4項)による吸収量の日本の上限は1300万t-C/年(約4767万t-CO₂/年) [CMP/2005/8/Ad3, p9]

27-2. 日本の国別登録簿

◆日本の国別登録簿は、2007(H19)年2月16日から運用が開始されている(詳細は、<http://www.registry.go.jp/>参照)

- ☞ 割当量口座簿に関しては地球温暖化対策の推進に関する法律に条文がある(「[国別登録簿の申請手続に関する手順書](#)」環境省・経済産業省2010(H22)年3月29日版p38-39を参照)

地球温暖化対策の推進に関する法律及び関係政省令において用いられている正式な名称の意味は以下の通り

- ☞ **割当量口座簿**→国別登録簿(national registry)のこと
- ☞ **管理口座**→保有口座(holding account)のこと
- ☞ **算定割当量**→本資料中で言う「京都ユニット」のこと
- ☞ **振替**→京都ユニットの取得及び移転のこと

所管省庁

- ☞ 環境大臣及び経済産業大臣は、国際的な決定に従い割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転を行うための口座(管理口座)を開設する

割当量口座簿について

- ☞ 割当量口座簿は、その全部を磁気ディスクをもって調製する
- ☞ 割当量口座簿は、国の管理口座と、国内に本店又は主たる事務所を有する法人の管理口座に区分する

管理口座について

- ☞ 算定割当量の管理を行おうとする法人は、管理口座の開設を受けなければならない。
- ☞ 管理口座の開設を受けようとする法人は、必要事項を記載した申請書に必要書類を添付して環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない
- ☞ 管理口座は、一の内国法人につき一つに限り開設することが可能
- ☞ 口座の開設の虚偽の申請等については罰則に関する規定がある
- ☞ 口座名義人は自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる

算定割当量について

- ☞ 算定割当量の帰属は、割当量口座簿の記録により定まるものとする
- ☞ 国又は口座名義人は、その口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する
- ☞ 算定割当量は、質権の目的とすることができない

振替について

- ☞ 算定割当量の振替は、算定割当量を譲り渡す口座名義人の申請に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が、譲渡し、譲受けに係る管理口座に当該算定割当量についての増減の記録をすることにより行う
- ☞ 算定割当量の譲渡は、譲受人がその口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない
- ☞ 振替(他の締約国又は事務局からの振替を除く)によりその口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときを除き、当該算定割当量を取得する
- ☞ 国の管理口座への算定割当量の振替の申請を行う場合には、償却を目的とする移転、取消を目的とする移転、法第34条の2第2項の義務の履行(I-CERの補填関連)を目的とする移転、上記の目的以外を目的とする移転の別を記入する

信託について

- ☞ 算定割当量は信託を行うことができる。ただし、算定割当量の信託は、信託の受託者の管理口座に置いて信託の記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

申請方法（国別登録簿の申請手続に関する手順書 p6）

- ◆ 電子申請（e-Gov）の場合、予め電子証明書（有料）を入手して、パソコンからインターネットを通じて申請する
- ◆ 法務局が発行した電子証明書の場合、印鑑証明書と登記事項証明書は不要
 - ☞ 法務局以外の電子認証局が発行した電子証明書の場合、登記情報提供サービスで照会番号を取得するか、又は、登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）を添付する
- ◆ 各種申請手続に関する手数料及び電子申請の場合の処理期間の目安は以下のとおり。なお、処理期間はあくまで標準的な目安を示したものであり、申請の繁忙期、閑散期により変わる。
 - ☞ 手数料は申請後にインターネットバンキング又はATMから納付する
 - ☞ 日本国政府に対して償却や取消のために無償で移転する場合、手数料は不要であり、移転した証明書もパソコンから印刷できる

申請の種類	手数料	処理期間の目安
管理口座の開設	20,900円	1か月
算定割当量の振替	6,200円	1週間半（法務局発行の電子証明書による電子申請の場合は数日以内）
割当量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付	530円	1か月
管理口座の口座名義人の名称等の変更	-	1か月
管理口座の廃止	-	1か月

申請の種類（信託関係）		手数料	処理期間の目安
算定割当量の信託の記録	申請者＝委託者	6,200円	1週間半
	申請者＝受託者	-	
算定割当量の信託の記録の抹消	国内移転する場合	6,200円	1週間半
	受託者の固有財産にする場合	-	
受託者の変更による算定割当量の振替及び受託者変更記録等		6,200円	1か月
算定割当量の信託の記録の変更		-	1週間半

システムの利用可能時間（国別登録簿の申請手続に関する手順書 p7）

- ◆ 国別登録簿システムの利用時間は、平日6時～24時
- ◆ 土日祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）は利用できない
- ◆ 振替・口座変更・信託の申請書の作成、電子申請による振替の移転指示は、この時間内に行うことが必要
- ◆ システムの保守等の理由で、システムの運用の停止、休止、中断等を行うことがある（その際は、事前にホームページ上知らせがある）
- ◆ e-Gov 電子申請システムは24時間利用可能

情報公開（国別登録簿の申請手続に関する手順書 p6）

- ◆ 以下の事項は、国際的な決定に基づき、ホームページ上で日本語及び英語で情報を公開する
 - ☞ 管理口座の口座番号
 - ☞ 管理口座の口座名義人の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号
 - ☞ 算定割当量の管理を行う部署の名称、電話番号及び電子メールアドレス
- ◆ 代表者氏名、算定割当量の管理を行う部署の住所は公開されない
- ◆ 口座の残高や取引記録が公開されることはない

27-3. 投資国としてのCDMプロジェクトの承認プロセス

日本の事業者が参加するCDMプロジェクトについて、日本政府から投資国としての承認を受けるためのプロセスは以下のようにになっている（詳細は、2013(H25)年1月11日「クリーン開発メカニズムに係る事業の承認並びに民間事業者等の事業への参加の承認に関する指針」参照）

プロジェクト承認の申請者(プロジェクト参加者)

CDMプロジェクトの日本国外での実施又は排出削減量等の取得及び日本の割当量口座簿上の管理口座への原始取得を目的として、当該プロジェクト及び当該プロジェクトへの参加について日本国政府の承認を得ようとする者

(1) PDD(プロジェクト設計書)を作成(英語)

(2) 日本政府に提出する申請書〔クリーン開発メカニズムに係る事業及び事業への参加に関する承認申請書〕を作成
 ☞ 基本的に日本語で作成(該当部分のみ英語名を併記)
 ☞ 申請書は、①で作成したプロジェクト設計書の内容を抜粋することで、ほとんどの項目の記入が可能
 ☞ 推進・活用会議(右記参照)構成省庁から、支援を希望する省庁の名称を記入する
 ☞ 申請書の記載事項のうち、競争上の利益の確保の観点から非開示を求める部分があれば、当該部分にその旨を記入する

(3) 申請書及び添付書類の提出

☞ 添付書類としてPDDとプロジェクト参加者の財務状況に関する書類が必要
 ☞ 推進・活用会議構成省庁のうち、申請者希望担当省庁(申請者がプロジェクト支援担当省庁として希望する省庁をいう)のいずれかの申請窓口提出する

(7) プロジェクトに関する報告

☞ 国内のプロジェクト参加者は、プロジェクトに関する報告の手引きに従い必要な事項を、いずれか1つのプロジェクト支援担当省庁に対して報告する
 ⇒ 報告を受けた省庁は、速やかに、当該報告書の写しを他のプロジェクト支援担当省庁に送付する

京都メカニズム推進・活用会議(推進・活用会議)(DNA)

- ☞ 地球温暖化対策推進本部幹事会(幹事会)の下に設置
- ☞ 構成員は以下の省庁の課長級
 ⇒ 内閣官房、環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省、財務省
- ☞ 庶務は、環境省、経済産業省の協力を受けた内閣官房

(4) 推進・活用会議による承認申請書の受理とプロジェクト支援担当省庁の決定

- ☞ 申請を受け付けた省庁は、速やかに、当該申請書(添付書類を含む)の写しを他の申請者希望担当省庁へ送付する
- ☞ 申請者希望担当省庁は、承認基準に従い申請書を審査し、審査結果を推進・活用会議に報告する
 ⇒ 申請者希望担当省庁以外に追加的にプロジェクト支援担当省庁に参加する意向を有する省庁は、承認基準に従い申請書を審査し、審査結果を推進・活用会議に報告する
- ☞ プロジェクトの資金源に公的資金が含まれており、申請者が、当該公的資金がODAの流用ではない旨の政府確認を求めている場合は、審査を行う省庁は、当該資金を拠出した公的機関に対しそれがODAか否かを確認した上で、ODAである場合には、外務省に対し当該公的資金がODAの流用でないか否かについて確認を求め、その結果を推進・活用会議に報告する
- ☞ 推進・活用会議は、申請者の意向を踏まえ、プロジェクト支援担当省庁を決定する

(5) 推進・活用会議による承認/不承認の決定

- ☞ 推進・活用会議は、プロジェクト支援担当省庁として決定された省庁の審査結果(ODAの流用か否かの確認がある場合は外務省も含む)を踏まえ、承認又は不承認を決定する
 ⇒ 承認の審査は可能な限り迅速に行うこととし、標準処理期間を1月とする

承認の場合

- (6) プロジェクト支援担当省庁による承認レターの交付
- ☞ 承認された場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、政府承認レターを交付する
 - ☞ レターはプロジェクト支援担当省庁の大臣名による和文と英文による

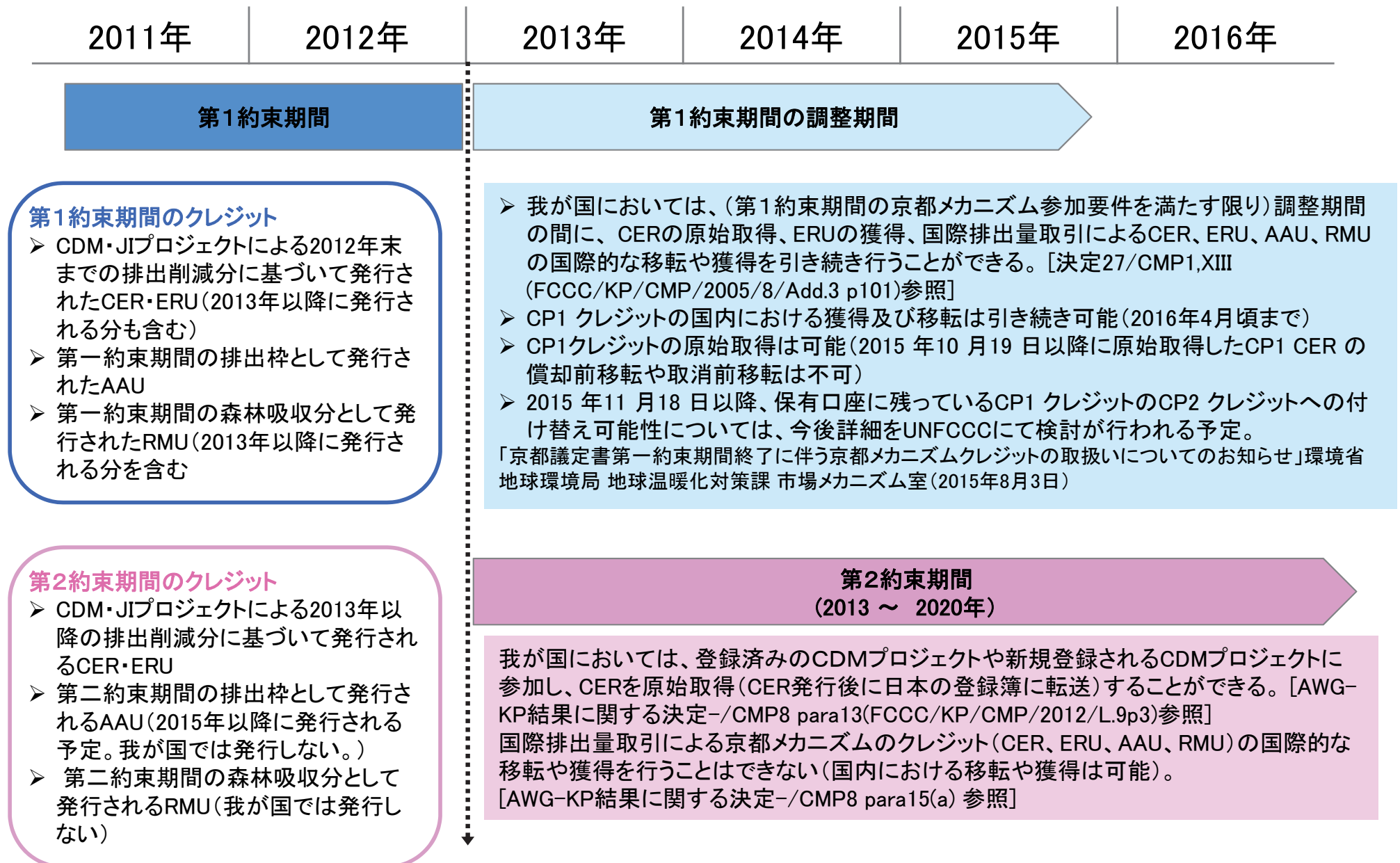
不承認の場合

不承認となった場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、その旨を、不承認となった理由とともに、文書により通知する(不承認となった案件においても、不承認となった理由を踏まえ申請書類を修正した際には、再度申請を行うことを可能)

承認基準

- ◆ 承認に当たっては、以下の基準に従って審査を行う(指定運営組織及びCDM理事会等が行うような審査を行うものではない)
 - ☞ プロジェクトの内容が、京都議定書、京都議定書締約国会合決定その他の国際的合意事項に反するものでないこと
 - ☞ プロジェクト参加者が、破産その他の事由により、プロジェクトの適確な遂行が明らかに困難な経営状況等であると認められるものでないこと

27-4. 第1約束期間のクレジットと第2約束期間のクレジットの取扱い



参照: 環境省地球環境局市場メカニズム室/経済産業省産業技術環境局地球環境連携・技術室 「2013年以降の京都メカニズムについて」「京都議定書第一約束期間終了に伴う京都メカニズムクレジットの取扱いについてのお知らせ」

27-5. クレジットの会計・税務処理

◆企業会計基準委員会(ASBJ)による、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2004年11月30日公表、2006年7月14日改正、2009年6月23日最終改正)〈<http://www.asb.or.jp/>〉がある(下記表は概要であり、詳細は原文を参照のこと)

- ☞ 自主的な行動計画として設定した数値目標や、将来何らかの義務が課された際の数値目標を達成するための補完的手段として京都メカニズムにおける排出クレジットを獲得し、これを排出量削減に充てることを想定した取引や、第三者に販売するために排出クレジットの獲得を図る取引等の会計処理の取り扱いを対象としている。(下表には未記載だが、試行排出量取引スキームにおいて排出枠を無償で取得する場合の会計処理も示されている)
- ☞ 排出クレジットは、無形の財産的価値があることから会計上は無形固定資産に近いと考えられている。また金融資産には該当しないものと考えられる。

		他者から購入する場合	出資を通じて取得する場合
第三者への販売目的で取得	契約締結時	仕訳なし	
	支出時(排出クレジット取得前)	「前渡金」とする。ただし、取得前に売却できる場合には「棚卸資産」とすることができる。	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする
	排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による(明らかに回収可能である場合を除き、評価減の要否の検討を行う)	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による(減損処理の適用の検討が必要)
	排出クレジット取得時	「棚卸資産」の取得として処理	
	排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による(期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、期末における当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額は投機の費用として処理する場合もあり得る)。	
	販売時	「棚卸資産」の販売として処理	
将来の自社使用を見込んで取得	契約締結時	仕訳なし	
	支出時(排出クレジット取得前)	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の区分に、当該前渡金を示す適当な科目で計上	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする
	排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による(固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。)	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による(減損処理の適用の検討が必要)
	排出クレジット取得時	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の取得として処理	
	排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による(減価償却は行わない)。ただし固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。	
	第三者への販売時	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の売却として処理	
	自社使用(償却目的による政府保有口座への排出クレジットの移転)時(注)	原則として「販売費及び一般管理費」の区分に適当な科目で計上。売上高に対応する商品等の仕入又は製造に要する原価については、「売上原価」又は「製造原価」とする。	

(注)実際に政府保有口座に移転していなくとも移転することが確実と見込まれる場合や第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当である。

京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて

◆環境省大臣官房審議官及び経済産業省大臣官房審議官から国税庁課税部長への「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」照会に対し、2009(H21)年2月13日付けで文書回答が出された

☞ 詳細は、<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/090219/01.htm#a01>参照

法人税について

☞ 内国法人が、償却を目的としてクレジットを取得(購入)し、当該クレジットを我が国の国別登録簿における同法人の保有口座から政府保有口座に移転する場合には、当該クレジットが政府保有口座に記録された日(当該クレジットの政府保有口座への移転が完了した日)を含む事業年度において、原則として、当該クレジットの価額に相当する金額を国等に対する寄附金として、損金の額に算入する企業ごとに排出削減義務が課された場合の会計処理は扱っていない。

⇒ この場合における当該クレジットの価額とは時価をいうこととなり、当該クレジットが政府保有口座に記録された日に近い売買実例等を参考として適正に算定することとなる。ただし、売買実例の把握が容易でないこと等により時価の算定が困難である場合には、当該内国法人の帳簿価額を当該クレジットの価額として取り扱う。

消費税について

☞ 内国法人が他の内国法人にクレジットを有償譲渡した場合には、当該取引は消費税の課税の対象となる。一方、内国法人による他の内国法人からのクレジットの有償取得については課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。

☞ 内国法人が外国法人にクレジットを有償譲渡する場合には、当該クレジットは消費税法施行令第6条第1項第5号に掲げる資産に準ずるものとして、同令第17条第2項第6号の規定により輸出免税が適用される。

⇒ なお、輸出免税が適用されるためには、当該クレジットの譲渡を行った相手方との契約書その他の書類で、消費税法施行規則第5条第1項第4号に掲げる事項が記載されているものを、当該譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、事務所等の所在地に保存する必要がある。

⇒ 消費税法施行規則第5条第1項第4号に掲げる事項とは、

当該資産の譲渡等を行った事業者の氏名又は名称及び当該事業者のその取引に係る住所等／当該資産の譲渡等を行った年月日／

当該資産の譲渡等に係る資産の内容／当該資産の譲渡等の対価の額／

当該資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称及び当該相手方のその取引に係る住所等

☞ 内国法人が外国法人からクレジットを有償で取得する場合は国外取引となり、消費税の課税の対象とはならない。したがって、当該内国法人においては、当該クレジットの取得について仕入税額控除することはできない。

参考: 排出量取引に関する売買契約書に対する印紙税の取扱い[国税庁][<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/inshi/6369/01.htm>]

☞ 京都メカニズムクレジット等は印紙税法上の無体財産権に該当しないので、1回の売買を行うために作成する契約書は印紙税の課税対象とならない

⇒ 「京都メカニズムクレジット等」とは、京都メカニズムに基づくものに加え、環境省自主参加型国内排出量取引制度に基づくもの(排出枠等)も含まれる

☞ 契約期間中における京都メカニズムクレジット等の売買を継続して行うために作成される契約書で、売買取引に共通して適用される取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格のうちの1以上の事項を定める契約書は、契約書1通につき4,000円の印紙税が課される。なお、このような契約書であっても、次のいずれかに該当するものは印紙税は課されない。

⇒ ①取引の当事者の一方又は双方が営業者でないもの、又は②契約期間が3か月以内でありかつ更新に関する定めのないもの



環境省地球環境局地球温暖化対策課
市場メカニズム室

100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

URL: <http://www.env.go.jp/>

IGES

公益財団法人 地球環境戦略研究機関
気候変動とエネルギー領域

240-0115

神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11

EMAIL: ce-info@iges.or.jp

URL: <https://www.iges.or.jp/jp/climate-energy/database.html>

©環境省 2018年

本書は環境省による「平成30年度二国間クレジット制度の対象国における効率的な制度実施体制の検討等及び等の実施支援MRV委託業務」の一環として公益財団法人地球環境戦略研究機関より発行されています。

掲載した情報に間違いがないよう最大の努力をしていますが、編者及びIGESは、本資料の利用によって被った損害、損失に対して、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

IGES Institute for Global Environmental Strategies
公益財団法人 地球環境戦略研究機関